生活文化常任委員会次第

令和3年12月9日(木)午前10時 於 大 会

1 開 会

	譲	争	(巾氏生沽局、農業委貝会関係 <i>)</i>
(1))付託a	された	議案
	議3	案(2	件)
	議多	案第 1	O O 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
		*	資料参照 和歌 国民健康保険課長
	議多	案第 1	02号 令和3年度明石市一般会計補正予算(第7号)[分割付託分]
			山口 市民生活室長
		×	資料参照 滝澤 マイナンバー担当課長
		*	資料参照 杉山 地球温暖化対策担当課長
(2))報告	事項(5件)
	ア	令和	3年度明石市一般会計補正予算(第5号)専決処分不承認に係る措置
		の報	告及び「市民全員・飲食店サポート事業」の実施状況について
		*	資料参照 浮田 市民サポート事業担当課長
	イ	第2	次明石市生涯学習ビジョン素案について
		×	資料参照 堂上 市民協働推進室長兼
			コミュニティ・生涯学習課長
	ф	第3	次明石市環境基本計画(素案)について
	•		
		**	資料参照 杉山 地球温暖化対策担当課長
	エ	明石	市一般廃棄物処理基本計画(素案)について
		×	資料参照 福村 資源循環課長
		*	貝介 1 夕 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5

- オ 明石まちねこプロジェクトの進捗状況について
 - ※ 資料参照 ……… 竹中 参事兼あかし動物センター所長
- (3) その他

3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 戸籍及び住民基本台帳について
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療保険について
- (3) 葬祭事業について
- (4) コミュニティ及び人権推進について
- (5) 男女共同参画及び生涯学習について
- (6) 文化芸術、国際交流、文化財保護及びスポーツについて
- (7) 商工業及び農水産業について
- (8) 環境衛生及び環境保全について
- (9) 動物愛護について

4 閉 会

以上

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)12月9日 市民生活局市民生活室国民健康保険課

議案第100号関連資料 明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 目的

出産育児一時金に係る産科医療補償制度の見直しが行われ、令和4年1月1日より当該制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げられることとなりました。また、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給額は420,000円を維持すべきとされました。

これらを踏まえ、健康保険法施行令が改正され、令和4年1月1日より出産育児一時金の支給額が404,000円から408,000円に引き上げられるため、本市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

2 概要

出産育児一時金の加算額を減額するとともに、出産育児一時金を引き上げる。

(1) 出産育児一時金支給額

	現行	改正案
出産育児一時金	404,000円	408,000円(+4,000円)
産科医療補償制度掛金(加算額)	16,000円	12,000円 (-4,000円)
合計	420,000円	420,000円 (±0円)

※ 産科医療補償制度

分娩機関を通じて掛金を支払うことで、分娩により重度の脳性麻痺となった児及びその家族の 経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺の原因分析を行い、再発防止策を講ずること により、紛争の防止・早期解決及び産科医療の向上を図ることを目的としています。

(2) 施行期日

令和4年1月1日

3 県内他市町の動向

全市町が同様の条例改正を行う予定です。

【参考】本市の出産育児一時金の支給実績

	I			1
		支給件数		十. 《人方百
		加算額あり	加算額なし	支給額
平成30年度	237件	224件	13件	99,332千円
令和元年度	207件	192件	15件	86,700千円
令和2年度	182件	169件	13件	76,232千円

生活文化常任委員会資料 2021 年(令和3年)12月9日 市民生活局市民生活室市民課

議案第102号関連資料 マイナンバーカード関連事務委託金等について

1 概要

今回の補正予算案は、①本年度前半のカード交付の急増に伴いマイナンバーカード 関連事務委託金の不足が見込まれることから国庫補助金を増額申請しこれに対応する、 ②国庫補助金を活用し、カードの取得促進を図るため出張申請を実施するとともに、 後期高齢者医療広域連合が年明けに75歳以上の未申請者に対しマイナンバーカード 交付申請書を送付することからこれに対応できるようカード交付体制を強化するため、 所要の経費を計上しようとするものです。

2 補正内容

(歳入)

マイナンバーカード交付事業費補助金	129,	600千円
マイナンバーカード交付事務費補助金	18,	270千円
合計	147,	870千円

(歳出)

マイナンバーカード関連事務委託金	129,	600千円
(カードの作成等に係る地方公共団体情報システム機構		
へ支払う委託料)		
カード取得促進、カード交付体制強化に要する経費	18,	270千円
(出張申請の実施に係る委託料等)		
合計	147,	870千円

※全額国庫補助対象(10/10)

3 今後のカード交付見込み

○R3.10月末の交付枚数 114,515枚 (交付率37.62%)

○今後のカード交付見込み	カード取得	○強化後のカード交付見込み
1か月当たり 2,800枚	促進、	1か月当たり 7,100枚
○R4.3月末の交付見込み	交付体制の	○R4.3月末の交付見込み
128,515枚	強化	150,015枚
(交付率42.22%)	\Rightarrow	(交付率49.28%)

(参考) 国のマイナンバーカード交付円滑化計画のR4.3月末目標値 185,557枚(交付率61.05%)

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)12月9日 市民生活局環境室環境総務課

議案第 102 号 関連資料

家庭用燃料電池及び蓄電池補助金事業について

1 提案理由

家庭用燃料電池及び蓄電池補助金事業について、9月30日をもって申請の受付を終了したところ、予算を超過する応募がありました。

本事業は「気候非常事態宣言」に基づく主要な取組であり、住宅におけるエネルギー利用の効率化が図られることにより、家庭部門の脱炭素化に大きな効果が見込まれます。

市民の皆様から想定を上回る積極的な検討をいただいている状況であることから、「2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロ」を表明している本市としましては、今年度は全申請者に補助金を交付し、地球温暖化対策の推進を図りたいと考えています。

以上のことから、下記のとおり、補正予算を計上するものです。

2 補助金申請の受付状況について

(1)受付期間

2021年7月1日から9月30日まで

(2) 受付件数及び申請額

	当初予定		実績	
	件数	予算額(千円)	件数	申請額(千円)
家庭用燃料電池(3万円/件)	75	6 000	129	3, 870
家庭用蓄電池(上限8万円/件)	75	6, 000	125	9, 838
合 計	75	6,000	254	13, 708

3 補正予算案

歳出 負担金補助及び交付金 7,710 (千円)

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)12月9日 市 民 生 活 局

報告第17号関連資料

令和3年度明石市一般会計補正予算(第5号)専決処分不承認に係る措置の 報告及び「市民全員・飲食店サポート事業」の実施状況について

「市民全員・飲食店サポート事業」に係る専決処分不承認に関する具体的な事務の対応及 び現時点における事業の実施状況につきまして、下記のとおり報告いたします。

1 専決処分不承認に関する具体的な事務の対応

(1) 委託先について

配達の委託先について、価格や配達期間などに関して複数事業者から比較検討する必要があるとの指摘を受け、日本郵便と大手民間事業社3社との比較を行いました。

その結果、民間事業社2社が金券配送や個人宛配送が不可能であり、民間事業社1社は、 価格において日本郵便の約1.5倍、配達期間は3倍程度かかるなど、結果としてあらため て日本郵便への委託が妥当との結論となりました。

(2)世帯単位の配達について

世帯単位の配達にすると、経費を抑制することが可能ではないかとの指摘を受け、あらためて検討いたしました。

世帯単位の配達については、各世帯の人数分に合わせた封入封緘が煩雑な作業となり、個人単位に比べ5倍の時間がかかるということ、DVなど各家庭事情への対応作業が煩雑になること、届いた封筒で1冊足りないなどの申し出が市民からあっても実情の確認ができず、市民との信頼関係を損ねる原因となりうることなどから、結果としてあらためて個人単位で配達することと致しました。

(3)配達手法について

日本郵便での配達手法について、チケットにナンバリングをするなど盗難防止策を施した上で経費を抑制できる特定記録郵便を採用するなど、配達手法を十分に検討するべきとの指摘を受け、あらためて検討致しました。

ナンバリングを行った場合、チケット印刷費用は 1.3 倍程度になりますが、ゆうパック 438 円、簡易書留 371 円、特定記録郵便 275 円の配達費用の差額を考えると、全体的な経費 としては特定記録郵便が最も安価となります。

しかしながら、高齢者などを対象とした過去の事例から特定記録郵便では 600 件を超える盗難事案が発生する恐れがあること、被害にあった市民の方には警察への被害届や市への再発行の申請など多大な負担をかけること、封入封緘時に宛名とナンバリングが1つでも間違えれば盗難防止策としての信頼を失うこと、封入封緘の作業期間が2倍以上になることなどから、市の信用として市民に確実にお届けするという観点からも、ゆうパックなどの対面式を採用するのが妥当との結論となりました。

なお、同じ対面式の簡易書留は、配達員が限定され、配達に相当な期間を要することから、スピードと効率性を重視し、結果としてゆうパックを採用することと致しました。

2 事業の実施状況(中間報告)

(1) 交付対象者

全市民 304,505 人

※令和3年8月1日時点で明石市の住民基本台帳に登録がある人

※実交付人数 301,167 人(約99% 11月19日現在)

(2)給付額

1人あたり 5,000円 (500円券×10枚)

(3) 利用券の対象事業者

飲食事業者、テイクアウト事業者、日用品販売事業者、サービス事業者、タクシー・介護タクシー事業者 など

※市内約1,000事業所で利用が可能

(4) 利用券の有効期限

令和3年8月30日から令和3年12月31日

(5) 利用券の使用状況等(11月15日現在)

①使用率

発券額:1,522,525千円 換金額:592,382千円 使用率:約38.9%

②換金における統計データ

●業種別

業	種	飲食・食料品等	日用品・サービス等	タクシー	その他
金	額	389, 188, 000 円	172, 468, 000 円	24, 592, 000 円	6, 133, 500 円
割	合	65. 7%	29.1%	4.2%	1.0%

●地区別

地	区	明石地区	西明石地区	大久保地区	魚住・二見地区
金	額	348, 091, 500 円	85, 449, 000 円	80,065,000円	78, 776, 000 円
割	合	58.8%	14.4%	13.5%	13.3%

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)12月9日 市民生活局市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課

第2次明石市生涯学習ビジョン素案について

1 ビジョン策定の趣旨

2009 (平成 21) 年 10 月の (第 1 次) 明石市生涯学習ビジョン策定から 10 年以上が経過し、その間、少子高齢化はますます加速し、デジタル技術の飛躍的発展、男女共同参画意識や共生社会意識の浸透、さらには、新型コロナウィルスの流行により、生活様式や社会規範・経済活動意識の変革が進み、社会情勢は大きく変化しています。

このようななか、今必要とされる「学び」とは何かを明確にし、行政(市)や中間支援組織のほか、様々な生涯学習関係団体や、民間も含めた生涯学習関係施設などが、生涯学習をどう担っていくのかといった指針とするため、第2次生涯学習ビジョンを策定するものです。

2 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、(仮称)「あかしSDGs推進計画」の個別計画と位置づけ、(仮称)「あかしSDGs(前期・後期)戦略計画」に定める生涯学習にかかる施策についての具体的な方向性を示すものとします。

3 ビジョンの基本理念及び基本方針

- (1) 基本理念(生涯学習を通じて本市が目ざす社会の姿)
 - ①全ての市民が自己実現を図り豊かな人生を送れる社会 市民一人一人が生涯学習を通じて成長し豊かになる社会を目指します。
 - ②性別、年齢、障害の有無など多様性を認め合う社会 多様性を意識した生涯学習の推進を通じて、誰一人取り残されない共生社会 の実現に近づけます。
 - ③市民の公共意識 (シチズンシップ) が高い社会

多様な生涯学習施策を通じて市民の公共意識(シチズンシップ)を高め、市民の地域社会への参画や社会的課題解決を導く活動参加につなげていきます。

(2) 基本方針

①多様な主体が生涯学習を推進

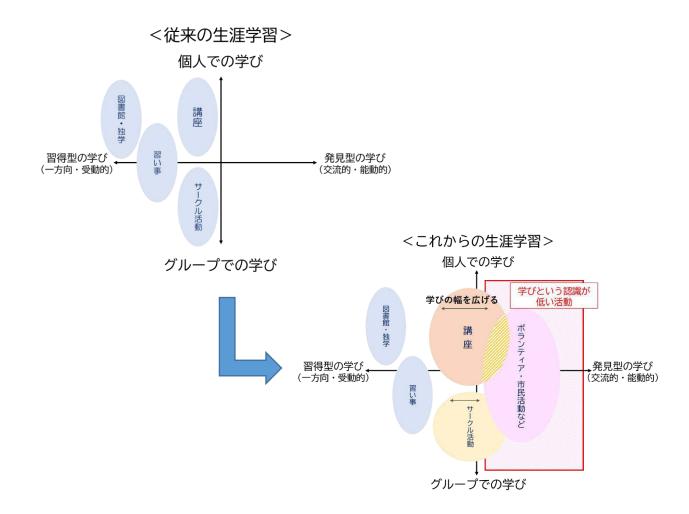
行政や中間支援組織の学習支援を充実させ、多様な主体が生涯学習の担い手として連携・協働しながら全ての市民における生涯学習を推進していきます。

②多様な方法で生涯学習を推進

個人の気づきや成長につながるあらゆる活動が学びの場であると捉え、オンラインなどデジタル技術も積極的に活用し、多様な場、多様な方法により生涯学習を推進していきます。

4 ビジョンのポイントと今後の取り組み

従来の生涯学習は、他人から新たな知識を得る「習得型」の学びが中心でした。しかし近年では、「自分の経験」「他の人との関わり」「様々な活動」を通じて新たな気づきが得られることが確認されており、これまで生涯学習という認識が低かったこれらの活動の中に自分を成長させる「発見型」の学びがあるという考え方が重要視されています。そこで本ビジョンにおいては、「活動」そのものが学びであり、支援すべき「生涯学習」に含めるという視点をポイントとし、下記の5つの取り組みを進めていきます。



(1)様々な形態の学習機会を創出し学びの幅を広げる

知識や技能を習得する学びに加え、人との関わりや活動する中での学びなど、様々な学びの形態(スタイル)を創出し学びの幅を広げていきます。

(2) ライフステージを意識した学習の提供

多様化するライフスタイルの中で、学びを通じた成長や自己実現を図るため、 人生の場面に応じた学びの機会を提供します。

(3)「学び」と「活動」の場をつなげる

学びで得た知識や経験が個人にとどまらず、活動を通じて成長するという視点を持ちながら、学びの成果を社会や地域に生かす仕組みづくりを推進します。

(4) 誰もが等しく学べるための条件整備

時間や場所、障害の有無、言語の違いなど、誰もが等しく学びを得ることを 妨げる様々な要因があります。学びのニーズやそれらの要因を考慮しながら、 誰もが等しく学ぶための条件整備に取り組みます。

(5) 生涯学習関係施設の機能充実

市内には、様々な学びの施設があります。それぞれの施設で求められる機能を充実させ、これからの生涯学習に必要な学びを、関わり合い、連携しながら 提供することで、学びを深め、広げていきます。

5 今後のスケジュール

2021(令和3)年12月~ 2022(令和4)年2月下旬 パブリックコメントの実施

第7回明石市社会教育委員会議開催

・パブリックコメントの結果報告

・第2次明石市生涯学習ビジョン(最終案)

の確認

3月下旬 第2次

第2次明石市生涯学習ビジョン 策定

第2次明石市生涯学習ビジョン

【素案】

2021年(令和3年)12月 明 石 市

第2次明石市生涯学習ビジョン(素案) 目次 ========

第1章	生涯学習ビジョン策定の趣旨	
1. 生》	重学習とは	
(1) 4	 主涯学習の概念	. 1
(2) 5	生涯学習の目的	. 2
2. 社会	会の変化と国における生涯学習の方向性	
(1) カ	①速化する社会の変化	. 3
(2)	国における生涯学習推進の方向性	. 4
3. 第2	2次生涯学習ビジョン策定の目的と位置づけ	
(1) 第	策定の目的	6
(2) 7	トビジョンの位置づけ	6
(3)	十画期間	. 7
第2章	明石市における生涯学習の現状	
1. 明初	5市のまちづくり	
(1) 月	月石市におけるまちづくりの現状と将来像	8
(2) 7	ト市の生涯学習の取り組み	··· 1 1
2. 明初	5市の生涯学習の現状	
(1) 市	ち民の生涯学習への意識	13
(2) 4	上涯学習事業の傾向	. 14
(3) 4	上涯学習施設	15
(4)層	高齢者学習	. 17
(5)	学習の支援	. 17
第3章	明石市の生涯学習の方向性	
1. 基	本理念(生涯学習を通じて本市が目ざす社会の姿)	19
2. 基	本方針(基本理念を実現するための生涯学習の推進方針)	
(1)	基本方針	- 20
(2) 4	主涯学習の方法・スタイル····································	21
第4章	学習提供者・支援者として必要な取り組み	
1. 様/	マな形態の学習機会を創出し、学びの幅を広げる	
(1)	多様な知識を習得する機会の創出	·· 24
(2)	関わり合いながら学ぶ機会の創出	- 26
(3)	舌動を通じて学ぶ機会の創出	28
2. ラー	イフステージを意識した学習の提供	
(1) 4	め児・児童・生徒期	30

(2) 成人期	34
(3) 高齢期	37
3.「学び」と「活動」の場をつなげる	
(1)「学び」と「活動」の場をつなげる	39
4. 誰もが等しく学べるための条件整備(学びを妨げる要因を取り除く)	
(1)場所や時間等に捉われない学び	. 42
(2) 障害の種類・程度に合わせた学び	43
(3)言語や文化の壁を越えて社会参画につながる学び	45
5. 生涯学習関係施設で充実させたい機能	46

第1章 生涯学習ビジョン策定の趣旨

1 生涯学習とは

(1) 生涯学習の概念

生涯学習とは、「人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において行われる学習」(※教育基本法)とされており、学校教育だけでなく、スポーツやレクリエーションを含む社会教育や家庭教育の場での学習、読書など自己で行う学習、文化活動やボランティア活動を通じての学びなど、あらゆる「学習」を包含した概念です。

※教育基本法においては、生涯にわたる学習とその成果を適切に活かすことができる「生涯学習社会」の 実現が図らなければならない(第3条)とされており、この生涯学習の理念のもと、我が国の教育が行われなければならないことが謳われています。

また、「学習」とは何かについては、従来は授業を受ける、講座を受講する、図書館で本を読むなど、他人から知識を得ることが中心でしたが、近年では、「自分の経験から学ぶ」「他の人との関わりの中から学ぶ」「様々な活動から学ぶ」ということが「学習」の中で重要であると認識されるようになり、さらに「活動そのものが学びである」という考え方が広がりつつあります。

このように、「人とのかかわり」や「活動」が「学習」の重要な構成要素であるといえます。

【「学習の場」における態様】

学習の場	教育的行為	活動における学び	人とのかかわりにお ける学び	個人での学び
教育機関	授業、生活指導	行事、クラブ活動、課	友人や教師との交流	図書室での読書
(学校等)		外活動		
家庭	親子での勉強、しつ	スポーツ、レクリエー	家族との交流	宿題、自主学習
多庭	け	ション		
職場	研修、OJT	業務上の経験	顧客、職場仲間との交	自主学習
胡科河			流	
地域社会	講演会、講座、教室	地域活動(自治会など)	、ボランティア活動、サ	図書館での読書
地域社会		ークル活動、スポーツ、	レクリエーション	

(2) 生涯学習の目的

生涯学習の目的は、市民にとっては「一人ひとりが人生をより豊かにすること」です。住民(市民)の福祉向上を目的とする行政(市)としても、第1義的にはそれは同じです。行政は市民一人ひとりの人生が豊かになるために、社会全体をよくする役割を持ち、生涯学習をまちづくりの施策としてとらえた場合、「よりよい社会づくり」という視点も必要になります。

本市では、第1次生涯学習ビジョンにおいて「ESD=持続可能な開発(社会づくり)のための教育(※語句説明:今後作成する資料集を参照、以降同じ)」の概念を取り入れ、より良い社会づくりのために、市民が地域社会に参画していくことを学習の基本理念のひとつとしました。

今、「SDGs=持続可能な開発目標(※)」の取り組みが国を挙げて進められており、本市もSDGsの推進を市政の基本としています。

このようなことから、「よりよい社会づくり」ということも、生涯学習の目的であると捉えることができます。

2 社会の変化と国における生涯学習の方向性

(1)加速化する社会の変化

1965年、ユネスコにおいてポール・ラングラン氏により人類が社会の変化の中で生きてい くために必要な「生涯教育」の概念が世界で初めて提唱されて以降も、世の中は絶え間なく変化 し続けています。

我が国においては、人口減少・少子化・高齢化が加速し、グローバル化、コミュニティ意識の 希薄化、社会的孤立の拡大など、社会をとりまく課題はますます多様化し複雑化しています。

また近年、平均寿命が飛躍的に延び、「人生100年時代」と言われるように、「高齢者」とい う意識が変わり、人はより長く働き続け、社会的な活動にも積極的にかかわっていくことが求め られています。

さらには、IoT(※)、ロボット、AI(※)、ビッグデータ(※)などの技術の活用により、経済発 展と社会的課題の解決を両立する、人類の歴史としての狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社 会に続く新たな社会「Society5.0(※)」の到来が期待されています。Society5.0 の到来によ り、これまで当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが劇的に変化する 「パラダイムシフト」が生じるであろうと考えられ、人々はこのような状況に適応していくこと が求められます。

【「Society5.0」において両立を目指す経済発展と社会的課題(例)】

- エネルギーの需要増加
- → 温室効果ガスの排出増
- ・ 食料の需要増加
- → 食料の増産や食品ロスの増大
- 寿命延伸 高齢化
- → 社会コストの増大
- 国際的な競争の激化
- → 持続可能な産業化
- ・富の集中や地域間の不平等 → 富の再配分や地域間の格差是正

(2) 国における生涯学習推進の方向性

これまで我が国においては、その時代時代に応じた生涯学習施策の方向性が示されてきました。そのなかには、いまでも重要な考え方が示されています。特に、2008年の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について〜知の循環型社会の構築を目指して〜」では、今後新しい知識を創造し、課題解決に結びつける総合的な「知」が社会のあらゆる領域で重要となることを前提に、持続可能な社会を構築するためには、生涯学習の推進にあたっては「個人の要望」と「社会の要請」のバランスをとることの重要性が指摘されています。

個人の要望

健康づくり

なかまづくり

教養の向上

知識・技能の向上

文化・スポーツに親しむ

など

社会の要請(社会的課題)

人口減少・少子化・高齢化 つながりの希薄化・社会的孤立 人にやさしい共生社会 子育て支援 環境保護・まちの美化

など

現時点(2022年)で、国の今後の方向性は、2018年に文部科学省が策定した「第3期 教育振興基本計画」において明記されています。

生涯学習については、今後の教育政策に関する基本的な5つの方針の3番目に「生涯学び、 活躍できる環境を整える」として、次の4つの目標※が示されています。

目標10: 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

目標11: 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

目標12: 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

目標13: 障害者の生涯学習の推進

※第3期教育振興基本計画には全部で21の政策目標が掲げられています。

これら目標の背景には、人生100年時代を迎える個々人の立場では、生涯学習とは知識や技能等を学び、活用して知的・人的ネットワークを構築し、可能性を広げることであり、そのためにも若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間づくりの環境など、動機づけが重要となることがあります。また、少子高齢化や人口減少に直面する社会からすれば、高い質の仕事の創出や労働の効率性の向上、地域コミュニティの維持・活性化や社会的包摂(※)に資する学習機会の充実、特に地域課題解決のための学びの推進や拠点となる社会教育施設の効果的な活用や地域の学校や大学との連携が望まれる、といった点があります。

何よりも、来るべき社会、Society5.0 に応じた仕事や、そこで求められる効率の高い労働に応じるためには若年期の知識や技術だけでは難しく、学び直しの機会や学びの継続が必要で、そのためには、望めば e-ラーニング(※)などを活用しながら、大学や専門学校での専門的な教育の受講や最先端の研究活動に身を置くことができるような支援や企業の理解も不可欠です。また、SDGs の理念である「誰ひとり取り残さない」との社会的包摂を進め、多様な人材が地域づくりやコミュニティの維持に関わるために、例えば卒業後の障害者の学びの機会の創出や、障害者の芸術、文化、スポーツ活動への参加の促進、外国人の市民の活躍の場の創造に資する生涯学習が無くてはならないのです。

このように、「人生を豊かにする個々人のために学び続けられる環境整備」と「持続可能な社会のための人づくり」ということが、国の生涯学習推進の大きな柱であることがわかります。

3 第2次生涯学習ビジョン策定の目的と位置づけ

(1) 策定の目的

2009年10月に(第1次)明石市生涯学習ビジョンを策定し、10年以上が経過しました。 その間、少子高齢化の加速化やデジタル技術の飛躍的発展に伴う生活環境の変化、男女共同参画 意識や共生社会(※)意識の浸透、さらには、新型コロナウィルスによる人間の生活様式や社会規 範・経済活動意識の変革が進んでいます。

このような社会情勢の変化や、生涯学習に対するニーズの拡大を踏まえ、改めて今必要とされる「学び」とは何かを明らかにし、行政(市)や中間支援組織(※)のほか、民間も含めた生涯学習関係施設、様々な生涯学習関係団体などが何をどう取り組むのかといったよりどころとなる「道しるべ」として、第2次生涯学習ビジョンを策定するものです。

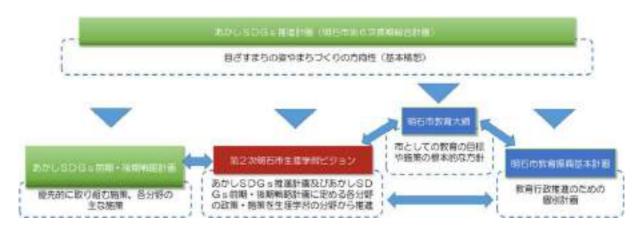
(2) 本ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、市政の最上位計画である「あかしSDGs推進計画」の個別計画と位置づけ、「あかしSDGs(前期・後期)戦略計画」に定める生涯学習にかかる施策について、より具体的な方向性や取り組みを示すものとします。

また、生涯学習は学校や家庭、職場などでのあらゆる学びを包含する概念ではありますが、その中でも、本ビジョンは社会教育を対象とし、学校教育・家庭教育は明石市教育振興基本計画(あかし教育プラン)にて規定するよう役割分担を行います。

なお本ビジョンは、明石市教育大綱の「方針4 生涯を通じて学び、その成果を生かすことができる環境の充実」の関連計画と位置付けます。

【本ビジョンと主な計画との関係イメージ】



(3)計画期間

本ビジョンの計画期間(有効期間)は社会情勢の変化を見据え、概ね10年程度とします。

第2章 明石市における生涯学習の現状

____ 1 明石市のまちづくり

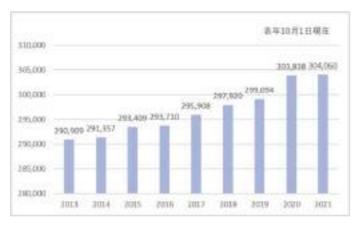
(1) 明石市におけるまちづくりの現状と将来像

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中で、本市は「こどもを核としたまちづくり」「誰にも やさしいまちづくり」を重点的に推進し、本市の魅力や特性を全国に発信した結果、子育て世代 を中心に転入者が増えるなど、総人口は2013年から8年連続で増加しており、2020年10月現在で約29万9千人です。年齢区分別に見ると、生産年齢人口(15~64歳)の人数・割合が逓減するとともに、老年人口(65歳以上)は逓増しており、全国的な傾向と比較して緩 やかではあるものの高齢化は進んでいます。一方で、年少人口(14歳以下)の人数・割合は2015年から増加に転じており、合計特殊出生率も増加傾向で全国や兵庫県の平均を上回るなど、持続可能な人口構造の兆しがみられます。

【3年齡区分別人口推計】

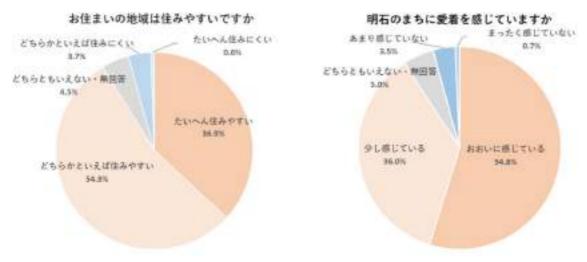


【国勢調査による推計人口の推移】



※人口関連の数値、グラフについては、現時点での市統計情報をもとに作成しています。

今後、国勢調査の確定値が公表されます ので、記載の数値等は更新する予定です。 また、2019年に実施した市民意識調査では、「住みやすいと思う人」の割合が91.2%、「まちに愛着を感じる人」の割合が90.8%と非常に高い数値となっており、シビックプライド(市民のまちに対する誇りや愛着)の高まりが見てとれます。



2019 まちづくり市民意識調査(18歳以上の市民5,000人(内2,000人は過去5年以内の転入者を抽出)を無作為抽出し、調査を実施)

1)明石のまちについて 問1-1 「明石のまちに愛着を感じていますか」

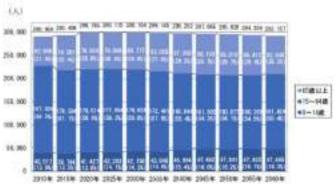
問1-2 「お住まいの地域は住みやすいですか」 より抜粋

こうした近年の人口増や出生率の高まりをふまえて、2030年までは総人口が緩やかに増加し続けることを目標にしていますが、自然動態(出生-死亡)の減少に伴い、長期的な人口減少は避けられない状況です。

本市では今後一層、持続可能で、誰一人取り残さないまちを目指して、「SDGs未来安心都市・明石~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~」を掲げ、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現に取り組みます。



【SDGs推進計画による将来人口推計】



「(仮称) あかしSDGs前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))」では、「環境」「社会」「経済」の三側面のバランスのとれたまちづくりを行うため、施策展開の5つの柱を設定し、このうち「2 笑顔あふれる共生社会をつくる」の中に、生涯学習の推進を位置づけています。

【まちづくりの施策展開の5つの柱】

1	豊かな自然と共生し、 暮らしの質を高める	豊かな自然と共生し、自然と調和の取れたまちづくりを 進めることで、より快適で持続可能な暮らしを実現しま す。
2	笑顔あぶれる共生社会 をつくる	誰もが住み慣れた地域で自分らしく、社会の一員として 生きがいを持って暮らし続けられる笑顔あふれる共生 社会づくりを進めます。
3	こどもの育ちをまちの みんなで支える	将来のまちづくりの担い手であり、まちの未来であるこ どもの育ちを社会全体で支えます。
4	安全・安心を支える 生活基盤を強化する	市民の暮らしや経済活動を支える、持続可能で安全・安心な生活基盤を整えます。
5	まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す	まちの宝物を生かし、更に、新たな魅力を生み出して人を呼び込むとともに、多様な働き方を実現できる雇用環境づくりや地域経済の循環を推進し、まちの元気につなげます。

(2) 本市の生涯学習の取り組み(※)

本市では1960年に最初の市立公民館が開設され、ここで各種団体によるコミュニティ活動がはじまるとともに、生活の向上をめざした社会教育が展開されるようになりました。

人口増加が進む1972年以降、市立中学校や小学校のなかにコミュニティセンター(以下「コミセン」という。)の整備を進め、本市がコミセンを拠点としたコミュニティのまちとして成長していくなかで、様々な講座やサークル活動も活発に行われるようになり、市民の自主的な学習活動が花開いていきました。

その後高度成長期のなか、高齢者大学校あかねが丘学園、中央公民館、市立図書館、市立博物館など、社会教育施設の整備を進めてまいりました。

平成の時代(1989年~)になると、全国的に教育行政としての「社会教育」から総合行政としての「生涯学習」への転換が進むようになり、いつでもどこでも誰でも学ぶことができ、自己実現を図ることができる「生涯学習」の環境整備が積極的に進められるようになりました。

本市においても新たな生涯学習の拠点の必要性が議論され、1997年には本市初となる、あるべき生涯学習の姿を示した「生涯学習の道しるべ」(以下「道しるべ」という。)を策定し、そして2002年に、社会教育施設としての中央公民館にかわり、「道しるべ」に示された生涯学習の拠点施設である「明石市生涯学習センター」を開設しました。

その後、2006年に本市が策定した「協働のまちづくり推進に向けて」において、中学校コミセンは地域の生涯学習の拠点、小学校コミセンは地域コミュニティによる協働のまちづくりの拠点とする役割分担が行われました。

それ以降、本市では主に中央の拠点である「生涯学習センター」と地域の拠点である中学校 コミセンにおいて市民の学習を支援してまいりましたが、このような変化のなか策定から10年 以上が経過した「道しるべ」に代わる生涯学習の指針が必要となり、2009年に「(第1次) 明 石市生涯学習ビジョン」を策定しました。

(第1次)生涯学習ビジョンでは、当時ユネスコを中心に議論されてきたESDの概念を取り 入れ、それまで重視されてきた学習による「より良い人生」の実現からさらに一歩進め、学習に より力をつけた個人が「社会へ参画」することにより「より良いまちづくり」をも実現していく

生涯学習をめざすこととなりました。

このような生涯学習ビジョンの考え方に基づき、生涯学習センターを中心に新たな取り組みを展開してまいりましたが、 2017年に生涯学習センター・男女共同参画センターに指定管理者制が導入されて



以降は、市民一人ひとりの主体性を育み、市民力を高めることを目ざして、生涯学習推進・男女 共同参画推進・市民活動支援の3つの機能や特徴を活かしながら、地域におけるまちづくりや市 民活動の支援と学習をリンクした取り組みが積極的に行われるようになりました。

また、2020年以降は、新型コロナウィルスの拡大に伴う市民の生活様式の変化により、 オンライン学習など、中学校コミセンやあかねが丘学園における学習を見直す取り組みも進めて います。

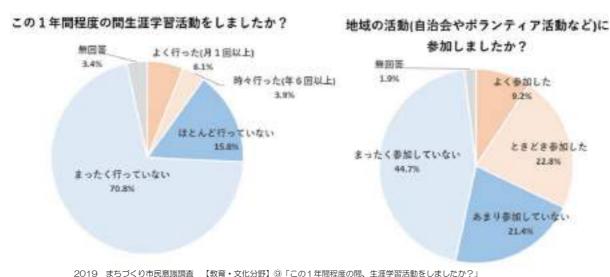
2 明石市の生涯学習の現状

(1) 市民の生涯学習への意識

2019年に実施した市民意識調査によると、この1年程度の間に生涯学習活動を行った人は約25%である一方、地域のまちづくり活動に少しでも参加したことのある人は約53%となっています。また、この数字には表れませんが、例えばまちなかブックスポットの設置など公益的な市民活動に取り組んだ方も数多くおられます。

多くの方が取り組むまちづくり活動や公益的な市民活動が、実は「学び」であると認識されることは難しいかもしれません。

前述のとおり、国の基本方針では「学び」と「活動」の循環が示されています。ここでは、 さらに一歩進めて、生涯学習の取り組みにおいては、「学び」とは認識されなくとも、人とのか かわりや活動が自分の人生を豊かにする「学び」でもあるという気づきが大切であるといえま す。



2019 よりつくり中氏急減調査 【教育・文化方野】9 「この「中间程度の何、生涯学音治動をしましたか?」 【生活・環境分野】(④「地域の活動(自治会やボランティア活動など)に参加しましたか?」

より抜粋

- ◇まちづくり活動や市民活動も「学び」の一つと捉えられる。
- ◇しかし、活動自体が生涯学習であると認識されにくい
- ⇒人との関わり・多様な活動が人生を豊かにするという気づきを与えることが必要

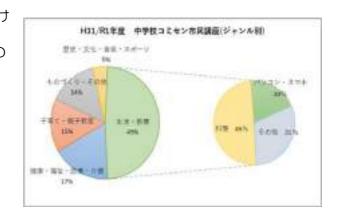
(2) 生涯学習事業の傾向

市民意識調査の結果より、年代によって生涯学習活動を行っているかどうかに差があり、特に 60 代から 80 代の高齢者が多いことがわかります。これは、本市の生涯学習事業がこれまでコミセン高齢者大学やあかねが丘学園など高齢者学習を中心に展開されてきたことによるものと思われます。



また、高齢者以外を対象とした事業についても、料理教室やヨガ教室といった特定の分野の 講座を実施する傾向にあり、時間的に余裕のある高齢者が参加しやすいこともあります。

中学校コミセンでは、親子やこども向け の企画にも取り組んできましたが、参加者の 多い高齢者向けの企画が中心になりがちで、 近年までは、毎年同じ講座を繰り返し、 硬直的な事業展開となる傾向が見受けられ ました。



一方、生涯学習センターにおいては、若い社会人を対象にした講座や市民活動団体の活動支援など、多様な年代、多様な活動を行う市民に対する学習機会の提供を行っており、社会の要請に応える取り組みを模索してきました。

また、障害者や外国人といった、社会的包摂に向けてより支援が必要な層に対しては、市と 障害者団体、ボランティア団体とが連携した障害者向けの講座や外郭団体による日本語講座など が行われてきましたが、まだまだ十分とは言えず、インクルーシブ(※)社会を目指していくためには、より一層の取り組みが必要です。

- ◇市民は年代によって生涯学習への取り組みに偏りがある。
- ◇市が提供する学習事業には、一部硬直化した学習内容が見受けられる。
- ◇障害者や外国人への学習機会は不十分。
- ⇒幅広い世代や支援が必要な人が、その人にとって必要なテーマの学習に取り組めるよう、多様でインクルーシブな学習機会の拡充が求められる。

(3) 生涯学習施設

本市における生涯学習施設(社会教育施設)には、主なものとして下記の施設が挙げられます。

※施設の説明は資料集P〇〇以降参照

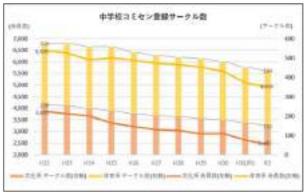
『 市	全域】 ·
ļ Lib	主场 】 !
O #	5かし市民図書館・西部図書館
	 夏合型交流拠点ウィズあかし(明石市立生涯学習センター・あかし男女共同参画センタ
_ • F	5民活動支援センター)
【中 [:] !	学校区域】
0 9	¬学校区コミュニティ・センター
【八\!	
 O 1	\ 学校区コミュニティ・センター
i	
¦ 【テ	ーマ型】
	東生館 O 文化博物館 O 天文科学館 など

このうち、地域の生涯学習拠点と位置付けられている中学校コミセンは、もともと生涯学習を手段として地域コミュニティの醸成を図る目的の施設でしたが、2006年に小学校コミセン との役割分担が行われ、地域コミュニティの支援は小学校コミセンが担うこととなりました。

近年、地域コミュニティやまちづくり活動の担い手不足から人材の確保が必要となり、多くの市民が活動する中学校コミセンに対しても人材育成機能を発揮することへの期待が高まっています。

そこで、人材に関われる各中学校コミセンで活動するサークルに着目すると、サークルの総数は2010年度から2020年度までの間で約25%(139団体)減少しています。一方で、利用数全体に占める一般利用者の割合が約10%であるのに対して、サークル利用は50%を超えていることから、特定の利用者が固定的に利用している傾向にあるといえます。また、サークルの活動分野としては、スポーツ系が約65%を占めています。現状の活動だけでは、中学校コミセンの人材育成機能には十分な期待をすることが難しいと考えられます。





また、中学校コミセン間の関係に視点を移すと、一つの中学校コミセンの取り組みだけでは、 地域課題の解決が難しいことがあります。そのような場合に、中学校コミセン同士が連携して講 座を実施したり、学習者のコーディネート(※)を行ったりすることで、より効果の高い生涯学習支 援につながることがありますが、そういった事業や取り組みがほとんどないことも現状の課題の 一つに挙げられます。

- ◇コミセンの利用者が固定化・減少化している
- ◇コミセン同士の連携やつながりが少ない
- ⇒多様な人が多様な学びを行う、学びの拠点としての機能を強化する必要がある

(4) 高齢者学習

近年、高齢者人口は大幅に増加し、健康寿命が延び、人生 100 年時代と言われるように 60 歳を過ぎても働き続ける方が増えています。また、少子高齢化の人口構造が一層進み、地域活動の主な担い手は高齢者が多く、若い世代で共働き夫婦が増えるなか、家族の介護や子育て孫育てを担う高齢者も増えています。

一方で、あかねが丘学園やコミセン高齢者大学などの本市高齢者学習の場では、開設当時から高齢者の居場所づくりと地域社会活動を担う人材育成を目的としており、これまで比較的時間に余裕のある高齢者を対象としたカリキュラムづくりがなされてきました。

高齢者人口の増加にもかかわらず、これら市の高齢者学習に参画する方は徐々に減りつつあり、多様な生き方を選択する高齢者が増えるなか、今後、より多くの学習ニーズに合わせたカリキュラム作りなど、多様な生き方を支援する高齢者学習が求められています。

◇就労や介護等により、既存の学習体系での学習に参加できない高齢者が増加している ⇒それぞれのライフスタイルに合わせた多様な学習機会の提供が必要である

(5) 学習の支援

前述の生涯学習施設や高齢者学習の場においては、これまで、学習の場・学習の機会を提供することに重点をおいてきましたが、学びを次につなぐ、個人の学びを社会に活かしていく、といったことが今後ますます重要となってきます。

例えば、学びを地域活動に活かしていくのであれば、まちづくり協議会や自治会といった地域団体の活動に参加できるよう、その組織の人を紹介したり、会議に出席できるようつないだり、 交流の場を提供するといったことが必要です。

また、自分たちの得意なテーマでボランティア活動をするのであれば、その活動を必要とされるところにPRU、つなぐといったことが必要です。

これらのコーディネート機能は、まだまだ十分とは言えず今後強化していく必要があります。

また、図書館のリファレンス(※)などにみられるように、自分に必要な学習の入り口に立った 人に具体的な学習の道筋を示したり、今行っている活動の幅をより広めるための学習のアドバイ スをしたりといった学習相談機能も重要であり、さらなる充実が求められます。

さらに、学習情報の集約・発信については、現在ウィズあかしがWeb上あるいはチラシな どペーパーベースで行っていますが、情報連携できていない施設もまだあり、さらに情報の幅を 広げていくことも求められます。

◇生涯学習を推進していくコーディネート機能、学習相談機能が十分でない ⇒コーディネートを行う人材の配置・育成や、情報発信・集約の機能を強化する必要 がある

第3章 明石市の生涯学習の方向性

1 基本理念(生涯学習を通じて本市が目ざす社会の姿)

本市が目ざす社会をふまえて、生涯学習施策を通じて実現したい社会の姿を描き、それを3つの基本理念として位置づけます。

基本理念1:全ての市民が自己実現を図り豊かな人生を送れる社会

第1章に記載したとおり生涯学習の目的の最たるものは、市民一人ひとりが学習を通じて成長し豊かになることです。この目的は学びの継続性の背景であるため、常にこの目的を前提とした生涯学習施策を行わなければなりません。

基本理念2:性別、年齢、障害の有無など多様性を認め合う共生社会

全ての市民が自己実現を図りながら豊かな人生を送り、誰もが活躍できるには、違いを認め合うダイバーシティ社会の実現が求められます。我が国におけるダイバーシティ(※)の概念は女性の社会進出、男女共同参画といった性別の違いに伴う役割意識の変革から始まり、今日においてはLGBTQ+(※)等のあらゆる性の形や年齢・国籍・障害の有無など市民の様々な要素の違いにまで広がる中で、本市は先導的共生社会ホストタウン(※)として、市民一人ひとりの多様性を尊重し認め合うことができる誰にもやさしいまちづくりを推進しています。そこで、多様性を意識した生涯学習の推進を通じて、誰一人取り残されない共生社会の実現を目指します。

基本理念3: 市民の公共意識(シチズンシップ)が高い社会

世の中の急速な変化に伴って様々な社会的課題が顕在化しており、それに対応した生涯学習社会の実現が期待されています。その中で、市民がまちに対する誇りや愛着(シビックプライド)を持つことによって、自分の住むまちをもっとよくしようという公共性(シチズンシップ)が高まり、市民の地域社会への参画や社会的課題解決を導く活動参加につながります。従って基本理念1とのバランスに留意した生涯学習施策により、市民の公共意識を育みます。

2 基本方針(基本理念を実現するための生涯学習の推進方針)

(1) 基本方針

基本理念の実現に向けた、生涯学習施策の推進方法を基本方針と位置づけます。

基本方針1:多様な主体が生涯学習を推進

地域社会が抱える課題が多様化・複雑化する中で、様々な立場の市民が協力して課題解決を図ることが一層重要になっています。そのため、行政や中間支援組織による学習支援を充実させ、学校園、PTA、SC21、NPO法人、まちづくり協議会等の地縁型組織、企業など、多様な主体が生涯学習の担い手として連携・協働しながら全ての市民における生涯学習を推進していきます。

基本方針2: 多様な方法で生涯学習を推進

生涯学習といえば、講座の受講や読書等をはじめとする自主学習を真っ先に思い浮かべるかもしれません。もちろんそれらも生涯学習の方法の一つですが、本市では、それだけでなく個人の気づきや成長につながるあらゆる活動が「学び」であると捉え、多様な方法により生涯学習を推進していきます。



(2) 生涯学習の方法・スタイル

第 1 章で示したように「学び」には様々な態様が存在します。しかし、「活動」そのものが「学び」であるといったことは、学習者だけでなく、学習を提供する側もあまり意識できていないのが現状です。

学習の提供者・支援者は「学び」とは何かを認識し、多様な方法で学習を推進していく必要があります。以下に、本ビジョンで生涯学習と捉える学びを示します。

自主学習

- 読書(図書館・自宅等)
- 観覧(博物館等)

など

学校における学習

- 授業、講義
- クラブ、サークル活動など

一方向の学習

- 講座、講演会
- ・放送大学、WEB配信 講座

など

交流を通じた学習

会合、レクリエーションへの参加

など

公益・文化活動を通じた学習

- ・市民活動、ボランティア活動、自治 会活動、PTA活動、コミュニティス クール
- SC21、芸術活動

など

話し合いによる学習

会議、討論、シンポジウム

など

これらの学びは、次のような学び手と学び方の2つの指標で整理することができます。

第1の指標

個人での学び

講座等の受講や図書館等での独学を

通じて学ぶもの

\Leftrightarrow

グループでの学び

グループワーク等での意見交換や、 サークル等の活動を通じて学ぶもの

第2の指標

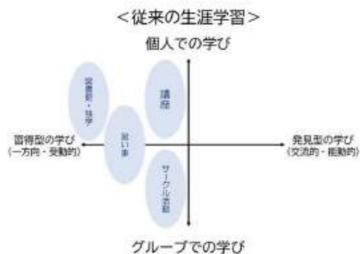
習得型の学び

講師が学生に対して知識や技術を教 えるといった関係を通じて学ぶもの。 知識の習得に重点が置かれている。

発見型の学び

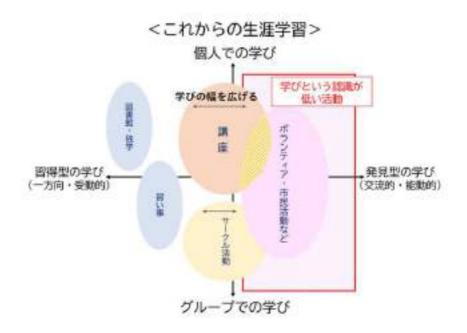


物事の体験や他者との関りによって 新たな気づきを得るといった、他者と の関係を通じて学ぶもの。知恵の発見 に重点が置かれている。 第 1 の指標を縦軸に、第2の指標を横軸にし、学習方法を当てはめると次のグラフのように示されます。



従来の生涯学習は、他人から新たな知識を得る「習得型」の学びが中心でした。しかし、第 1章でも説明したように、「自分の経験」「他人との対話・表現」「活動」のなかに、自分を成長させる「発見型」の学びがあるということが確認されています。

従って、このような方法・スタイルの学びが、今後の生涯学習でより重要になり、重点的に 進めていく必要があります。



第4章 学習提供者・支援者として必要な取り組み

第3章で記載したとおりこれからの生涯学習で目指す社会の実現に向けて、市民の学びを支える学習機会を提供する側や支援者側にも、活動そのものが学びであり、他者との関わりの中で活動することで、より一層学びを深め成長するという新しい視点を持って取り組んでいくことが必要です。

そこで、これからの生涯学習においては、以下の5つのポイントに重点を置き、施策の展開、学びの支援を行います。

1 様々な形態の学習機会を創出し学びの幅を広げる

知識や技能を習得する学びに加え、人との関わりや活動する中での学びなど、様々な学びの形態(スタイル)を創出し学びの幅を広げていきます。

2 ライフステージを意識した学習の提供

多様化するライフスタイルの中で、 学びを通じた成長や自己実現を図る ため、人生の場面に応じた学びの機会 を提供します。

3 | 「学び」と「活動」の場を つなげる

学びで得た知識や経験が個人にとどまらず、活動を通じて成長するという視点を持ちながら、

学びの成果を社会や 地域に生かす仕組み づくりを推進します 自己実現を図り 豊かな人生を 送れる社会

全ての市民が

性別・年齢・障害の 市民の公共意識 有無など多様性を (シチズンシップ)が 認め合う共生社会 高い社会

4 誰もが等しく学べるための条件整備(学びを妨げる要因を取り除く)

時間や場所、障害の有無、言語の違いなど、誰もが等しく学びを得ることを 妨げる様々な要因があります。学びのニーズやそれらの要因を考慮しなが ら、誰もが等しく学ぶための条件整備に取り組みます。

5 生涯学習関係施設の機能充実

市内には、様々な学びの施設があります。それぞれの施設で求められる学びの役割は異なりますが、これからの生涯学習に必要な学びを、関わり合い、連携しながら提供することで、学びを深め、広げます。

1. 様々な形態の学習機会を創出し、学びの幅を広げる

1-1 多様な知識を習得する機会の創出

急速な社会や経済の変化に対応するためには、特定の分野だけでなく、様々な分野における知識や技能を身につけることが必要です。そうして新たな知識が身につくことで視野が広がり、豊かな人生を送ることにもつながります。

そこで、市民が様々な学びに主体的に取り組めるよう、「多様な知識を習得する機会の創出」を推進します。

取り組むこと

■ 市民のニーズと社会の変化を考慮し、多様なテーマを学ぶ機会を提供します。

学びを支えるポイント

- 今後の生活において役立てることができる 知識等を提供する。
- 多様なテーマに関連のある個人・団体・企業等と連携する。

∖ 学びを広げる・深める /

学びの事例・場づくり

単なの 事例

(1)今後の社会情勢の中で必要となる知識を提供する

感染症、老後に必要な金銭、年金制度といった、今後の生活においてニーズの高い講座を、病院 や金融機関等と連携し、コミセンで開催しました。

学びの場づくり

- ✓ 今後の社会情勢をふまえて、学習者のニーズが高い学びを提供する
- ✓ 扱うテーマに応じて、様々な主体と連携した学びの機会をつくる。

学びの成果

生活上の身近なテーマを扱うことで、生涯にわたる学びのきっかけとなる。



(2)楽しみの中に「学び」を入れる

地域の中で人気の高い落語講座。SDGsやLGBTQといった社会課題を取り入れた創作落語講座をコミセンで開催し、親しみやすい学びの入り口となりました。

学びの場づくり

- ✓ 社会の変化に関連する学びを学習者にとって学びやすい・親しみやすい形に変えて提供する。
- ✓ 扱うテーマに応じて、様々な主体と連携して学びの機会をつくる。

学びの成果

学びの入り口を広げ、楽しみながら学ぶことで、効率的に知識等を身につけることができる。

1-2 関わり合いながら学ぶ機会の創出

個人で得た学びを他者と共有し、新しい気づきや価値観に出会うこと、多様な人と出会い関わり合う中で互いの違いを認め合うことで、学びが深まり、より大きな成長につながります。「関わり合いながら学ぶ機会」を創出し、市民が豊かになる学びを支援します。

取り組むこと

■ 学びの場面に合わせた学習方法を実践し、学びの幅を広げる・深める学びを支援します。

学びを支えるポイント

- 語り合う・学び合う場をつくり、学びを深めるサポートを行う。
- 参加者の"次のステップ"につながる、つな げていくことを意識した場づくりを行う。
- テーマを設けて、グループで学びを深める、 互いの違いや経験を語り合う機会を作る。

∖ 学びを広げる・深める /

学びの事例・場づくり



(1) 講座等での一方向の学びを、相互に語り合うことで深める

まちづくりや防災、環境などのテーマを設定し、様々な視点から地域の歴史を学ぶ講座があります。講座の終了後には、講師を交えて参加者同士で学んだ内容を中心に、それぞれの考え方やとらえ方、興味のあるポイントなどを語り合っています。

学びの場づくり

- ✓ 知識を学ぶ機会に続けて、関わり合う・語り合う機会をつくる。
- ✓ 参加者同士で学びを深めることを意識した、参加しやすい、話しやすい場づくりを行う。
- ✓ ICT技術の発達を踏まえて、遠隔での語り合いの場づくりを行う。

学びの成果

学んだ内容を参加者同士で共有することで学びが深まり、一人では得られない新しい気づきが得られ、学びの意欲が高まる。



(2)互いに"語り合う"ことを目的とした学びの場をつくる

絵本講座の受講者を主な対象とした絵本サロンをコミセンで開催。講座参加をきっかけとして集まった参加者同士で語り合うことで、自己の再発見や、絵本の読み聞かせ等の活動に関することなどを自由に語り合いました。

また、他市の公民館では、子育てサロンを開催し語り合う中で、新たに発達障害に関することが 話題になり、継続した自主勉強会につながった事例もあります。

学びの場づくり

- ✓ 受講した講座に関連のあるものなど、学び合いやすい、集いやすいテーマを扱う場を つくる。
- ✓ 参加者が自由に語り合える雰囲気づくりを行う。

学びの成果

共通のテーマをきっかけとして定期的に集まり語り合うことで、学びが継続的に深まる。

(3)学習者同士で学びを"創る・積み上げる"



まちづくり協議会が実施している意見交換会・座談会のように、設定されたテーマや課題について、参加者同士が情報や知識を交換し、意見を出し合い、方向性や取り組みを検討する中で、新たな気づきや学びをつくる手法もあります。

学びの場づくり

- ✓ 学びの場や参加者に合わせたテーマ、課題設定を行う。地域や環境、子育てといった身近なテーマを選ぶなど工夫をする。
- ✓ 参加者が自由に発言しやすい雰囲気、ルール作りを行う。
- ✓ 全体で共有する時間をつくるなど、学びの次のステージを意識して、場づくりをしたことが成果とならないように留意する。

学びの成果

参加者同士で意見を出し合い、様々な視点からテーマや課題と接することで 新たな気づきや学びを得たり、日常生活や活動につながる。

1-3 活動を通じて学ぶ機会の創出

まちづくりや地域・市民活動、ボランティア活動など、社会に参画することで自己表現や自己実現につながります。

特に実際に活動する場面では、「地域の実情を知る」「活動を企画する」「活動する」などの段階ごとに、様々なプロセスを通じて色々な体験をすることで、多くの気づきや学びが得られます。そうした、活動を通じて学びを得ることを意識した学習機会の創出を推進します。

取り組むこと

■ 知識の習得だけでなく、活動をすることを通じて学びを得る、広げることを支援します。

学びを支えるポイント

- 活動を通じて学びを実感でき、成長することを意識した学習機会の提供。
- 「活動」への参加のハードルを下げる。

∖ 学びを広げる・深める /

学びの事例・場づくり



(1)活動の「質」を高める場づくり

市民活動やボランティア活動など、様々な活動をしている人が集まり、それぞれが交流しながらつながりを持つ場を設定した事例があります。1年の活動の振り返りなどを通じて、互いの悩みや活動の連携について話し合うなど、活動の質を高める機会となっています。

学びの場づくり

- ✓ 様々な活動をしている人が出会い、交流できる場をつくる。
- ✓ 行っている活動を振り返ってみるなど、質を高めることを意識したプログラムを考える。

学びの成果

様々な活動者が集まって、それぞれの活動のことを共有したり、自らの活動を振り返ったりすることで、活動のヒントや改善点などに気づくことができ、活動の質が高まる。



(2)「課題を解決する活動」を意識した学びのプログラムを企画する

他市公民館では、祭りで神輿の担ぎ手が減少しているという地域課題の解決をねらいとして、筋カトレーニングの講座を数回シリーズで開催し、一連のプログラムの最後に、講座の成果を確認する場として、地域のまつりに参加し神輿を担ぐ体験活動を組み込んだ企画を実施した例があります。

学びの場づくり

✓ 学習者のニーズに合った講座と、課題解決のために促したい活動との間に関連性を持たせることで、地域活動への参加に対する心理的ハードルを下げる。

学びの成果

興味関心のあるテーマから、気軽に地域活動を体験し、新たな学びを得ることで、活動への参加も期待できる。

(3)活動の「幅」を広げるコーディネート



新しい学びをつくるだけでなく、今の活動を広げることも重要です。

コミセンの事例で、「活動の成果を外に発表したい」との思いを持ったサークルの活動の幅を広げるため、地域内の施設をコーディネートしたケースがあります。また、親子体操サークルの活動に合わせて子育で講座を開催し、講座参加者の託児を担うボランティアを依頼するなど、活動の幅を広げるような機会提供も行っています。

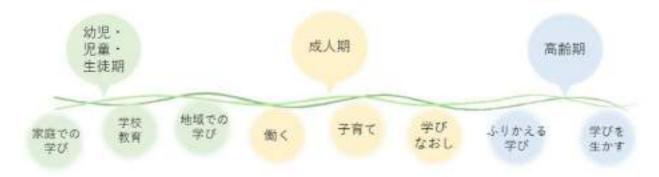
学びの場づくり

- ✓ 通常行っているサークル活動から新しい学びや気づきが得られるよう、活動場所を内外に 広げる視点をもって、機会をつくる。
- ✓ サークル、グループ内以外の人との関わりをつくる。
- ✓ 日々の活動の延長線上に、新たな学びの機会を置くことで、学習機会への参加の心理的ハードルを下げる。

学びの成果

活動を広げていくことで、より多くの人と関わりが生まれるため、同じ活動を行っていても新たな学びや気づきを得ることができる。

2. ライフステージを意識した学習機会の提供



人生 100 年時代の今、多様化するライフスタイルの中で、誰もが生涯を通じた成長や自己実現の達成を図っていくため、人生の場面に応じた学習機会を提供し、すべての市民が自己実現を図り豊かな人生を送るための学びを推進します。

2-1 幼児・児童・牛徒期

幼児・児童・生徒期には、学校園や家庭での学びが中心となりますが、豊かな人間性を育むには、その枠内にとどまらずに、なるべく幅広い体験や多様な人と関わることが必要です。生涯学習によって、そういう場を提供することによって、他者・社会との関係の構築など、「生きる力」を身につけていくことができます。そこで、学校園の学びと地域での学びがつながっていくことを推進します。

取り組むこと

- 学校園の学習だけでなく、コミュニティ・スクールの活動をはじめとした、地域等から学ぶ機会を創出します。
- 子どものころから公共性を涵養するシチ ズンシップ教育を推進します。

|学びを支えるポイント

- 様々な体験や人との関わりを通じて学ぶ仕 掛けづくり
- 地域社会の一員として、子どもたち自身が 考え、行動していく学びの場づくりや、そ のサポート
- 「学校」での学びが地域等とつながり、学べる仕組みづくり

学びの事例・場づくり

(1)地域内での体験活動で多様な人や団体と関わり、学ぶ



市内のまちづくり協議会では、毎年夏に学校のグラウンドや体育館を利用して、小学3年生以上を対象としたキャンプを開催しています。地域で活動している様々な人や団体と連携し、テントを立てる、みんなでカレーを作る、寝食を共にする、などの体験を行っており、多くの子どもが楽しみながら学習しています。

学びの場づくり

- ✓ 子どもたちが多くの人と関わり、学べるよう、地域内の色々な人や団体と連携する。
- ✓ 通常の学校活動では行うことが難しい各種体験活動を行う。

学びの成果

多様な人と関わりながら、普段体験できない活動を通じて、他者との関係性 の構築をはじめ、生きていくための力を育むことができ、豊かな成長につな がる。

(2)学校での様々な体験活動の中で、地域と関わりシチズンシップを醸成



小学5年生で実施する自然学校推進事業では、施設に宿泊し、周辺の自然についての学習や、地域との関わりのある様々な活動を行っています。そして、中学2年生ではトライやる・ウィークを実施し、地域や自然の中での多様な社会体験活動を実施しています。これらの体系的な体験活動を通じて生涯学習の意識が育まれるだけでなく、地域住民や地域組織と関わることによって学びが深まり、児童・生徒期におけるシチズンシップが醸成されています。

学びの場づくり

- ✓ 地域内の自然・資源を活用し、地域住民等との関わりをつくることで、地域に対する新たな 発見を促す。
- ✓ 体験することにより何を学んでほしいのか、ねらいを明確にする。

学びの成果

児童・生徒期に、地域内での体験活動を体系的に実施することで、地域に対する愛着が高まり、主体的に社会に関わっていくシチズンシップが醸成される。



(3)地域資源を活用した学びの場 ~地域の中で自分たちができることを考える~

小学校の環境学習を、地元のまちづくり協議会と連携し、子どもたちがいつも遊んでいる公園で行いました。公園の歴史や生物、きれいな公園を維持するための取り組みについて説明を受け、犬などのフン害について、できる・続けていける対策を一緒に考え、啓発看板を作成することになりました。

学びの場づくり

- ✓ 学校園の学習を、身近な地域資源を活用して行い、地域課題についても学ぶ。
- ✓ 学んだことをふまえ、課題解決に向けた取り組みを、子どもたちが考え、実践する。
- ✓ 企画案が実践できるかなど、子どもたちが学びを深める問いかけ、サポートを行う。

学びの成果

取り組みを行った公園では、犬のフン害が減り、地域課題の解決にもつながるなど双方にとって良い結果に。また、地域課題や資源に関心が起こり、公園清掃に参加する児童も出るなど、シチズンシップの醸成につながっている。

(4)学習の中で地域課題と向き合い、取り組む



コミュニティ・スクールの取り組みの中で、「住みよい地域にしていくために、自分たちができること」を考えるため、まちづくり協議会や自治会の協力を得てアンケートを実施。地域が抱えている課題や取り組みについて、学校の中だけで考えるのではなく、地域住民と意見交換しながら検討を重ね、活動しています。

学びの場づくり

- ✓ アンケートの分析を、算数や国語といった教科のテーマに合わせて一環して行うなど、学校教育の内容とリンクさせ、教諭の負担軽減を図る。
- ✓ 一方向だけで完結させることなく、地域に企画提案し、意見交換するといった双方向の取り組みを盛り込むことで、地域社会を知り、学びを深める。

学びの成果

地域課題と考えることを通じて、地域を知る・つながる・活動することで、 地域社会の一員として学びを得ていく。





高等学校においては学習指導要領が改訂され、「総合的な学習の時間」に替わり「総合的な探求の時間」が設定されます。この中で、高校生が自分たちでテーマを設定し、食品ロスの問題に取り組んだり、性的少数者の方が暮らしやすい環境を考えるといった、SDGsの推進や、地域課題の解決につながる学びを行っている事例が増えています。

学びの場づくり

- ✓ 個人の興味・関心と社会の課題が重なるようなテーマ設定を支援する。
- ✓ 多様な人・団体・組織等と関わる学びをサポートする。

学びの成果

高校生が自ら課題を探し、その解決に向けて様々な主体との連携や活動を行うことで、小中学校時代に育んできた地域社会に対する学びが深化し、地域社会への参画につながる。

2-2 成人期

成人期は、就職・転職・起業といった「働く」ことや、結婚・出産・子育てなど「家族」に関すること、趣味やボランティア・地域社会とのつながりといった「生活」に関することなど、最も多くの場面に出会いますが、近年ではそれぞれの場面ごとに選択肢が増えています。そこで、多様化するライフスタイルに適応できる学びを推進します。また、よりよい社会づくりという視点においては、幼児・児童・生徒期で醸成したシチズンシップを、成人期においても継続して高めていく学びの機会をつくることにも取り組みます。

取り組むこと

- 「仕事」を通じて地域と関わる、つながる機会を創出します。
- 「子育て」における様々な学びの機会を創出 し、自己実現を図れる支援を行います。
- 職業上必要な知識・技術を習得するなどの市 民の「学びなおし」の実現につながる後押し を行います。
- 社会参加や社会課題の解決につながるよう、 シチズンシップを高める学びを提供します。

学びを支えるポイント

- それぞれの場面やニーズに応じた場づくりを行う。
- 時間や場所など、成人期にある様々な制約を意識した学習機会を提供する。
- 人や地域社会などとの「つながり」を通じて自己実現を図る。
- 「学びなおし」のための各種情報を集約・ 発信機能を充実する。
- 「自分たちで地域を作っている」という意 識を持つきっかけとなる機会をつくる。

〈学びを広げる・深める /

学びの事例・場づくり

単性の

(1)企業活動と地域を結びつける

地域社会とのつながりを持つことで得られる学びは、人生において重要な学びです。しかしながら、成人期には仕事や生活上の制約もあり、地域を知る・地域と関わる時間やきっかけが少ないといったことがあります。SDGsへの取り組みが世界的に広がる中で、企業の社会貢献活動はSDGsの実現に資するものとして様々な形で活発に行われており、今後益々進んでいくと思われます。他市の公民館では、社会貢献活動を行う自動車販売店と連携し、取り扱う車を使った安全運転講習や運転寿命の増進を図る講座を、地域の中で実施したという例があります。

また他にも、女子中高生や女子学生が理工系分野に興味・関心を持ってもらうことを目的に、理 系企業の技術や仕事等を体験してもらう「リコチャレ」や、地域の自治会等と取り組む清掃活動や 子ども向けの各種ワークショップの開催のように、地域等と結びついた社会貢献活動が行われてい ます。企業の活動と連携することで、地域住民にとっては専門性の高い知識を得ることができ、企 業にとっても、地域と関わることで様々な気づきを得ることができます。企業勤めの多い成人期の 学びを深めるためには、このように企業が行う社会貢献活動の中で学びを起こすことが重要です。

学びの場づくり

- ✓ 企業の社会貢献活動と地域を結びつけることで、成人期において地域社会と関わるハードルを下げる。
- ✓ 企業の専門性を活かして地域と関わることで、双方にメリットをつくる。
- ✓ 企業の社会貢献が、従業員の学びを通して企業の利点となることを発信していく。

学びの成果

仕事を通じて無理なく地域と関わることができ、地域社会とのかかわりを通じた学びが生まれる。地域にとっても企業の持つ専門性の高い知識を得ることができる。

(2)子育て期における多様な悩みを解決する・共有する機会を提供する



子育てをする中でも、自分らしく生きるための学びなど、学び続けることが大切です。 子育て中の地域の方々が集まり、子育てにおける悩みなどを語り合い、つながりを作る場を設けたり、「子育て自分探し講座」といった、子育てだけでなく、自分がこれからどう生きていくかなどについて学び合う講座を開催している事例があります。

学びの場づくり

- ✓ 子育てに関する内容だけでなく、ライフデザイン全般に関する内容を取り上げる。
- ✓ 講義を聞くだけでなく、参加者同士で語り合うことを重視した学びをデザインする。
- ✓ 悩みを交流する、交流する場づくりでは、テーマを決めて集まる、ものづくりをする、互い を知るなど、参加するきっかけがつかみやすく、互いの関係性をつくることを意識する。
- ✓ 参加者同士の壁を取り払う仕掛けづくり(アイスブレイク)を行うなど、話しやすい場づくりを行う

学びの成果

子育てをしながら自分らしく生きるための学びが深まり、自己実現につながる。 また、悩みを共有することや交流を通じて、関係性の構築や気づきを得る。



(3)学びなおしのニーズに応える各種情報を発信する(リカレント(※)教育の支援)

A I 技術やDX(※)への対応といった急激な技術革新や、転職や起業などの雇用の流動化、育児等により離職した女性の復職や再就職、人生100年時代の到来に伴う定年退職後の再就職・再雇用など、近年の労働環境は著しく変化しています。これらの変化への対応に必要な知識やスキルを身につけることを目的とした学びなおしのニーズが高まるなか、本市でも県内の大学と連携して、保育士のキャリアアップ研修を行っている事例があります。

年代や性別に関わらず、全ての人が再び学びたいときに、いつでも学びなおすことができるよう、大学等の公開講座や各企業の取り組み・事業、国の制度や補助金の情報などを行政が積極的に 発信している事例も見られます。

学びの場づくり

- ✓ 若者から高齢者までの多様なキャリアデザインに対応した各種講座や事業等の情報を収集 し、発信する。
- ✓ 様々な大学や企業との連携を進める。

学びの成果

必要な知識・スキルを学びなおすための情報が入手しやすくなることで、キャリアアップや転職等の実現につながる。

(4)みんなで地域を考え、変えていく機会をつくる



「地域住民がまち歩きを行いながら、まち中の魅力スポットになりそうな場所を見つけ出し、魅力スポットにしていくための取り組みをみんなで考える」という企画を行ったところ、個別に参加していた住民同士がその場で自主的なまちづくりグループを結成し、様々な取り組みを行ったという事例が他市であります。

また市内では、小学校周辺や川沿いの土手にみんなでスイセンの球根を植え付けるなどの地域美化活動や、地域内の畑を活用してみんなで菜園をつくる活動などを、まちづくり協議会が行っています。

学びの場づくり

- ✓ 自分たちの住む地域のことをあらためてふりかえる機会や、地域内に花を植える・公園の手入れをするなどを通して、地域は自分たちで手を入れてつくっていると意識できる場をつくる。
- ✓ 地域内にある様々な環境資源などを活用する。

学びの成果

「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識が生まれることで、シチ ズンシップが醸成され、社会参加につながる。

2-3 高齢期

平均寿命が飛躍的に伸びているわが国では、一口に高齢期といってもそれぞれに多岐多様な人生を 過ごされています。そのため、健康や生きがいづくり、新たなチャレンジや社会参加など、様々な生活 状況に合わせた多様な学習機会の創出が必要です。

また、高齢者にはこれまでの人生を通じた豊富な知識や経験があり、高齢期の学習には、このような 知識・経験を改めて捉えなおし、掘り下げ、つなぎ合わせていくことで、新たな発見や価値を生み出す ことが重要であると言われています。

取り組むこと

- 経験や考えなど、自分を見つめなおすことから得る学びを提供します。
- 多様化する学習ニーズに適応した学びを 提供します。

学びを支えるポイント

- 知識や経験など、自身をふりかえり学び合う学びのスタイルを意識した機会づくりを行う。
- 学ぶ、交流するといった場の中に、成長を 促す機会づくりを行う。
- 高齢期の多様なライフスタイルに合わせた 学習体系をつくる。

∖ 学びを広げる・深める ╱

学びの事例・場づくり

(1)他者と関わりながら、自分のこれまでの経験等をふりかえる機会をつくる



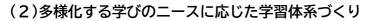
昭和の暮らしをふりかえり、ライフスタイルの変化と環境問題について考える講座を実施し、グループワークでの語り合いを通じて、昔と今とでは暮らし方が変わったなど、これまでの自分自身をふりかえり、他者と共有し、これからできることなどを考える機会をつくった事例があります。

学びの場づくり

- ✓ 高齢期では、これまでのライフイベントを通じて、知識や経験が豊富。経験などを他者と語り合い、ふりかえることによって学びを深める。
- ✓ 参加者の多くがイメージしやすいテーマを設定するなど、語り合いやすい仕掛けを行う。
- ✓ 得た学びや気づきを生かす、これからできることなどを考えることで、新しいチャレンジや 学びの意欲を高める。

学びの成果

学びの中で自分の経験をふりかえり、互いに語り合うことで、新たな気づき を得ることができ、学びが深まる。





新たに学びを始めたい・特定の分野を重点的に学びたい・自分の知識等を何かに生かしたいなど、高齢期の学びに対するニーズが多様化しています。本市の高齢者学習では、自分の興味関心のある講座を自由に選択し、気軽に受講できる学習コース、自己実現を図る上で、より専門性の高い学びを得られる学習コース、これまでに培ってきた知識や経験を地域等で活かすことを目ざす学習コースなどを設け、高齢期の学習体系を整備しています。

学びの場づくり

- ✓ 学びを新たに始めたいというニーズを支援するコースについては、決められた講座を決められた場所で受講する形式ではなく、それぞれのライフスタイルに適応できるよう、受講形式や受講場所等に自由度を持たせる。
- ✓ 特定の分野を重点的に学びたいというニーズを支援するコースについては、自己実現を目 ざす中にも、地域等での活動への動機づけとなるような学習内容を盛り込む。
- ✓ 自分の知識を活かしたいというニーズを支援するコースについては、学びの出口を意識したコーディネートに重点を置く。

学びの成果

多様化する学びのニーズに応じた学習体系を作ることで、それぞれの新たな チャレンジにつながり、豊かな学びが得られる。

3.「学び」と「活動」の場をつなげる

3-1 「学び」と「活動」の場をつなげる

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化といった様々な社会課題に対し、学んだ成果を地域の課題 解決等に生かすことは生涯学習の目的である「よりよい社会づくり」に合致します。一方で、学習者に とっても学びを活かして活動し、学びの成果を地域に活かすことで、より深い学びが得られ、さらなる 学びへの欲求とともに大きな成長につながります。そうした視点を持ちながら、学びの成果を社会や地 域での活動に生かせるよう、学びと活動の場をつなげていく仕組みづくりを行います。

取り組むこと

- 「学び」を「活動」に、一歩踏み出すための学習機会を提供します。
- 学びと活動をつなげるコーディネート機能を充実します。

学びを支えるポイント

- 学びにより高まった思いや能力を活動につ なげていくための相談やコーディネート
- ◆ 上記機能を持った拠点(学びのハブ(※))づくり

∖ 学びを広げる・深める /

学びの事例・場づくり



(1)学びから活動までを意識したサポート

子どもが喜ぶ手作りのおもちゃ作りや、様々な遊びを学ぶ講座を企画した後、大人も子どもも参加して実際に作る・遊ぶプログラムを作り、講座参加者が自然と教える側に回るような仕掛けを行うことで、講座受講者を中心に、自主グループが結成され、活動を行っています。

学びの場づくり

- ✓ 講座で学んだ知識やスキルを生かして活動を体験するプログラムを検討。学びから自主グループの立ち上げまでのサポートを行う。
- ✓ 自主グループの立ち上げにあたっては、できることから関わってもらうなど、参加のハードルを下げるとともに、参加者それぞれの思いを引き出し、実現できる形を考える等のサポートを行う。
- ✓ ウち上げ以降は、相談を重ねて自主運営に委ねていくことで、学びを深める。

学びの成果

知識の習得だけで終わらず、自主的に立ち上げたグループの運営や活動を通じてさらに学びが深まる。



(2)人や思い、活動をつなげる場づくり①~情報収集や情報発信を見直す~

講座情報やサークル情報を載せた広報紙の見直しを行いました。講座情報に加えて「学ぶ人」や「地域内の学びの情報」を加えて"地域の学びの情報紙"へと、見やすさも意識してリニューアル。また、LINEによる情報発信や、施設に集まる学びの情報を分野別に整理し、来館者の目にとまりやすいように掲示。学びの情報が集まる・発信する場づくりを行っています。

学びの場づくり

✓ 受け手を意識した情報発信を行うことや、施設内の情報整理を行うことで、学びの拠点の情報発信・集約機能を強化する。

学びの成果

学びの拠点としての機能を強化することで、多様な市民が集い、人・学び・ 活動がつながる。

(3) 「活動」を交えた学びの機会を作る



活動を交えた学びの機会を作る事例として、例えば講座で学んだことを生かして地域活動をするなど、活動することまでを体験する、学びの仕掛けづくりに重点を置いている公民館も見られます。

学びの場づくり

- ✓ 講座の中に活動を組み込むなど、講座からでも、活動からでも、学び得るプログラムを設定する。
- ✓ 学びをふりかえる場を設定し、学びの成果を共有 する。

学びをふりかえる場で、学びの成果を共有

学びの成果

聞く・活動する流れを体験すると、学びの成果を実感しやすく、その後の学びにつながりやすい。また、地域活動者等から身近なテーマで学び体験することで、双方にとって新しい気づきや学びが得られる。

(4)学びの相談、"次に"つながるコーディネート



"地域に貢献できることがしたいが、何をどうして良いかわからない"との相談に対し、相談者が経験した学びや今の思いを聞き、ニーズに合わせて活動している場所・人を紹介しました。

数年度、再度相談に来られた際には「中心的な役割を担うようになったが、活動が大変」との相談を受け、活動の見直しについて一緒に検討する中で、「いろいろと変えていくチャンスにしたい」と新たな意欲を持って活動を続けています。

学びの場づくり

- ✓ 学びを始めたい、深めたいといった人が気軽に相談できる場や環境をつくる。
- ✓ 次のステップにつなぐために、学びに関する様々な情報を集め、つながっている状態をつくる。
- ✓ 相談者の思いやニーズを引き出し、新たな気づきや学びにつながるコーディネートを行う。

学びの成果

活動を通じて学びを始める、活動して学びを得る、続けていくことで学びが深まるといった各ステップでの相談・サポートを通じ、その時々において新しい学びや気づきを得ることにつながった。

4. 誰もが等しく学べるための条件整備(学びを妨げる要因を取り除く)

4-1 場所や時間等に捉われない学び

ライフスタイルの多様化や社会構造の変化が進んでいる昨今では、学びが提供される場所・時間に、必ずしも誰もが参加できるわけではありません。しかし、情報通信技術の進展に伴い、日常生活に浸透しているICT(※)を活用すると、誰もが・いつでも・どこでも学ぶことができます。そこで、ICTを活用した学びの機会づくりに取り組みます。

取り組むこと

■ ICT を活用した学びを充実していきます。

学びを支えるポイント

● ICTの活用により、時間や場所、健康状態 といった学びを妨げる様々な要因を取り除 く。

∖ 学びを広げる・深める /

学びの事例・場づくり

(1)学びを妨げる要因の影響を受けることが少ないオンライン等による学びの機会を提供



決められた日時に集まって受講する形式だけでなく、自宅でのオンライン受講や、オンデマンド 受講ができる講座を新しく作りました。

学びの場づくり

- ✓ 円滑にオンライン受講ができるよう、受講マニュアル等を作成するなど環境整備を行う。
- ✓ 講座配信媒体の各種機能を活用し、双方向のやりとりといった満足度を高める工夫を行う。

学びの成果

時間や場所、身体の状態等が原因で、これまで学ぶことができなかった方 も、生涯学習に取り組むことができ、学びのすそ野が広がる。

4-2 障害の種類・程度に合わせた学び

障害の有無に関わらず、共に学び、働き、社会参加していくために、多様な人との出会いや学びの場が必要です。学校卒業後も学びが続くよう、障害の種類や程度に合わせた学習機会を提供します。

取り組むこと

- 障害の種類や程度に合わせた学習機会を 提供します。
- 地域その他、社会参画を後押しする学習機会を創出します。

学びを支えるポイント

- 障害のある方のニーズに即した学びを提供する。
- ICT の活用など、個々の状況に応じた多様な学び方を担保する。
- ◆ 社会参画につながる交流の機会をつくる。

∖ 学びを広げる・深める /

学びの事例・場づくり

(1)地域組織や事業所、関連団体等と連携した学びの場をつくる



地域内の福祉施設で、障害のある方やその家族を主な対象にした講座を実施。まちづくり協議会 や高年クラブ等にも関連する内容を計画し、共に学ぶ場を設け、終了後には交流会を実施しまし た。

学びの場づくり

- ✓ 障害のある方の日常生活に役立つ学びを提供する。
- ✓ あらゆる場所で学べるよう、オンラインを活用する。
- ✓ 学んだ後の社会参画を意図して、多様な主体と連携する。

学びの成果

多様な主体との交流を持ったことで、相互理解が進み、地域コミュニティに 溶け込みやすくなる。





視覚に障害のある方自身の学びの促進、障害に対する理解の深化、障害の有無に関係ない地域内 交流の創出等をねらいとして、ボッチャ(※)体験会を開催。終わった後はサロンを行い、みんなで 体験を振り返りました。

学びの場づくり

- ✓ 誰でも行うことができるスポーツを学びの入り口とする。
- ✓ 障害のある方もない方も一緒にプレーする。
- ✓ 体験だけで終わるのではなく、参加者同士で振り返る機会を設ける。

学びの成果

誰でも楽しめるスポーツを、障害の有無に関わらず一緒に行うことで、新たな気づきを得ることができる。また、地域内交流の活性化にもつながる。

4-3 言語や文化の壁を越えて社会参画につながる学び

言語や文化など、関わり合うことで互いの違いを知ることで、新たな気づきや学びにつながります。 国籍等に関わらず、共に学び、関わり合う機会づくりや地域社会等への参画を後押しする学びや支援に 取り組みます。

取り組むこと

- 相互理解につながる学びの機会を提供します。
- 地域社会等への社会参画を後押しする学 びを提供します。

学びを支えるポイント

共に学び、関わり合うなど、社会参画につながる学び・交流の機会をつくる。

∖ 学びを広げる・深める /

学びの事例・場づくり

(1)まちづくり協議会や自治会等の活動を一緒に行う

地域内に住む留学生に、自治会が声をかけ、一緒に公園の定例清掃活動を実施。清掃終了後には お茶会を行ったり、それぞれの文化を理解するため、留学生の出身国の料理を作って交流するなど している事例があります。また、他市でも、外国籍の方と地域の住民がいくつかのグループに分か れて語り合う会を開いた事例もあります。

学びの場づくり

- ✓ 言語や文化が異なっても一緒にできる活動や共に楽しめる出し物(料理やスポーツ、クイズ など)を企画する。
- ✓ それぞれの違いを楽しみながら学び、交流する機会をつくる。
- ✓ 橋渡しをする人材を配置する。

学びの成果

活動や交流を通じて相互理解が深まり、地域社会への参画の第一歩につながった。

5. 生涯学習関係施設で充実させたい機能

前項までに掲げた生涯学習の取り組みを進めていくため、生涯学習関係施設において次の5つの 機能の充実を図ります。



5-1 学びのプロセスをつくる

生涯に渡って学び続けていくためには、様々な学びを提供する生涯学習関係拠点が市民にとって、 学び・活動のきっかけとなる場とならなければなりません。そのためには、「学びに触れる」と「次の 学びに出会う」という学びのプロセスをつくることが必要です。そこで、各拠点の特色を生かした学び のプロセスづくりに取り組みます。

学びの入り口(学びに触れる)支援

講座の受講、スポーツや文化、ボランティアといった多様な活動は生涯学習の一部です。

こうした学びにふれる機会は、様々な場面・場所で生まれています。そのため、どんな年代の人でも、また、これまで参加したことがない人でも気軽に学びに触れることができるようなデザイン、情報収集や情報発信を行う「学びの入り口」支援の機能の充実が求められます。市内の様々な拠点が、学びの入り口になっていることを意識し、それぞれの特色を生かした事業や取り組みの展開を行います。



学びの展開(次の学びに出会う)への支援

様々な学習機会を通じて得た学びを続けていくためには、学習者の学びの状況や、今後何をしたいか等について、随時サポートやコーディネートなどを行いながら、学習者の次の学び、次のステージを意識した、「学びの展開」を支援する機能が求められます。企業、まちづくり協議会等の地縁型組織、NPO法人や市民活動団体といった多様な主体と学習資源を生かし、学習者の次につながる学びを支援します。



5-2 市全域での学びの支援・コーディネート

本ビジョンに記載した学びを広げていくためには、学びの機会・学習提供者間をつなげ、それぞれの 学びをつなぐ機能や、学びに関する市民の相談窓口として、相談者の思いやニーズを引き出しながら、 つなぐ、連携する、共に作るといった機能・役割を担うことが求められています。

学習提供者・支援者を結ぶ、サポートする

市の生涯学習拠点をはじめとして、様々な場面で様々な学びの機会があります。それぞれが縦割り・独立して行うのではなく、長所を生かして連携することで、学びの機会が広がる・深めることができます。

学びを横断的につなげる、学習提供者等が交流する、学びに関する相談支援、様々な学びの方法 や情報を集め発信するといった学びの拠点をサポートする機能の整備に努めます。



学びにつながる・学びを引き出す相談支援

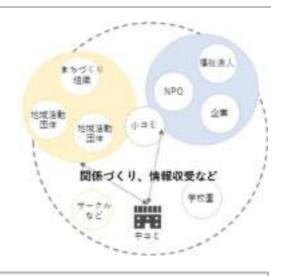
何かを始めたい、学びの成果を発表したい、活動の幅を広げたいなど、相談者のニーズや思いを引き出しながら、学びを深める・共につくるといった相談支援を行い、様々な学びの場や拠点へつなげていく学びに関する相談窓口の充実に取り組みます。

5-3 地域での学びの支援・交流促進

地域での学びの拠点では、様々な学びにふれる機会の創出や、学びに関する情報収集・発信、地域内外の学びの資源とつながることができるといった"学びのハブ"としての機能の充実に取り組みます。

地域での"学びのハブ"

学びの拠点では、いろんな人や団体が交流できる機会づくりに取り組むほか、地域内外の人や団体ともつなげる・交流を促す、様々な学びの機会をつくることで活動の幅を広げるといった"学びのハブ"としての役割を担っていくことが重要です。学習者がそれぞれの学びや活動に、新しい視点や気づきが得られるような拠点づくりを行います。



地域における学びの拠点に求められる機能

学びをつくる機能

様々な種類の学びをつ くり、新たな気づき等 を得られる機会の提供 学びが集まる。 つながる機能

学びを通じて、地域内 外の様々な人が集う・ つながる場づくり 学びの「情報収集・ 発信・相談窓口」機能

地域内の学びの情報収 集・発信や相談窓口と なり、学びにふれる きっかけづくり

5-4 地域課題へのアプローチ(課題解決に向けた生涯学習の関わり)

多様化する地域課題に対して、様々な人が協働しながら取り組みを進めることが求められている中、「学びの成果を生かして地域の課題解決に向けて取り組む」ことも、生涯学習に求められている一つの役割になります。さらに。自律的に活動に関わることを通じてグループや一人ひとりに成長がもたらされることも、これからの生涯学習に欠かせない視点です。

こうした取り組み・活動を行っていくため、より身近な場所で身近な問題を考えるといった学習機会を提供する場づくりに取り組みます。

地域を知るきっかけ、ニーズの把握

学びの成果を地域課題解決に生かしていくための第 1 歩として、地域の課題を知る機会を持つことが必要です。例えば、地域の環境、福祉、子育てといった生活面で起こっている問題、 課題解決に取り組む人やグループの話を聞く機会を持つといった学びの機会です。

そうした学びの場を作るためには、学びの拠点に情報が集まる・集めていくことや学びを提供する側が課題を把握すること、そして関わり方を考えていくことが求められています。

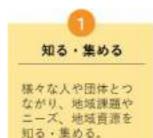
また、すでに課題解決に取り組んでいる人やグループに向けても、地域課題を把握する過程で、悩みやニーズを聞いていくことが必要です。悩みや新しい気づきや意欲を高めるようなプログラムづくりも重要な役割です。

地域内の学びの資源がつながる、交流する場

地域課題等を把握する、講座等で地域課題を知る学びの機会づくりといった取り組みを行う中で「学びの地域資源」が見えてきます。それぞれがつながる・交流する場づくりも、地域に密着した拠点の重要な役割の一つです。住む・活動する地域に近接していることで、学びの次のステップをイメージしやすく、顔の見える関係性を作ることで、社会参画やつながりによる自己実現、学びの成果が実感しやすいといったことにつながります。

地域課題の解決に向けた学びを実践し、ふりかえりを通じて得た学びをつなげていくため に、生涯学習センターや中学校コミセン、小学校コミセン、学校園などといった学びの拠点同 士がつながっていることも重要な点の一つです。

地域課題へのアプローチの例



関わり方を考える

地域課題解決のために 達成したい目標や目的、 アプローチ方法や連携 先など、取り組みの具 体的な内容を検討する。

実践する

準備スケジュールや 役割分担、予算確保 や収支の検討を行い、 取り組みを実践する。

ふりかえる

参加者同士のふりか えりを行い、実践体 験を通じた学びを整 理して、次につなげ る。

5-5 シチズンシップ/シビックプライドの醸成

急速に変化する社会情勢や、多様な価値観や属性で構成される社会の中で、住むまちへの愛着や誇りを持つこと、まちの未来をつくる当事者意識を持った社会参画等といったシチズンシップ/シビックプライドを醸成していくための学びが求められています。学校教育における学びの場だけでなく、様々な年代・場所で学びを深めていく、活動に込めた思いやメッセージを発信し共感・共有していく学びの機会を提供します。

シチズンシップ/シビックプライドを育む機会の提供

「住むまち」には、市や居住する地域など、様々な区域があります。生涯学習関係施設が、 適切な区域・テーマを持って学びの場を作ることも重要です。

また、学校教育の場では、「住むまちの良さを見つける、より良いまちづくりのためにできることを考える」といったシチズンシップ教育が行われています。そうした学びは、小さい頃から生涯学習の一部として育んでいくことも、様々な年代で学ぶ・学び合う機会を持つことも重要です。

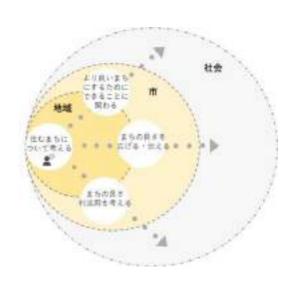
自分の住む地域に親しみながら、より良いまちにするために地域に関わり、考えたり活動したりする過程を通じ、公共意識が育まれていきます。

こうして育まれた公共意識は、その「地域」から「市域」全体へと広がり、もっと広域な社 会全体に対する意識となり、持続可能な社会を考えることにもつながっていきます。

まずは、身近に関心のあるテーマについて学ぶ中で、シチズンシップやシビックプライドが 醸成されるような機会の提供が必要です。

シビックプライドを育む学び

より良いまちにするため 住むまちについて考える にできることに関わる 「まちの未来をつくってい る」。出事者意識を持つこと *まち*を知る・語り会るこ とで、住むまちの良さや資 様々な活動への積極的な 源、課題を考える。 参綱を促し、自己実現や学 びの選元に。 まちの良さ まちの良さを 利活用を考える 広げる・伝える まちの食さなどを利活用した いろんな人に伝える、共有する。 活動を実践していく適づく 直もの時りを見える化・体験, リ・サポート。



学びの拠点で充実させたい・重点を置く主な機能

市内の学びの拠点では、扱うテーマや学びの対象者は異なります。それぞれの拠点が、その特長を生かし、役割分担をしながら、学びの支援をしていく機能づくりを推進します。各拠点で重点を置いて充実させたい主な機能は以下のとおりです。

【充実させたい・重点を置く機能】

充実させたい機能	重点を置くポイント	ウィズ あかし	小学校 コミセン	中学校コミセン	図書館	学校園	テーマ型施設		
							厚生館	文化博物館 天文科学館 その他	- あかねカレッジ (あかねが丘学園)
学びのプロセスをつくる	学びの入り口(学びに触れる)支援	•	•	•	•	•	•	•	•
	学びの展開(次の学びに出会う)への 支援	•	•	•	•	•	•	•	•
市全域での学びの支援・	学習提供者を結ぶ	•						•	•
	学びにつながる・学びを引き出す相 談支援	•							•
地域での学びの支援・ 交流拠点	地域での学びのハブ			•					
(課題解決に向けた生涯 学習の関わり)	地域を知るきっかけ、ニーズの把握		•	•	•	•			•
	地域内の学びの資源がつながる、交 流する	•	•	•			•		•
シチズンシップ・ シビックプライドの醸成	シチズンシップ・シビックプライド を育む機会の提供	•	•	•		•	•	•	

第3次明石市環境基本計画(素案)について

1 概 要

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第7条の規定に基づき、「第2次明石市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してきました。

近年の地球温暖化の深刻化やプラスチックごみの削減など、新たな課題に対応するとともに、市の総合計画である(仮称)あかしSDGS推進計画と整合を図り、持続可能なまちづくりを実現するため、明石市環境審議会で議論を進め、第3次明石市環境基本計画を策定するものです。

2 計画素案の骨子

(1) 計画期間

2022 (令和4) 年度から2030 (令和12) 年度までの9年間

(2) めざす環境像

「みんなでつくる人にも自然にも地球にもやさしいまち・あかし」

(3) 施策体系

基本方針	基本施策			
	再生可能エネルギーの利用の推進			
脱炭素社会の実現	脱炭素のくらし・まちづくりの推進			
	気候変動への適応の推進			
循環型社会の実現	ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用			
個塚空性云の天境	ごみの安全・安心な適正処理			
	まちの身近な場所のいきものの生息・生育地を広げる			
自然共生社会の実現	まとまりのある生きものの生息・生育地の保全			
	生物多様性から受ける恵みの持続可能な利用			
安心安全社会の実現	大気環境・水環境の保全による環境リスクの低減			
メルダエ江云の天坑	事業活動に伴う生活環境への影響の未然防止			

(4) 計画に取り入れた新たな視点

SDGSの考え方	環境施策を推進することにより、社会や経済の課題解決にも貢献し、				
	持続可能なまちづくりの実現をめざします。				
脱炭素社会実現に	気候非常事態宣言で表明した「2050年までにCO2排出量と吸収量の				
向けた取組の推進	均衡をとる実質ゼロ」の実現に向け、更なる省エネルギーの徹底、再				
	生可能エネルギーの導入促進等に取り組みます。				
プラスチックごみ	使い捨てプラスチックをはじめとするプラスチックごみの更なる減				
減量の推進	量に取り組みます。				
市民意見の反映	市民ワークショップ4回を開催し、明石の環境未来像やその実現に向				
	けた取組みを市民のみなさまとともに考え、計画に反映しました。				

3 今後のスケジュール

2021年12月中旬以降

2022年2月

2022年3月

計画素案に係るパブリックコメントの実施

環境審議会(計画策定)

市長答申

計画公表

第3次明石市環境基本計画(素案)

目 次

第1章	計画の基本的事項
	(1) 環境基本計画とは
	(2) これまでの経緯と背景
	(3) 計画の対象4
第2章	明石市の概況と環境の現状
	(1) 概況6
	(2) 市を取り巻く環境の動向9
	(3) 市の環境の現状と課題13
第3章	めざす環境像と計画の基本理念
	(1) めざす環境像 20
	(2) 計画の基本理念21
	(3) 基本方針 ······ 22
第4章	推進施策
	(1) 基本施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 基本施策 ······· 27
第5章	各主体の役割
	市民・市民団体・事業者・市の環境行動指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6章	計画の推進
	(1) 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 計画の進行管理 ····································
	(3) 計画の見直し ····································
参考資	· 料
	(1) 計画策定の経緯····································
	(2) 用語集

第1章

計画の基本的事項

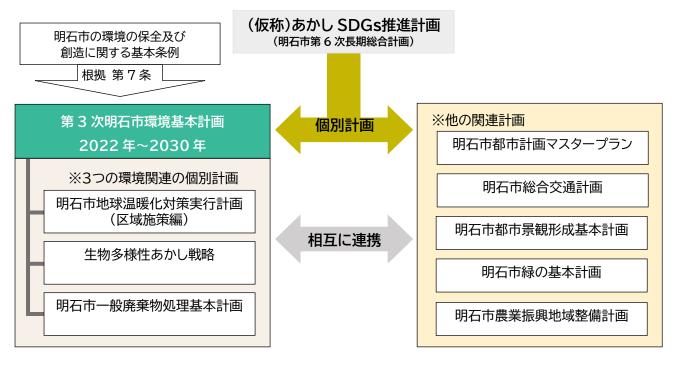
第1章 計画の基本事項

(1) 環境基本計画とは

環境基本計画とは、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例(以下「明石市環境基本条例」という。)に定める基本理念を具体化するための計画であり、(仮称)あかし SDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)の個別計画であるとともに、環境関連の個別計画の上位計画となっています。

本計画は、明石市のめざす環境像、環境全般に関する取り組みの基本方針を示すもので、具体的な施策や取り組みについては、環境関連の個別計画 *である「明石市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「生物多様性あかし戦略」、「明石市一般廃棄物処理基本計画」で定めます。

国及び県の環境基本計画や(仮称)あかし SDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)との整合を図るとともに、他の関連計画と連携・共同歩調をとり、市を挙げて取り組みを推進していきます。



■計画期間



※個別計画(詳細は市ホームページに掲載しています)

- ① 明石市地球温暖化対策実行計画(区域施策編):ストップ温暖化!低炭素社会のまち 明石プラン(2018年策定)
- ② 生物多様性あかし戦略:つなごう生きもののネットワーク「生物多様性あかし戦略」(2011年策定)
- ③ 明石市一般廃棄物処理基本計画:みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン(2021年策定)

(2) これまでの経緯と背景

本市では1999年6月に環境施策に関する基本的な事項及び環境保全に関する事項について定めた「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、この条例を受け、2000年に「明石市環境基本計画」を策定しました。その後、環境を巡る情勢の変化に対応するため、2012年に「第2次明石市環境基本計画」へと見直しを行いました。さらに、環境施策における市民や事業者との協働を強化する観点から、2017年に「第2次明石市環境基本計画(改定版)」を策定しました。

しかし、以降も、環境問題を巡る情勢は大きく変化し続けています。地球温暖化に起因する甚大な自然災害が世界や国内各地で頻発するなど気候変動の影響が深刻化しており、国際社会全体で気候変動対策に取り組むことが強く求められています。また、プラスチックごみによる世界規模での海洋汚染、食品ロスの問題など、わたしたちの身近な暮らしや事業活動が直接関係する新たな課題も表面化しています。

他方、環境分野以外に目を向けると、人口減少、少子高齢化の進展、またそれに伴う地域経済の低迷や地域社会の脆弱化など、将来に向けた社会や経済の課題への対応も求められています。

これらの大きく変化し続ける環境課題、また関連する社会や経済のさまざまな課題を解決していくためには、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用し、環境・社会・経済の統合的向上*をめざす取り組みが求められているところです。

こうした状況の中、本市では、気候変動への対応として、2020年3月に県内で初めて「気候非常事態宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを掲げるとともに、2020年8月には「SDGs 未来都市」に採択され、SDGs の理念を反映した持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

以上を踏まえ、環境分野においても、国内外の社会情勢の変化と新たな環境課題に対応しつつ、持続可能なまちづくりの実現に向けた取り組みをさらに発展させるため、本計画を策定することとします。

* SDGs と環境・社会・経済の統合的向上

SDGs とは、「持続可能な開発目標」の略で、2030 年に向けてすべての国が達成すべき共通の目標として 定められたものです。

様々な分野が関係する 17 の目標があり、環境(生物圏)、 社会、経済の3つに分類できます。それぞれの目標は相互 に密接に関係しており、その関係性を示したものが、「SD Gsウエディングケーキモデル」と呼ばれるものです。

一番上の層の「経済」は、生活や教育などの「社会」の発展に支えられており、社会は、「環境(生物圏)」、つまり、 人々が生活するために必要な自然環境によって支えられていることを表しています。

ケーキの土台となる環境が持続可能でなければ、社会 や経済の持続的な発展が成り立たないということを意味 しています。



図 1-2 SDGs ウエディングケーキモデル

出典:ストックホルムレジリエンスセンター How food connects all the SDGs

(3) 計画の対象

対象とする環境分野

①地球環境	②感奔枷	③自然環境	④地域環境
(地球温暖化)	②廃棄物	(生物多様性)	(典型 7 公害 *)

- ※典型 7 公害:以下の7つの公害を指します(環境基本法、明石環境基本条例より)
 - ① 大気の汚染
 - ② 水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む)
 - ③ 土壌の汚染
 - 4 騒音
 - ⑤ 振動
 - ⑥ 地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く)
 - ⑦ 悪臭

対象地域

明石市の行政区域全体を対象地域とします。ただし、国、近隣自治体などの関連機関と共同歩調をとる必要がある問題については、地形、流域、生態系などを考慮しつつ、その問題解決に取り組んでいきます。

第2章

明石市の概況と環境の現状

第2章 明石市の概況と環境の現状

(1) 概 況

位置:面積等

本市は、兵庫県中南部に位置し、東及び北は神戸市に、西は加古川市、播磨町、稲美町と接しており、南は明石海峡を隔てて、淡路島を臨む位置にあります。

市域の面積は49.42km²で、東西 15.6km、南 北9.4kmとなっており、瀬戸内海に面する海岸線に 沿って帯状に市街地がコンパクトに連なっています。



図 Z-1 呼行口リング以直 明石市資料より引用 ※以降、出典の記載がない図表は明石市資料より引用・作成

地勢・気候

本市は、六甲山地西麓に広く発達する広大な段丘面が播磨灘に接する位置に相当し、明石川以西の地域は、いなみの台地と呼ばれる台地上に位置します。

気候は温暖で、過去 10 年間の年間平均気温は、16.0℃となっています。また、過去 10 年間の年間降水量は、平均1,307mm ですが、年によって大きな変動が見られ、多い年は1,700mm 弱、少ない年は1,000mm となっています。



図 2-2 年平均気温と年間降水量の推移 (資料:気象庁明石アメダス観測所データ)

人口

本市の人口は2013年から8年連続で増加しています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計(国の推計)では、2050年にかけて人口が大きく減少するとされています。

将来的な人口減少は避けられない状況ですが、大幅な人口減少は、地域経済や社会の停滞を招く恐れがあることから、明石市では、将来にわたり持続可能なまちを実現するため、2030年度に30万人維持を目標としています。

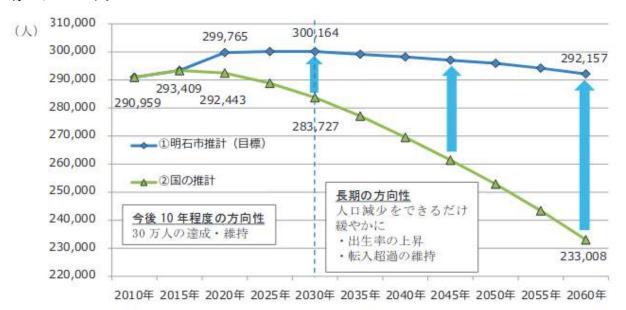


図 2-3 人口の推移と将来推計

(出典:あかし SDGs 推進計画)

土地利用

土地利用割合を見ると、「宅地」の割合が最も高く 2019 年は市域の 47.3%を占めています。次いで、「田」「畑」が合計で11.8%、「雑種地」が 10.3%となっています。

割合を年で比較すると、2000年以降、「田」、「畑」が減少し、「宅地」が増加傾向となっており、農地の宅地化が進んでいます。

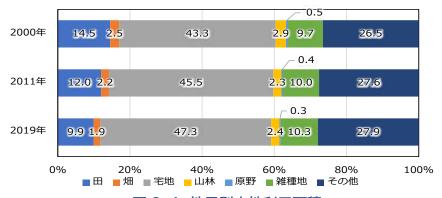


図 2-4 地目別土地利用面積

産業

本市の就業者数は、1995 年から 2010 年にかけて減少傾向となっていましたが、2010 年から 2015 年にかけては増加に転じています。

また、市内全体の総生産額は、近年は横ばいに推移しています。産業別の内訳では、2005年以降、第1次産業は大きな変動はなく、第2次産業は減少傾向となっています。一方で、第3次産業は、増加傾向にあります。

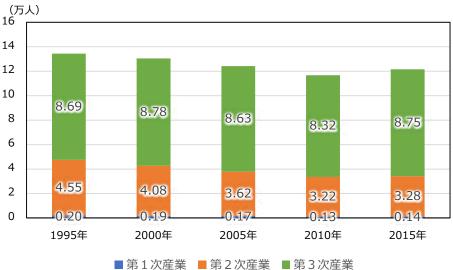


図 2-5 産業別就業者数 (資料:国勢調査)



図 2-6 産業別市内総生産額 (資料:兵庫県市町民経済計算 長期時系列データ(平成 23 年基準))

(2) 市を取り巻く環境の動向

地球温暖化防止に関する動向

地球温暖化の現状

近年、地球温暖化の進行に伴う気候変動により、干ばつ、洪水、森林火災などの異常事態が世界各地で発生しています。日本においても、集中豪雨や大型台風、猛暑などの50年や100年に1度といわれるような気象現象が毎年のように発生し、大規模な災害へとつながっています。これらの異常事態は、温室効果ガスの増加に伴う長期的な地球温暖化の進行に伴い、増加しています。

国際社会や国の動き

こうした中、2015 年に「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とするパリ協定が合意されました。

その後、2018 年に公表された IPCC1.5℃特別報告書には、地球温暖化を 1.5℃で止めるには、2030 年までに世界全体の二酸化炭素排出量を 2010 年度比で約 45%削減し、2050 年前後にはゼロにする必要があることが指摘されており、温室効果ガスの排出削減の国際的な取り組みが強く求められています。

さらに、2021年 11 月に英国のグラスゴーで開催された COP26 においては、「気温上昇を 1.5℃に抑える努力を追求すること」や「石炭火力を段階的に削減すること」が新たに合意されました。

国では、2020年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことを表明しており、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減する新たな目標が掲げられたところです。

また、「適応」と呼ばれる、すでに起こりつつある地球温暖化の影響への対応も重要になっており、国では、 2018年6月に気候変動適応法を制定し、同年11月に気候変動適応計画を策定しています。気候変動適応 計画には、気候変動の影響による被害を防止・軽減するための国、地方自治体、国民等の役割、気候変動適 応を推進するための戦略、農林水産業や自然災害等の分野ごとの施策などが示されています。

新型コロナウイルス感染症をめぐる地球温暖化への影響

2020 年に世界で蔓延した新型コロナウイルスにより人やモノの移動が制限された影響で、世界のエネルギー需要は大きく減少しました。しかし、これらは一時的なものであり、経済活動の回復とともに、再び温室効果ガスの排出増加につながることが懸念されており、地球温暖化対策と経済復興を両立する「グリーン・リカバリー」の方針が、国際的に掲げられています。

9

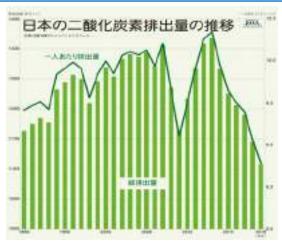


図 2-7 日本の二酸化炭素排出量の推移 出典)温室効果ガスインベントリオフィス JCCCA ウェブサイト



図 2-8 気温上昇による大雨の増加予測 出典)IPCC第6次報告書JCCCAウェブサイト

循環型社会に関する動向

廃棄物問題の現状

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、廃棄物に関わる環境問題を引き起こしてきただけではなく、生産や処分等に伴う温室効果ガスの排出、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題の要因となっています。

国内においては、3Rの推進により1人当たりの一般廃棄物の発生量や廃棄物の最終処分量は着実に減少していますが、プラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題も顕在化しています。こうした課題への対応として、資源循環分野において、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラー・エコノミー)」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

プラスチックごみ問題と国の動き

地球規模でみると世界的な人口増加や経済発展に伴う廃棄物排出量の増大によって、海洋に流出するごみが増加し、海洋生物等に影響を与えていることが明らかになってきています。このまま対策がなされなければ、2050年には、海のプラスチックごみの量が魚の量を上回ると予測されています。

こうした中、国では、2019 年5月にプラスチック資源循環 戦略を策定し、使い捨てのプラスチックを 2030 年までに累 積 25%排出抑制することを目標とし、レジ袋の有料化義務化 などの取り組みを進めています。また、2021 年 6 月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が公布されました。本法律は、国内のプラスチックの設計・製造段階から排出段階に至るまで、ライフサイクル全般での資源循環体制を強化しようとするものです。



写真 2-1 プラスチックごみを捕食した渡り鳥 出典)NOAA アメリカ海洋大気局

食品ロス問題と国の動き

本来食べられるのにも関わらず廃棄されている食品を食品 ロスといいます。SDGsのターゲットの1つとなっており、世界 的に解決すべき課題です。

国内での食品ロスは、612 万t/年、国民 1 人当たりに換算すると毎日お茶碗 1 杯分の食料を捨てている換算になります。また、世界では9人に1人が栄養不足という報告もあり、食品ロスに関して何も手を打たず、今のままの状況が続けば、人口増加に伴って栄養不足で苦しむ人がますます増え、貧困に拍車がかかることにもつながっていきます。

こうした点を踏まえて、国では、家庭系食品ロス量を2030年度に2000年度比50%削減すること(第四次循環型社会形成推進基本計画)などの目標が掲げられています。



図 2-9 食品ロスの現状 出典)農水省ウェブサイト https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2010/spe1_01.html

自然環境に関する動向

生物多様性の現状

生物多様性とは、生きものたちの個性とつながりのことを指しています。地球上には 3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生息・生育しています。これらの生命は一つひとつに個性があり、相互に支えあって生きています。

しかしながら、開発や乱獲(第 1 の危機)、外来種の持ち込み(第3の危機)、地球温暖化の影響(第 4 の危機)により、生物多様性が危機にさらされています。また、里地里山で行われてきた農林業等の営みが、多様な動植物の生息・生育環境や人と野生生物との適切な距離を維持してきましたが、近年、山林の手入れ不足や人口減少による農地の放棄・荒廃といった土地利用の変化等により、里地里山で育まれてきた種の生息・生育環境が失われて生物多様性が低下しています(第2の危機)。

国際社会や国の動き

2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された COP10(生物多様性条約第 10 回締約国会議)で、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという愛知目標が採択されました。2020 年 9 月には、愛知目標の最終評価が公表され、愛知目標の20の個別目標で完全に達成できたものはないことが示されました。

2020 年以降の生物多様性の世界の目標となるポスト愛知目標の草案では、愛知目標からの変更として、数値による具体的な目標設定がなされること、生物多様性に対する5つの脅威(土地利用、外来生物、汚染、乱獲、気候変動)への対策が盛り込まれています。今後、ポスト愛知目標の採択を踏まえて、国の次期生物多様性国家戦略も見直しがなされる予定です。

戦略目標 A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失 の根本原因に対処

目標1:生物多様性の価値と行動の認識

目標2:生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロ

セスに統合

目標3:有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の

策定・適用

目標4:持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標 B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

目標5:森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣

化・分断を顕著に減少

目標6:水産資源の持続的な漁獲

目標7:農業・養殖業・林業が持続可能に管理

目標8:汚染を有害でない水準へ

目標9:侵略的外来種の制御・根絶

目標10:脆弱な生態系への悪影響の最小化

赤字は、未達成の目標 黄色は、部分的に達成の目標

戦略目標 C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物 多様性の状況を改善

目標11:陸域の17%、海域の10%を保護地域等により 保全

目標12:絶滅危惧種の絶滅が防止

目標13:作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最

小化

戦略目標 D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵 の強化

目標14: 自然の恵みの提供・回復・保全

目標15: 劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候

変動緩和・適応に貢献

目標 16: ABS に関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標 E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通 じて実施を強化

目標17: 国家戦略の策定・実施

目標18: 伝統的知識の尊重・統合

目標19: 関連知識・科学技術の向上

目標20:資金を顕著に増加

図 2-10 愛知目標の達成状況

出典)環境省 令和 3 年版 環境·循環型社会·生物多様性白書

生活環境に関する動向

生活環境に関する現状

国内の環境基準の達成状況は概ね改善傾向ですが、建築物中のアスベスト、微小粒子状物質(PM2.5)や 光化学オキシダントへの対応など大気環境の課題、閉鎖性水域の富栄養化等の水質環境の問題などが見られます。また、近年、プラスチックを含む海洋ごみによる海の汚染が国際的な課題となっています。

建築物中のアスベスト(石綿)の問題と国の動き

アスベスト(石綿)は天然に生成したきわめて細い鉱物繊維で、1955 年ころから建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材など)として使用が一般化され、2006 年以降に使用が禁止されるまでに建築材料として約 800 万tが使用されたと推定されています。石綿は吸入することによって、中皮腫、肺がん等に罹患することが知られています。

2013 年に改正された大気汚染防止法では、建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散を防止するため、受注者による事前調査の実施や、特定建築材料が使用されている場合は発注者による届出義務が定められました。しかし、規制対象となっていない石綿含有成形板等の除去による石綿の飛散や、事前調査での石綿含有建材の見落としなどの課題を踏まえ、大気汚染防止法の一部を改正する法律が2021年 6 月に公布されました。これによって、規制対象がすべての石綿含有建材に拡大されたほか、事前調査結果の都道府県等への報告義務化や直接罰の創設が行われました。





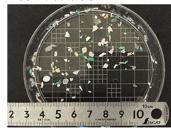


写真 2-2 アスベストの種類 (上)青石綿 (中)茶石綿 (下)白石綿 出典)厚生労働省資料

マイクロプラスチックごみ問題と国の動き

海洋プラスチックごみは、時間が経つにつれ劣化と破砕を重ねながら、次 第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となります。マイクロプラスチッ クは、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着し、化学汚染物質が海洋生態系へ 取り込まれる原因になる可能性があるほか、実験室レベルでは誤食により海 洋生物の体内に取り込まれることによって、海洋生物が害を受け、炎症反応、 摂食障害などにつながる場合があることがわかっています。

マイクロプラスチック



資料:九州大学磯辺研究室

こうした中で 2018 年 6 月に海岸漂着物処理推進法が改正され、マイクロプラスチック対策として、事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川

写真 2-3 マイクロプラスチック 出典)環境省令和元年版白書

等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならないことが示されたほか、国や地方公共団体は、漂流ごみ等の円滑な処理の推進や海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならないことなどが示されました。

(3) 市の環境の現状と課題

脱炭素社会の実現

温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量は、2018年度で 1,518千 t-CO $_2$ で、計画の基準年度である 2013 年度から 17.6%減少していますが、直近の4年間(2015年 \sim 2018年)は概ね横ばいで推移しています。

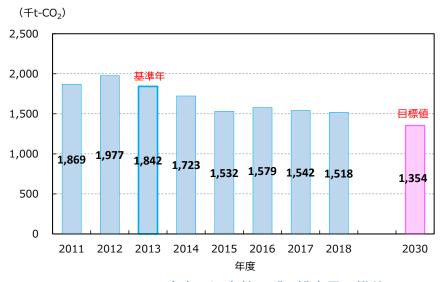


図 2-11 市内の温室効果ガス排出量の推移

再生可能エネルギー

市内の再生可能エネルギー導入量は、2019 年度で69,433kW であり、市内の消費電力に対する割合は約5.3%となっています。また、導入量の約95%は太陽光発電が占めています。

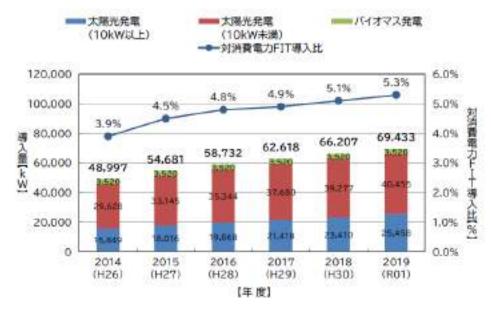


図 2-12 市内の再生可能エネルギー導入量の推移

資料)資源エネルギー庁 固定価格買取制度情報

気候変動の影響

近年、地球温暖化の影響とみられる大雨、台風等の自然災害による甚大な被害が各地で生じています。本市においても、大型台風の接近に伴う河川の増水や土砂崩れなどが発生しています。

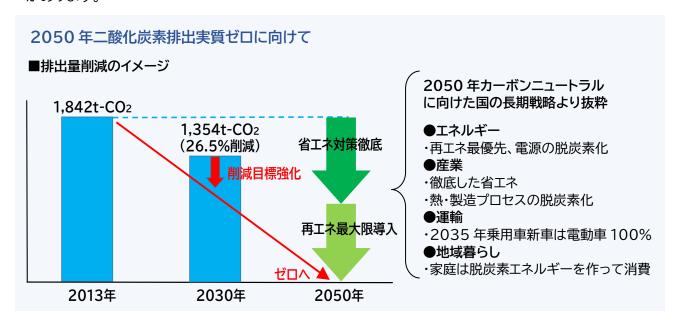




写真 2-4 大型台風による河川の増水、土砂崩れ (左:2015年7月 明石川 右:2018年7月 金ケ崎公園)

課題と今後の方向性

- ○市内の温室効果ガス排出量は近年横ばいで推移しています。本市では、2020年3月に「気候非常事態宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを掲げ、その実現に向けて 2030年度の温室効果ガス削減目標を見直すとともに、省エネルギー対策、再生可能エネルギー導入の更なる強化、エネルギーの地産地消の仕組みづくりが必要です。
- ○温室効果ガスの排出を抑制する対策に加えて、気候変動による台風の大型化や局所豪雨の発生に伴う自然災害リスクの増加、熱中症リスクの増加などの将来的な気候変動影響に備える適応策を講じていく必要があります。



循環型社会の実現

ごみ処理量

市のごみ処理量は、2017 年度までは減少傾向で推移してきましたが、それ以降は概ね横ばいで推移し、2020 年度には91,799tに減少しています。また、家庭系燃やせるごみ1人 1 日あたりの排出量に換算すると、約 482g/人・日で、2015年度から約28g/人・日減少しています。

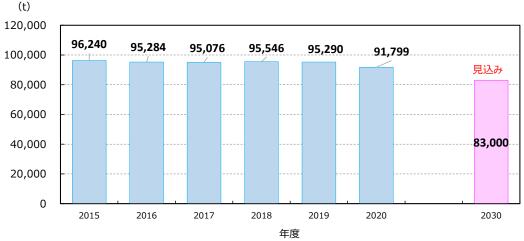


図 2-13 市ごみ処理量の推移

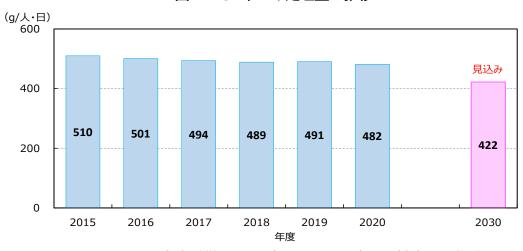


図 2-14 家庭系燃やせるごみ 1 人 1 日当たり排出量の推移

課題と今後の方向性

- ○市ごみ処理量及び 1 人1日あたり排出量は近年概ね横ばいで推移しています。目標達成に向けて、今後も 3R のうち優先されるべきごみの発生抑制(リデュース)に重点を置いた取り組みにより、ごみの排出抑制 の促進が必要です。
- ○地球規模の環境問題となっているプラスチックごみ問題や食品ロスの問題に対して、国の計画や動向も踏まえ、新たな施策を検討、推進していく必要があります。
- ○今後進展が予想される高齢化社会に対応したごみの収集体制などの新たな課題への対応も必要です。

自然共生社会の実現

生物多様性

明石には、今なお多くの自然が残された地域があり、それぞれの環境の特性に応じた生態系を形成し、希 少種を含む数多くの生きものが生息・生育しています。

場 所	現 状
田畑	近年、都市化の進行により、生産環境の悪化が見られます。農業従事者の高齢化、後継者
	不足等により、耕地面積が減少傾向にあり、生物の生息・生育場所が失われています。
里山林	金ケ崎公園、松陰・松陰新田一帯の里山林は、希少種を含む多くの生物の生息・生育場所
	となっています。
47士八国	明石公園は、中心市街地に位置しながらも、多様な樹木が生育しているほか、400種を超
都市公園	える植物が自生しており、鳥類や昆虫類が生息する重要な環境となっています。
	100 を超えるため池には、絶滅危惧種に指定されるオニバスをはじめ、全国的にみても
ため池	希少な水生植物を含む、多様な動植物が生息・生育しており、貴重な水辺空間を形成して
	います。
	朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川が市域を北から南へ縦断しています。これらの
河 川	河川は、防災機能や親水空間として利用されるとともに、多くの生きものが生息・生育し
	ています。
	砂浜、干潟、岩礁などの豊かな海岸の環境は、多様な生息・生育環境を提供しています。浜
海岸·沿岸	辺にはアカウミガメが産卵のために上陸することもあり、豊かな自然環境が残る海岸とな
	っています。

表 2-1 市域の生物多様性の現状

緑化

市の緑被率(樹林地・草地・田畑が占める割合)は、2009年度は27.9%でしたが、直近の2019年度は25.6%でした。緑被の内訳の推移をみると、田畑が減少しており、都市化の進行の影響と考えられます。

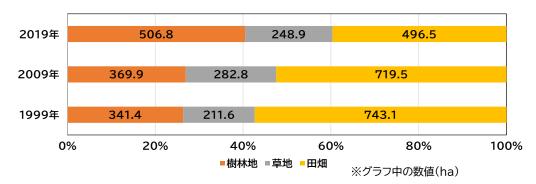


図 2-15 緑被の内訳の推移

課題と今後の方向性

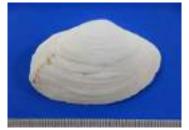
- ○緑被率は、都市化の進行などにより減少傾向にありますが、今ある豊かな自然環境を守り育てるため、引き続き「緑の基本計画」に基づき、緑地の保全や緑化の推進に取り組む必要があります。
- ○モニタリング調査、希少種の保護、外来種防除等の活動など、自然生態系の保全を図ることにより、緑の質の向上に取り組むとともに、こどもたちを含む若い世代が自然に親しみ、保全活動に参画できる機会を 創出するなど、多くの主体が協力する必要があります。
- ○生物多様性に関する国際目標や国の次期生物多様性戦略見直しの動きを踏まえ、今後の生物多様性あか し戦略の改定について検討していきます。

自然環境調査

市では継続的に自然環境調査を実施しており、里山林、ため池群、海岸沿いに希少種が確認されています。 一方で、特定外来種を含む外来生物も確認されており今後の推移をモニタリングしていくことも必要となっています。2019 年に明石の海岸で実施した自然環境調査では、希少種の生息や特定外来生物の定着を確認しています。



シロチドリ 絶滅危惧種II類(VU)



ミルクイガイ絶滅危惧種Ⅱ類(VU)



アレチウリ

写真 2-5 明石の海岸で確認された希少種(シロチドリ・ミルクイガイ)と特定外来生物(アレチウリ)

豊かな海とは

窒素やリンは、栄養塩として海の生態系に欠かせない物質ですが、これらは多すぎるとプランクトンが増えて、赤潮の発生など水質が悪化する原因となります。一方で、少なすぎると、プランクトンが十分に育たず、それらをえさとする魚や二枚貝などが育たなくなるといわれています。

かつては、陸から川を通じてたくさんの栄養が海に流れ込んでいました。しかし、排水規制の強化、農地の減少、下水道の普及などにより、海の水質は改善する一方で、海に流れ込む栄養は年々減少し、魚介類等の生き物が育ちにくくなり、「豊かな海」が失われつつあります。

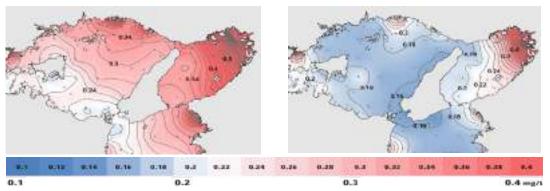


図2-16 瀬戸内海の海水中窒素濃度の変化(左 1997 年、右 2017 年)

安全・安心社会の実現

市内環境の状況

大気・水質では、全国的に環境基準非達成の光化学オキシダントを除き、環境基準の達成が続いています。 騒音では、一般環境騒音及び新幹線鉄道騒音が全測定地点で環境基準を達成し、自動車騒音については全 国平均を上回る達成率となっており、良好な環境が維持されています。その他、新幹線鉄道振動及びダイオ キシン類についても、それぞれ指針値、環境基準値を達成しています。

表 2-2 環境基準等の達成率

単位:%

	項目	2015	2016	2017	2018	2019
大気汚染に 係る環境基準 の達成率	二酸化硫黄	100	100	100	100	100
	二酸化窒素	100	100	100	100	100
	浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
	光化学オキシダント	0	0	0	0	0
	微小粒子状物質	0	100	66.7	100	100
	有害大気汚染物質	100	100	100	100	100
水質汚濁に	河川水質	100	100	100	100	100
係る環境基準 の達成率	地下水質	100	100	100	100	100
騒音に	一般環境騒音	100	100	85.7	100	100
係る環境基準	自動車騒音	96.9	96.3	95.8	95.8	96.0
の達成率	新幹線鉄道騒音	100	100	100	100	100
新幹線鉄道振動に係る指針値の達成率		100	100	100	100	100
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率		100	100	100	100	100

課題と今後の方向性

- ○大気・水質・騒音・振動については概ね環境基準等を達成し、良好な環境が維持されています。この状況を維持していくため、引き続き継続監視と事業者等への法令順守の指導、事業者の自主的な環境配慮の取り組みの拡大を図っていきます。また、全国的に環境基準非達成の光化学オキシダントについては、光化学スモッグ発令時に市民への迅速な周知を行うことで、健康被害の未然防止に努めていきます。
- ○アスベスト建材が使用された建築物や工作物の解体及び改修工事により、アスベストが飛散するおそれが あり、大気汚染防止法の改正による規制強化も踏まえ、飛散防止対策を徹底していく必要があります。

第3章

めざす環境像と計画の基本理念

第3章 めざす環境像と計画の基本理念

(1) めざす環境像

明石市は、瀬戸内の温暖な気候のもと、風光明媚な明石海峡を臨む美しい海岸線や、田畑やため池など多様な生物を育む豊かな自然環境に恵まれており、これらは古くから先人たちより受け継がれ、守り育てられてきた市民の大切な共有財産です。また、地球環境は、人類が安全かつ豊かに生存し続けるためのすべての人の共有財産です。そして、これらの自然環境や地球環境は、将来世代とも共有しています。

地球温暖化などさまざまな地球規模の環境問題が深刻化する状況にある今こそ、先人から受け継いだ豊かな自然環境や地球環境を守り、将来世代にいたるすべての人に負の遺産をのこすことなく、その恵みを享受できるよう取り組むことは、今を生きるわたしたちすべての責任です。

市民や事業者、行政のすべての主体がその責任を自覚して、自然とともに生きた先人の知恵を受け継ぎつつ、それぞれの活動を環境負荷の少ない持続可能なものに変化させるとともに、互いに手を取り合って、環境にやさしい持続可能なまちをつくる必要があります。

さらに、こうした環境にやさしい持続可能なまちづくりが進むことにより、社会・経済面においても、安心 して暮らせるまちの魅力が高まり、にぎわいが創出され、将来にわたる持続可能な経済活動の実現にもつな がります。

こうしたことから、本市のめざす環境像を以下のように設定します。

みんなでつくる 人にも自然にも地球にもやさしいまち・あかし

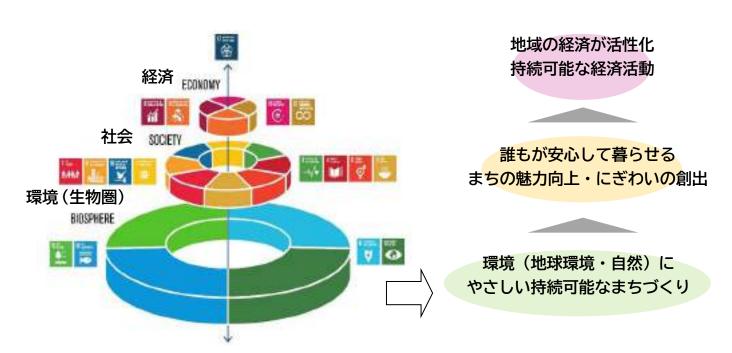


図3-1 環境・社会・経済の統合的向上 (再掲:SDGsウエディングケーキモデル)

(2) 計画の基本理念

明石市のめざす環境像を実現するために、基本となる4つの考え方を基本理念とします。

1. 命や暮らしが自然や地球の恩恵に支えられていることをいつも意識します

わたしたちの命と暮らしが自然や地球からのさまざまな恩恵により支えられていること、そして、わたしたちの活動すべてが地域の環境のみならず地球規模の環境に影響を及ぼしていることをいつも意識することが、環境に負荷を与えない持続可能な社会をつくる第一歩です。

2. みんなで考え、ともに行動を変えていきます

持続可能な社会を実現するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で考え、行動することはもち ろんのこと、ともに考え、ともに行動を変化させ、協力し合いながら、活動の輪を周りに広げていくことが必 要です。

3.「明石らしさ」を、将来世代へ引き継ぎます

本市には、海をはじめとする豊かな自然環境があり、古くから人々が営んできた歴史、文化、産業も含めた風土などの「明石らしさ」があります。これら「明石らしさ」を象徴する環境を将来世代へ引き継いでいくことは今を生きる私たちの責任です。

4. 環境に良い取り組みを通じ、社会・経済の発展につなげます

経済や社会の発展は、その基盤となる環境が保たれることによって支えられてきました。持続可能なまちをつくるためには、このつながりを改めて意識し、市民、事業者、行政それぞれの立場で、環境に良い取り組みを通じて、地域社会や経済の発展につなげていくことが必要です。

めざす環境像の実現へ

(3) 基本方針

明石市のめざす環境像を実現するため、2030年に向けて取り組む基本方針を環境分野別に示します。 それぞれの分野の課題は、互いに関係しあっていることから、分野横断的に取り組む視点を持ち、複数の 課題解決につなげることを目指します。

1. 脱炭素社会の実現

市民や事業者、行政などあらゆる主体が一体となって、省エネルギー対策の徹底、再生可能エネルギーの最大限導入に取り組み、『2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロ』を目指します。また、気候変動への適応を進め、災害にも強く、安心して暮らせる持続可能な脱炭素のまちの実現を目指します。











2. 循環型社会の実現

市民や事業者と一体となって、3R の取り組みを一層推進するとともに、地球環境に影響を与えるプラスチックごみの削減、ごみの発生抑制につながる食品ロスの削減、あらゆる資源のリサイクルなどの取り組みを進め、環境への負荷が小さく、持続可能な循環型のまちの実現を目指します。













3. 自然共生社会の実現

身近な自然環境の保全や創出にくわえ、まとまりのある自然の保全や回復、生物多様性の保全など緑の質を向上させる取り組みを一層推進することにより、都市施設と自然環境が調和し、人と自然が共生するまちづくりを進め、持続可能で魅力ある生活環境の実現を目指します。













4. 安全・安心社会の実現

市内環境の継続的なモニタリングおよび法令に基づく規制・指導の充実により、健全で良好な生活環境の 保全、化学物質やアスベストなどによる環境リスクの低減、騒音・振動などの発生の未然防止に努め、持続可 能で誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現を目指します。









市民が考える明石の 2030 年の環境未来像

2021年、市民のみなさまを対象にワークショップ「みんなで考える明石の環境のこれから」を実施し、明石の10年後の環境未来像について考えました。

<実施の概要>

全体で 4 回開催し、小学生を含め幅広い年齢層のみなさまにご参加いただきました。

ŀ	日時	内 容	参加者
第1回	3月14日(日)	ゲームを通じて SDGs について学ぼう	29名
第2回	3月21日(日)	最近の環境トレンドについて知ろう	30名
第3回	7月25日(日)	明石の 10 年後の環境未来について考えよう	25名
第4回	8月7日(土)	環境未来を実現するために私たち市民にできることを考えよう	20名

<結果の概要>

参加された市民のみなさまの意見として、「緑や自然が増えること」、「海や川がきれいで豊かになること」 などの明石の良質な自然環境が守り育まれていく姿が描かれました。また、「クリーンなエネルギーが普及」、 「ごみの少ないまちになる」ことなど、深刻化する地球規模の環境課題に対して積極的に取り組むことにより、 持続可能なまちをつくる姿が描かれました。

緑・自然が増えている

街のいろいろな場所・施設に緑が増える 公園が増えて、花や木、林があちこちに 明石の大切な生き物が守られる

クリーンなエネルギーが普及

家庭・工場・公共施設に太陽光発電の設置がすすむ 畑ではソーラーシェアリング 明石海峡で潮流発電の研究

海や川がきれいで豊かに

海岸に漂着するごみが減っている

豊かな海が取り戻される

明石の魚のブランド価値が向上

ごみの少ない・きれいなまち

包装など無駄なごみがない、 フードロスがゼロ まちにはごみが落ちていない

明石だけでなく、世界の人が安全な水、食べ物を手に入れ、自然がたくさんあって、 仲良く暮らせるようになってほしい

図3-2 ワークショップ「みんなで考える明石の環境のこれから」で出された意見

第 4 章

推進施策

第4章 推進施策

(1) 基本施策の体系

基本方針	基本施策	横断 施策
脱炭素社会の実現	再生可能エネルギーの利用の推進	環
	脱炭素のくらし・まちづくりの推進	児情報(
	気候変動への適応の推進	環境情報の効果的発信
循環型社会の実現	ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用	発信
	ごみの安全・安心な適正処理	環境
	まちの身近な場所のいきものの生息・生育地を広げる	子 習 環
自然共生社会の実現	まとまりのある生きものの生息・生育地の保全	境 教 育
	生物多様性から受ける恵みの持続可能な利用	環境学習・環境教育・環境活動の推進
安全安心社会の実現	大気環境・水環境の保全による環境リスク低減	動の推
	事業活動に伴う生活環境への影響の未然防止	進

図 4-1 施策体系

(2) 基本施策

めざす環境像の実現に向けて取り組む基本施策を分野別に示します。なお、具体的な施策内容は、個別計画で示すこととします。また、施策の実施により、環境面の課題解決のみならず、さまざまな社会・経済面の課題解決、向上にも結びつけていく観点から、関連する SDGs のゴールをあわせて示します。

脱炭素社会の実現

基本施策1 再生可能エネルギーの利用の推進

市の地域特性を踏まえ、太陽光を軸とし、地域や自然と共生した再生可能エネルギーの導入促進および再生可能エネルギー由来の電力の利用促進を図ります。また、エネルギーの地産地消の仕組みづくりを促進することにより、地域内での経済の好循環にもつなげていきます。さらに、将来的に実用化が期待される新たなエネルギー利活用に向けた調査・情報収集を行います。

【施策例】

- 避難所等の公共施設、住宅、事業所における再生可能エネルギーの導入促進
- 再生可能エネルギー割合の高い電気の利用促進および普及啓発
- 再生可能エネルギーを軸とした地域循環共生圏の構築

基本施策2 脱炭素のくらし・まちづくりの推進

省エネルギー機器、ZEH や ZEB などの省エネルギー型建築物の普及、環境負荷の少ない交通システムの構築や利用促進に取り組むことにより、脱炭素に貢献するスマートなまちづくりを進めるとともに、市民や事業者の脱炭素型のライフスタイルの推進に取り組みます。

【施策例】

- 照明のLED化などの省エネルギー機器や設備の普及促進
- 省エネルギー型の建築物(ZEH、ZEB)の普及促進
- 環境負荷の少ない交通システムの構築や利用の促進
- 市民や事業者の脱炭素型ライフスタイル転換に向けた普及啓発の推進

コラム ZEHやZEBとは?

ZEH(ZEB)は、ネットゼロエネルギーハウス(ビル)の 略で、住宅(建物)の省エネをできるだけ進めたうえで、太 陽光などの再エネを利用することで、エネルギー消費量 が年間で実質ゼロになる住宅(建物)のことです。

今、ZEHやZEBを普及させる取り組みが加速しており、現在計画中の明石市の新庁舎では、太陽光発電の導入や建物の高断熱化に加え、地中熱を利用するなど、「ZEB Ready」を目指して取り組んでいます。



図 4-2 計画中の明石市新庁舎イメージ

基本施策3 気候変動への適応の推進

気候変動による影響とその適応策についての情報提供や啓発を推進するとともに、熱中症対策など、関係機関と連携して、気候変動への適応を進めます。

【施策例】

- 気候変動の影響や適応策の普及啓発 (農漁業、健康分野等における気候変動影響の情報収集)
- 気候変動への適応策の推進(暑熱対策の推進によるヒートアイランドの緩和、熱中症予防対策など)

コラム 気候変動の適応とは?

気候変動の影響は、私たちのくらしの様々なところにすでに現れています。気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などです。

これまでの温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、これからの時代は、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応」の取り組みが求められています。



こまめに水分補給したり、エアコンを 適切に使い熱中症予防をする。



図 4-3 兵庫県の熱中症搬送患者人数の推移、適応の取り組みの例 出典:気候変動適応プラットフォーム

環境・社会・経済の統合的向上

脱炭素社会の実現に向けた施策を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

環境面

- ○温室効果ガス排出量が削減され、気候 変動影響が緩和されます。
- ○地球温暖化の進行が緩和されることにより、気温・海水温上昇による生物の生息環境の悪化が回避されます。









社会·経済面

- ○エネルギーの地産地消の取り組みにより、災害時の電力供給が確保されるなど、レジリエントなまちづくりが進みます。
- ○エネルギーの地産地消により、地元雇用の 創出など、経済の好循環を生み出します。







循環型社会の実現

基本施策1 ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

市民一人ひとりが心がけ一つで実践できる、ごみの発生抑制を最優先とした取り組みを推進し、どうして も発生するごみについては環境への影響や資源の価値を考慮しながら、再使用・再利用の取り組みを推進し ていきます。

【施策例】

- プラスチックごみの減量(マイボトル利用促進など使い捨てプラスチックの削減、海洋プラスチックご み問題の啓発など)
- 生ごみの減量化と食品ロスの削減のための普及啓発
- 2R(リデュース・リユース)型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- 持続可能なごみ処理体制の確立 (家庭系指定袋制の導入、ごみ処理手数料の適正化など)

コラム 明石における海洋プラスチックごみ対策

海洋プラスチックごみ問題の解決に向けては、プラスチックごみの減量を含む3Rの取り組みとともに、環境中に流出したプラスチックごみの回収など、幅広い取り組みが必要です。このため、庁内関係部局や各主体(事業者・市民)と連携協力しながら取り組みを進めていきます。

◎使い捨てプラスチックの削減

一度使用しただけで廃棄されてしまうプラスチックを使い捨て プラスチックといいます。

使い捨てプラスチックには、わたしたちの暮らしに身近なレジ袋 やペットボトル、ストローやスプーンなどがあります。

こうした使い捨てプラスチックをできるだけ減らすことにより、 資源の効率的な利用とプラスチックごみの削減につながります。



取り組み例: 明石たこ大使さかなクンのマイボトルを活用した啓発

◎漁業者と連携した海洋ごみ回収

プラスチックなどを含む海洋ごみ の回収を、漁業者と連携して進めて います。



◎クリーンアップ・清掃活動

地元やボランティアなどにより、 明石の海岸の清掃活動が定期的に 行われています。



写真4-2 クリーンアップ活動 (2020環境レポートコープこうべの活動)



写真4-1 回収されたルアー等の海洋ごみ

基本施策2 ごみの安全・安心な適正処理

ごみの収集・処理・処分には多額の費用がかかるため、効率的かつ合理的なごみ処理を推進するとともに、安全性や環境への影響を十分に考慮し、適正な処理に取り組みます。また、平時だけでなく、災害時に発生が想定される廃棄物の適正な処理も進めます。

【施策例】

- 分別排出の徹底と啓発の強化(ごみハンドブックやごみ分別カレンダーの配布等)
- ごみ処理施設の適正な管理と環境負荷の低減に向けた新ごみ処理施設の整備
- 災害時における廃棄物の適正処理の推進 (災害廃棄物処理体制の整備等)

環境・社会・経済の統合的向上

循環型社会の実現に向けた施策を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

環境面

- ○3Rの推進により、資源の持続可能な利用が可能となります。
- ○ごみの分別と適正な処理により、海洋汚染 の防止につながります。
- ○ごみの減量により、収集や焼却に伴う 温室効果ガス排出の削減につながります。







社会·経済面

- ○フードドライブなど、資源を無駄にせず、有効 利用する取り組みにより、困窮世帯への支援 などにつながります。
- ○プラスチックなどの資源循環が促進されることにより、新たな産業やイノベーションの創出にもつながります。







自然共生社会の実現

基本施策1 まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げる

海岸、河川やため池の水辺、公園や街路樹の緑、家庭・工場の緑、里山の緑を、まもり・つくり・つなげるまちづくりを推進します。

【施策例】

- 水と緑のネットワークづくりの推進
- 公共工事・開発における生物多様性への配慮の推進(レッドリスト、兵庫県生物多様性配慮指針の活用)
- 家庭や事業所など身近な場所で行える生物多様性に配慮した行動の促進

基本施策2 まとまりのある生きものの生息・生育地の保全

専門家をはじめ、多様な主体による自然環境調査や外来生物対策に取り組み、地域に生息・生育している固有の生物たちのすみかを保全し、希少な生物(動植物)の保全を推進します。

【施策例】

- 自然環境モニタリング調査 (多様な主体による調査体制の整備と調査の実施)
- 外来生物対策 (生態系に影響を及ぼす外来生物の防除調査・監視)
- 希少な生物の保全活動の推進 (オニバス、ニホンイシガメなど)





図 4-5 アカミミガメ防除マニュアル

写真 4-3 ため池に生育するオニバス (絶滅危惧II種,明石市レッドリスト A ランク)

基本施策3 生物多様性から受ける恵みの持続可能な利用

自然の恵みを享受し、豊かな暮らしを将来にわたり持続できるよう、地産地消など環境に配慮した生産・消 費活動やライフスタイルの構築を推進します。

【施策例】

- 豊かな海づくりの推進 (水のつながりを活用した水産資源確保、豊かな海づくり大会を契機とした啓発)
- 地産地消の推進(地元の野菜・海産物の普及、学校給食等での活用など)

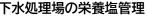
栄養

コラム 明石の豊かな海づくりに向けて

明石を含む瀬戸内海では水質の改善が進む一方で、海の生きものが成長するために欠かせない窒素 やリンなどの栄養塩が不足しています。このため、家庭からでる下水やため池などにも含まれる陸の栄 養を海に届ける取り組みを行っています。

ため池のかいぼり







明石の海の生き ものが豊かに



ため池の水を抜き、池の点検を行うだけでなく、 下水処理場からの放流水に含まれる窒素 池の水や泥に含まれる栄養を海に届けます。

の量を増加させ、海に栄養を届けます。

図 4-6 豊かな海づくりの取り組み例

環境・社会・経済の統合的向上

自然共生社会の実現に向けた施策を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

環境面

- ○海や陸の生物多様性が守られ、一層豊か になります。
- ○緑地の保全や、地産地消の推進により、 温室効果ガスの削減につながります。







社会·経済面

- ○公園の整備や活用、自然環境との調和がと れたまちづくりが進むことにより、暮らす 人々の生活の質が向上します。
- ○地産地消の推進により、農漁業の活性化に つながります。





安全・安心社会の実現

基本施策1 大気環境・水環境の保全による環境リスクの低減

市内の大気環境、水環境の継続的なモニタリングを実施し、環境の状況を把握するとともに、環境汚染物質の排出抑制のため、事業場に対する規制・指導のさらなる充実を図ります。また、有害化学物質やダイオキシン類による汚染状況の継続的な監視も引き続き行います。

【施策例】

- 大気環境、水環境の常時監視
- 各種関係法令に基づく事業場への規制・指導
- 建築物の解体時等における適切なアスベスト対策の徹底



写真 4-4 大気汚染常時監視測定局



写真 4-5 解体現場における規制・指導

基本施策2 事業活動に伴う生活環境への影響の未然防止

事業場に対する騒音・振動の規制・指導を徹底するとともに、自動車・新幹線騒音の監視を継続し、関係部局、機関と連携して対策を推進します。

【施策例】

- 騒音·振動の測定·監視
- 建設作業現場や事業場等における規制・指導



写真 4-6 騒音振動の測定

環境・社会・経済の統合的向上

安全安心社会の実現に向けた施策を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

環境面

○環境汚染が防止されることにより、生態系 への影響が低減します。





社会·経済面

○環境の保全により、健康被害が回避できると ともに、住環境が向上します。





分野横断施策

4つの分野の「横断的施策」として、環境情報の発信、環境学習・環境教育・環境活動の推進に取り組んでいきます。

基本施策1 環境情報の効果的な発信

市内の環境に関する情報をわかりやすく効果的に発信します。

【施策例】

- 環境情報の収集 (市内の生活環境、自然環境、廃棄物、地球温暖化、市民の環境活動など)
- 環境情報の効果的な発信 (ナッジ等の手法を活用するなど行動変容を促す情報発信)









広報あかし(環境特集2020.1.15)

図 4-7 環境情報の発信例

基本施策2 環境学習・環境教育・環境活動の推進

環境学習等に活用できるツールを整備するとともに、環境活動を通じて学ぶ機会の提供、環境活動に取り組む市民や団体等の情報共有・交流の機会づくりを進めていきます。

【施策例】

- 環境活動を通じて学ぶ機会の提供(学校等と連携した環境学習・環境教育、SDGs の考え方を取り入れた幅広い視点の環境学習・環境教育など)
- 環境活動に取り組む市民や団体、事業者、行政の情報共有・交流の機会の創出(エコウイングあかしとの連携)





写真 4-7 小学校と連携した環境フィールド学習

写真 4-8 市民環境ワークショップ

環境・社会・経済の統合的向上

環境に配慮した生活・事業活動を行う市民や事業者が増え、 さらに互いにパートナーシップにより活動の輪が広がり、行動 が促進されることにより、4 つの分野に関連するすべてのゴー ルの達成につながります。





第5章

各主体の役割

第5章 各主体の役割

市民・市民団体・事業者・市の環境行動指針

明石市のめざす環境像を実現するためには、地域の各主体が環境への意識や責任感を持ち、それぞれの立場で自主的に環境に配慮した行動を実践していくことが必要です。

環境基本条例では、環境基本計画において環境行動指針を定めることとなっています。環境行動指針とは、「各主体が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針」であり、各主体において、自主的かつ積極的に環境配慮行動を実践されるよう、以下に環境配慮の基本的な考えを指針として示します。なお、具体的な環境行動については、各個別計画で定めることとします。

市民・市民団体の環境行動指針

市民は、自らの日常生活が地域の環境や地球環境にまで影響を与えていることを理解し、環境問題を自分ごととしてとらえ、資源やエネルギーをたくさん使う生活様式を見直し、できるだけ環境負荷の少ない持続可能なライフスタイルを実践するよう努めます。

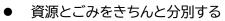
また、地域での環境活動に積極的に参加するなど、地域の環境への関心を高めるとともに、活動や取り組みの輪をひろげていきます。

市民団体は、市と市民の橋渡し役として、環境面の課題解決のために市と協働して取り組みます。

表5-1 市民・市民団体の環境行動例

住まい

- ◆ 太陽光などの再生可能エネルギーでつくった電気を使う
- LED 照明などの省エネ家電を使う、家電の省エネ設定でエネルギーを効率よく使う



- 食品を食べ残さない、生ごみをコンポスト堆肥化するなど、生ごみの減量に努める
- 住まいの緑化や花壇づくりでみどりを大切にする



買い物

- ▼イバッグを持つ
- 必要なものを必要なだけ買う
- 賞味期限や消費期限など正確な情報に基づいて、食品ロスの発生を抑える
- 使い捨て商品より、リユース、リサイクル、また修理や修繕のしやすいものを選ぶ
- 旬の食材や産地の近い食材を選ぶ(旬産旬消、地産地消)
- 環境や生物多様性に配慮してつくられた商品を選ぶ



お出かけ

- ▼イボトルを持ち歩く
- 公共交通や自転車を利用する
- エコドライブを実践する
- 地域の清掃活動や環境保全活動に積極的に参加する
- 市政情報などまちづくりについて関心をもつ





事業者の環境行動指針

事業者は、自らの事業活動が環境や社会に及ぼす影響を十分認識し、環境関連法令遵守による公害の発生防止はもとより、省エネルギー・省資源など環境負荷の少ない持続可能な事業活動に努めるとともに、環境分野への積極的な取り組みにより、地域の持続可能な社会・経済の発展に貢献します。

また、地域社会の構成員として、市が実施する環境保全に関する施策や、地域での環境保全活動に積極的に協力、参加します。

市の環境行動指針

市は、本計画で掲げる「めざす環境像」の実現に向け、国や県、庁内の関係部署、あらゆる主体と連携・協働して施策を推進します。また、施策の推進にあたっては、SDGsの理念である環境、社会、経済の統合的な向上が図られるようにし、市民や事業者への啓発活動や行動の支援を進めていきます。

また、自らも大規模な事業者の一つとして、事務事業の実施にあたっては、省資源・省エネルギー、自然環境保全、廃棄物減量等に配慮し、環境負荷を低減するなど、市民や事業者に率先して行動します。

表 5-2 事業活動における環境行動例(市・事業者共通)

	プロー 手がはがにない ひががはがいだい 手がはいた
脱炭素社会	 省エネルギー型ワークスタイルの実践 省エネルギー設備の導入、設備の運用改善 屋根や敷地を活用した太陽光発電設備の導入 エコ通勤の推奨、次世代自動車の導入
循環型社会	 食品廃棄物の削減(商習慣見直しによる返品・過剰在庫の削減など) 使い捨てプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制等 環境に配慮した製品を調達(地域資材、食材等の活用など) 事業活動に伴い発生する廃棄物の適正処理
自然共生社会	敷地内での植栽や屋上・壁面緑化の実施生物多様性の保全に配慮した原材料の調達自然や生き物を守る活動に積極的に参加
安全·安心社会	● 環境法令を遵守した事業活動 (公害の発生防止)● 化学物質の適正管理と積極的な情報公開



図 5-1 事業活動と SDGsのつながり 出典: すべての企業が持続的に発展するために 環境省 SDGs活用ガイド

第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

環境基本計画の理念に基づき、個別計画を推進するためには、市が率先して施策を進めるとともにエコウイングあかしを中心としたあらゆる主体との協働体制をより充実させ、取り組むことが必要です。

庁内の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係課との連携、情報共有を行うとともに、進捗管理については、環境マネジメントの考え方に基づき PDCA サイクルを活用して行います。

環境審議会

市は、環境審議会に計画の進捗状況を報告し、今後の計画推進のための意見・提言を求めます。環境審議会からの意見を踏まえ、計画の展開に反映させます。

各主体の連携

市民・市民団体・事業者・市それぞれの自主的な活動を重んじながら、各主体が連携して計画を推進するためのネットワークを広げていきます。

市民・市民団体・事業者・市のパートナーシップ組織であるエコウイングあかし*では、さまざまな主体をつなぎ、交流を促進させるなど、さらなる連携・協働を強化し、環境基本計画に基づく環境個別計画の旋策を推進しながら、本市の環境における参画と協働の取り組みを展開していきます。



*エコウイングあかし 正式名称を「明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会」といい、明石市環境基本計画を推進していくために 2007 年に設立された組織です。 さまざまな立場や年代の人々が集い、さまざまな視点で、計画に掲げる施策をパートナーシップで実践していく、大切な役割を担っています。

(2) 計画の進行管理

計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクルを活用して施策の実施状況を把握し、点検・評価することにより改善を行い、次の展開に繋げていきます。

脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会を実現するための基本施策については、各個別計画の進行管理の状況を踏まえ、総合的に点検・評価するものとし、安全・安心社会を実現するための施策については、各基本施策を構成する個別の取り組みの実施状況を確認するものとします。

情報の共有

基本施策(個別計画の取り組みの実施状況については、毎年発行する「環境レポート」にとりまとめ、環境 審議会からの意見を踏まえ、市のホームページなどを通じて公表します。また、公表した環境レポートに対し て、市民等から意見を求め、更なる施策の推進・改善を図ります。

(3) 計画の見直し

基本的には、計画年度にあわせて見直しを行うこととしますが、国等の環境問題に対する方針や社会情勢の大きな変化がある場合については、必要に応じて見直しを行います。

なお、見直しにあたっては、環境基本条例の規定により環境審議会に意見を求めます。

参考資料

参考資料

(1) 計画策定の経緯

諮問

明 環 総 第 2 0 号 2021年(令和3年)5月26日

明石市環境審議会 会長 小幡節雄様

明石市長泉房標

次期明石市環境基本計画の策定について(諮問)

明石市環境の保全及び創造に関する基本条例(平成 11 年 6 月 30 日条例第 22 号)第 52 条第 2 項第 1 号の規定により、次期明石市環境基本計画の策定について、 貴審議会の意見を求めます。

計画策定の経過

計4回の環境審議会を経て、計画の内容について検討しました。また、パブリックコメントの募集、計3回の市民ワークショップ「みんなで考える明石の環境のこれから」を開催し、そこで出てきた意見についても可能な限り、計画に反映しました。

年月日	環境審議会	市民参加
2021年		第1回市民ワークショップ
3月14日		・SDGsについて学ぼう
3月21日		第2回市民ワークショップ
3 / 2 口		・最近の環境トレンドについて知る
	第71回環境審議会	
5月26日	·諮問	
3 7 20 日	・計画策定の方向性	
	・現状と課題	
		第3回市民ワークショップ
7月25日		・明石の 10 年後の環境未来像につい
		て考える
		第4回市民ワークショップ
8月7日		・環境未来像を実現するために私たち
		市民にできることを考える
8月24日	第72回環境審議会	
0 Л 24 Ц	・骨子案	
11月 19 日	第73回環境審議会	
	·素案	
12月20日~1月19日		パブリックコメントの募集
2022年	第74回環境審議会	
2月	·案	







市民ワークショップ開催の様子

市民ワークショップで出た意見「明石の10年後の環境未来像を考える」

※ワークショップの意見を掲載予定

市民ワークショップで出た意見「環境未来像を実現するために私たち市民にできることを考える」

※ワークショップの意見を掲載予定

明石市環境審議会委員名簿

氏 名	役職等	備考
小幡 範雄	立命館大学政策科学部 特別任用教授	会長
花田 眞理子	大阪産業大学大学院人間環境学研究科 教授	副会長
大嶋 範行	兵庫・水辺ネットワーク 幹事	
角野 康郎	神戸大学 名誉教授	
川島 幸夫	エコウイングあかし 会長	
川下 章	公募市民	
小山 泰茂	明石市連合まちづくり協議会 役員	
笹川 明道	神戸学院大学 法学部 教授	
佐々木 卓郎	NPO 法人再生可能エネルギーあかし 代表	
清一葉	公募市民	
堂本 艶子	明石市消費者協会 会長	
西尾 喜久子	公募市民	
星川和俊	公募市民	
松岡 智郁	兵庫県東播磨県民局地域振興室環境課 課長	
三木 一廣	生活協同組合コープこうべ第6地区本部 本部長	
森川 乃梨子	明石ゴミ研究会 代表	

(2) 用語集

あ行	
愛知目標	愛知目標は、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、
	2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を
	実施するという20の個別目標のことをいいます。
アスベスト(石綿)	アスベスト(石綿)は、天然にできた鉱物繊維で、熱に強く、摩擦に強く切れにく
	い、酸やアルカリにも強く、丈夫であるという特性があることから、過去に建材
	製品に広く使用されていました。
	アスベストを吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、長期間の潜伏期間を経
	て、肺がんや悪性中皮種などの病気を引き起こすおそれがあります。
エコラベル	製品や商品が、地球環境の保全に役立つことが第三者等の客観的な基準から
	評価されたものであることを示すマークの総称のことをいいます。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素などのガスは太陽からの熱を吸収し、地球を温める働き
	があり、こうした働きをもつガスを温室効果ガスといいます。二酸化炭素のほ
	か、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化
	窒素などがあります。

か行	
外来種	人間の活動などにより国外や国内の他の地域から持ち込まれた生きもののこ
	とです。外来種の中で、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす
	もの、または及ぼす恐れがあるものを「特定外来種(外来生物)」といいます。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガスの排出
	量がゼロになることをいいます。
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準と
	して、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していく
	のかという目標を定めたものが環境基準であり、環境基本法において定めら
	れています。
環境マネジメント	事業者等が環境に与える負荷を削減するための方針や目標を設定し、これら
	の達成に向けて取り組んでいくことを環境マネジメントといいます。
環境リスク	人間の活動によって生じた環境の汚染や変化(環境負荷)が、環境の経路を通
	じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)の
	ことをいいます。
緩和·適応	地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減の対策を行うことを緩和策
	といいます。これに対し、すでに起こりつつある気候変動影響への防止・軽減
	の為の備えをすることを適応策といいます。

気候非常事態宣言	日本や世界各地で、記録的な高温や台風の大型化、豪雨、大洪水、山火事など
	気候変動の影響が顕在化し、被害者や死者数も増大しています。
	このような危機的な状況に対し、政府や自治体などが国民や市民に緊急行動
	を呼びかけることを「気候非常事態宣言」といいます。
グリーン調達	商品やサービスを購入(調達)するときに、価格だけではなく、環境に与える影
	響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入することをグリーン調達と
	いいます。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、一定レベル以上の汚染の下で、太陽
光化学スモッグ	の紫外線による光化学反応により生じた物質の総称をいいます。光化学スモ
	ッグの原因となり、目や喉を刺激したり、植物の葉を白く変色させたりします。

さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマスなど資源が枯渇せず、繰り返し使
	うことができるエネルギーのことをいいます。
サーキュラーエコノミー	従来の3R にくわえて、これまで廃棄されていたものを新たな原料資源として
	使用し、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組みのことをいい
	ます。
3R(スリーアール)	3R(スリーアール)とは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイク
	ル(Recycle)の3つのR(アール)の総称です。 リデュースとは、物を大切に
	使い、ごみを減らすこと、リユースとは、使えるものを繰り返し使うこと、リサ
	イクルとは、ごみを資源として再び利用することをいいます。
絶滅危惧Ⅱ種(VU)	絶滅の危険が増大している種のこと

た行	
脱炭素社会	温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする社会のことをいいます。
地域循環共生圏	各地域が有する地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成
	するとともに、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の
	活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことをいいます。
蓄電池	繰り返し充電して使用できる電池のことで、太陽光発電などの再生可能エネル
	ギー設備と組み合わせることにより、発電した電力を蓄えることができます。
地産地消	地域で生み出されたエネルギーや農水産物などを、その地域で使う・消費する
	ことをいいます。

な行	
ナッジ	ナッジ(nudge)とは、「そっと後押しする」ことの意味で、人々が自発的に望ま
	しい行動を選択するよう促す行動科学の知見を活用した手法です。

は行	
パリ協定	2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みのことです。
ヒートアイランド	ヒートアイランド現象とは、都市部の気温が周囲より高くなる現象のことです。
	都市部は、アスファルトやコンクリートに覆われた地面が多いことや自動車や
	建物から熱が大量に排出されることにより、気温が高くなる傾向があります。
微小粒子状物質	大気中に浮遊する粒径 2.5μm(マイクロメートル)以下の小さなものをいい
(PM2.5)	ます。粒径が小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎など健
	康への影響が大きいと考えられています。
富栄養化	海、湖沼などの水域において、窒素やリンなどの栄養塩類が増加する現象のこ
	とで、藻類の異常増殖や赤潮発生の原因となっています。
フードドライブ	家庭で余っている食べ物を持ち寄り、地域の団体や福祉施設などに寄付する
	活動のことをいいます。
閉鎖性水域	湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域のことをいいます。

ら行	
緑被率	ある地域(地区)における緑地(被)面積の占める割合のことです。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、国や県また明石市におい
	てもレッドリストをまとめ公表しています。

アルファベット	
IPCC(気候変動に関す	国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on
る政府間パネル)	Climate Change)の略で、1988 年に国連環境計画(UNEP)と世界気象
	機関(WMO)により設立された組織です。気候変動に関する科学研究から得
	られた最新の知見を評価し、評価報告書(assessment report)にまとめて
	公表しています。
PDCA	Plan、Do、Check、Action の頭文字で、計画、実施、点検、見直しを意味し
	ます。この4つの段階を継続的に繰り返し行うことで、業務・計画の改善を図
	る仕組みのことです。
SDGs未来都市	SDGs 未来都市とは、「SDGs 達成のため積極的に取り組む都市」として内閣
	府地方創生推進室に選定された都市のことをいいます。2021 年度までに12
	4都市(125自治体)が選定されています。

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)12月9日 市民生活局環境室資源循環課

明石市一般廃棄物処理基本計画(素案)について

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の適正な処理を 目的として一般廃棄物処理基本計画を定めております。

計画における、基本理念・基本方針・基本施策については現計画を引き継ぎながら、廃棄物行政を取り巻く社会情勢等を考慮し、環境審議会及び資源循環推進部会で議論を進め、推進項目の見直しを行うものです。

2 計画素案の骨子

(1) 計画期間

2022 (令和4) 年度から2031 (令和13) 年度までの10年間

(2) 目標値の設定

家庭系燃やせるごみの 1 人 1 日あたりの排出量を 2031 (令和 13) 年度において 411 g に削減します。【参考: 2018 (平成 30) 年度は 488 g/人・日】

(3) 施策体系

	基本施策	項目数		
1	家庭から出るごみを減らす	5		
2	事業者などから出るごみを減らす	4		
3	ごみの再使用・再生利用への誘導	4		
4	情報の共有化	3		
5	参画と協働のネットワークづくり	5		
6	6 環境負荷を低減した適正処理の推進			
7	経営感覚にもとづく施策の推進	3		
8	今ある施設を最大限利用	2		
	合計	32		

※主な具体的施策

- ・プラスチックごみの減量
- ・ごみ処理手数料の適正化
- ・家庭系ごみ袋制度の導入

3 今後のスケジュール

2021年12月中旬以降

2022年2月

2022年 3月

計画素案に係るパブリックコメント実施

環境審議会(計画策定)

市長答申

計画公表

明石市一般廃棄物処理基本計画(素案)

明石市

はじめに

明石市(以下、「本市」といいます。)では、「明石の温暖で過ごしやすい気候と海をはじめとした恵まれた自然環境が後世にしっかりと受け継がれるよう、2050年までに、二酸化炭素の排出実質ゼロ」を目指すため、令和2(2020)年3月に気候非常事態宣言を行い、人にも自然にもやさしい持続可能なまちづくりを推進しています。

また、令和 2(2020)年 7 月には、国(内閣府)から県内初となる「SDG s 未来都市」に選定されました。これを受けて、取り組みを具体化するため令和 2(2020)年度~令和 4(2022)年度の 3 年間を計画期間とした、「明石市SDG s 未来都市計画」(SDG s 未来安心都市・明石~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~)を策定し、さらに令和 3(2021)年 4 月には、SDG s に積極的に取り組む市内事業者などを対象とした登録制度「あかしSDG s パートナーズ」がスタートしました。

「SDGs未来安心都市・明石」の実現に向けては、総合計画と総合戦略をさらに一体的に進める必要があるため、令和3(2021)年度に、目指すまちの姿やまちづくりの方向性などの、基本構想を定めた総合計画「あかしSDGs推進計画」(令和4(2022)~令和12(2030)年度の9年間)を策定しました。

また、総合計画の方向性を踏まえ、「あかしSDGs前期戦略計画」(令和4(2022) ~令和7(2025)年度の4年間)では、優先的に取り組む施策を策定しました。

循環型社会の構築は、持続可能な開発目標(SDGs)達成のため、特に取り組むべき最優先課題のひとつであり、明石市一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」といいます。)は、SDGsの達成に向けた取り組みの具体化を担う重要な施策のひとつとなります。

本計画では、「あかしSDGs推進計画」の方向性に基づき、環境基本計画の基本方針である「循環型社会の実現」を目指し、地球環境に影響を与えるプラスチックごみの削減、ごみの発生抑制につながる食品ロスの削減などの取り組みなどを一層推進していきます。

また、SDGsのゴールにも掲げられているパートナーシップをすすめ、市民、企業・団体の積極的な参画と各々の活動の活性化の更なる促進及び官民連携を推進し、社会の変化等に伴い地域に生じる課題の解決を図り、もってSDGs未来安心都市・明石の実現を目指してまいります。

目次案

【ごみ処理編】

Т	华 中	ーセ	+_	_	-
1	策定	(<i>O</i> ()	75	-)	C

	1 計画	策定の趣旨	
	1-1.	計画の必要性	1
		計画の位置付け	
		の範囲及び目標年度	
	2-1.	計画対象区域	4
	2-2.	計画の範囲	4
	2-3.	計画目標年度	4
	3 地域	の特性	
		・ 市勢の概要	5
		人口	
		産業及び土地利用	
	4 関連		
	4-1.	第四次循環型社会形成推進基本計画	11
	4-2.	国の基本方針	12
	4-3.	食品ロス削減推進法	13
	4-4.	プラスチック資源循環戦略	13
	4-5.	兵庫県廃棄物処理計画	14
	4-6.	あかしSDGs前期戦略計画	15
	4-7.	第3次明石市環境基本計画	16
П	ごみの	現状	
	1 ごみ	排出量の動向	
			17
		処理の現状	
		ごみ処理量	
		ごみ処理の現状	
		収集運搬の現状	
		中間処理の現状	
		最終処分の現状	
	2-6.	ごみ減量・資源化の現状	33
	2-7.	温室効果ガス排出量の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38

(3 ごみ	の性状	
	3-1.	燃やせるごみ	39
	3-2.	燃やせないごみ	43
2	4 ごみ:	処理経費の現状	
	4-1.	収集経費の現状	46
	4-2.	ごみ処分経費の現状	48
ш	現況評	価と課題の整理	
_	1 現況	評価	
	1 – 1 .	前計画の評価	50
	1-2.	一般廃棄物処理システム評価	56
	1-3.	近隣市との比較	58
	1-4.	上位計画との比較	67
2	2 課題	の整理	
	2-1.	排出抑制	69
	2-2.	資源化	69
	2-3.	収集運搬	70
	2-4.	中間処理	70
	2-5.	最終処分	70
	2-6.	その他	71
IV	ごみ処	理基本計画	
-	1 ごみ	処理基本方針	
	1-1.	基本理念	72
	1-2.	基本方針	73
2	2 予測	と目標	
	2-1.	将来人口の推計	74
	2-2.	ごみ排出量等の予測手法	75
	2-3.	ごみ排出量の将来推計(現行体制を維持)	75
	2-4.	目標値の設定	81
	2-5.	目標達成に向けた発生抑制及び資源化に関する取り組みと推計	84
	2-6.	目標値の比較	85
(3 ごみ	処理基本施策	
	3-1.	基本施策	89
	3-2.	推進項目	91

2	4 収集・運搬計画 4-1、収集区域	97
5	5 中間処理計画 5-1.中間処理方法 5-2.中間処理量	
6	6−1.最終処分方法	103 103
7	7 計画の推進 7-1. スケジュール 7-2. 進行管理	104 106
[4	生活排水処理編】	
I	策定にあたって	
1	1 基本方針	107
2	2 目標年次 2-1.目標年次	107
3		108 109
4	1 一般廃棄物の処理主体 4−1.一般廃棄物の処理	109
5	5 生活排水処理基本計画 5-1.生活排水の処理計画	109
(j	資料編 】	
I II IV V	諮問書と答申書 明石市環境審議会 委員名簿 計画策定の経緯 ごみ量の根拠資料(予測及び将来推計) 用語の説明	

【ごみ処理編】

Ⅰ 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1-1. 計画の必要性

「資源」は私たちが生活する上で必ず消費し、消費された後に「ごみ」となり、処理・ 処分されます。

さらに、ごみの処理・処分に伴った排ガスや排水は、環境に対する負荷を与えており、 私たちの生活に起因して、地球温暖化に代表される環境問題や天然資源の枯渇など地球 規模での問題が生じています。

このような中、世界ではSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の考え方に基づき、17の目標と169のターゲット(達成基準)を設定し、持続可能な社会の実現に向け、各国が協力して取り組んでいるところです。

国では廃棄物をめぐる様々な問題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」(以下、「廃棄物処理法」といいます。)をはじめ「容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」といいます。)等の 各種廃棄物関連法令の整備が行われています。

また、近年、プラスチックごみや食品ロス等への関心が高まっており、「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」といいます。)、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」といいます。)等を制定し、循環型社会の構築を目指しています。

「第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30(2018)年6月19日閣議決定)」や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28(2016)年1月変更)」(以下、「国の基本方針」といいます。)において廃棄物の減量化等の具体的目標が定められ、一層の廃棄物減量や2R(リデュース・リュース)の取り組みがより進む社会経済システムの構築等が求められています。

兵庫県では「ひょうご循環社会ビジョン(平成13(2001)年5月)」や「兵庫県廃棄物処理計画~循環型社会を目指して~(平成30(2018)年8月改定)」を策定し、計画推進に向けた施策として、「食品廃棄物・食品ロスの削減」「古紙回収の促進」「バイオマスの利活用の促進」の3つの重点取り組みや「廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用の推進のための施策」及び「廃棄物の適正処理推進のための施策」を掲げています。

また、「兵庫県災害廃棄物処理計画(平成30(2018)年8月策定)」において、地震・津 波災害や、台風、豪雨、洪水等に起因する風水害等の自然災害により発生する災害廃棄 物への対応を示しています。 本市では「廃棄物処理法」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、循環型社会の構築を図るための計画として、平成 28(2016)年5月に「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)」(以下、「前計画」といいます。)を策定し、一般廃棄物の排出抑制から最終処分に至るまでの各推進項目を計画的に実施してきました。

以上を踏まえ、循環型社会の構築を一層推進するために、令和2(2020)年度までの実績と中間年度(令和2(2020)年度)における進捗状況を検証することにより、この度、計画の見直し(以下、「本計画」といいます。)を行うものです。

SDGsと環境、経済、社会の三層構造

SDGsのゴール・ターゲット間の関連性については、現在世界各地で研究が進んでおり、環境省のプロジェクトでは、「持続可能な開発」の概念を、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」から「現在及び将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の要求を満足させるような開発」へ広げることを提案しています。

この概念を分かりやすく整理したものが、 環境、経済、社会を三層構造で表した木の模 式図です。

枝には、環境、社会、経済の三層を示す葉が繁り、幹は、ガバナンス(SDGsが目指す環境、経済、社会の三側面の統合的向上を達成する手段=不平等の是正、法制度やパートナーシップ等)を示しています。

環境は、根に最も近い層=全ての根底であり、その基盤上に社会経済活動が成り立っています。また、木が健全に生育する(持続可能な開発が実現する)ためには、幹(ガバナンス)が枝葉を支え、水や養分を隅々まで行き渡らせる必要があります。



図 環境、経済、社会を三層構造で示した木

出典:平成29年度版環境白書

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法(注1)」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の 規定を受け策定するものですが、本市における本計画の上位計画である、「あかしSD G s 推進計画 (第6次長期総合計画)」(以下、「総合計画」といいます。)や「第3次明 石市環境基本計画」(以下、「環境基本計画」といいます。)とも関連しています。

また、国の各種リサイクル関連法(注2)や減量化目標、県の「ひょうご循環社会ビジョ ン」や「兵庫県廃棄物処理計画」の推進方向にも整合性を持たせることとします。

なお、本計画を受けて、毎年度の一般廃棄物処理実施計画等を策定して、具体的に事 業を推進するものです。

- 注1) 市町村等は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、その区域内の一般廃棄物の処理に関する 計画を定めなければならないとされています。
- 注2)循環型社会形成推進基本法のほか9法を示します。通称名では、廃棄物処理法、資源有効利用促進 法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リ サイクル法、グリーン購入法及び小型家電リサイクル法と表記されます。

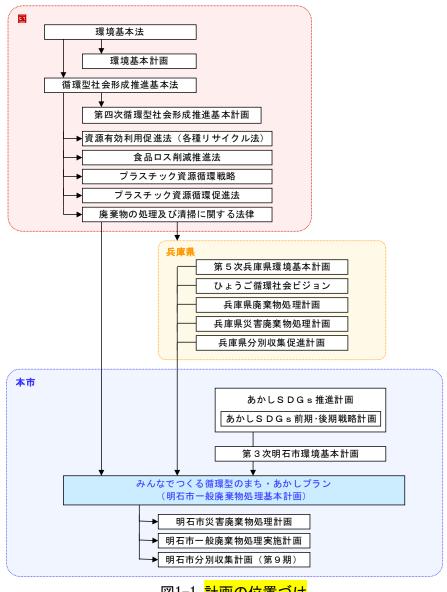


図1-1 計画の位置づけ

2 計画の範囲及び目標年度

2-1. 計画対象区域

計画対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

2-2. 計画の範囲

本計画の範囲は、計画対象区域で発生する一般廃棄物(ごみ)の排出抑制を含め、分別排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までとします。

また、計画対象廃棄物は、市全域から排出される一般廃棄物のほか、資源分別回収や不法投棄されたごみについても必要に応じて対象とします。

2-3. 計画目標年度

計画の目標年度 令和 13(2031)年度

- ○本計画は、令和 13(2031)年度を目標年度とします。また、計画期間は、令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10年間とします。
- ○具体的数値である各目標値については、PDCAサイクルを用いた進行管理により、達成状況を検証して行動の見直しに取り組んでいきます。
- ○本計画は、おおむね5年ごとに見直しを予定していますが、社会経済情勢が大きく変化した場合など、計画見直しの必要性が生じた際には、明石市環境審議会に諮問し、見直すこととします。

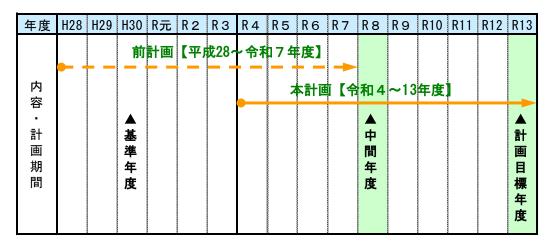


図1-2 目標年度と計画期間

3 地域の特性

3-1. 市勢の概要

(1)位置

本市は、兵庫県中南部に位置し、東及び北は神戸市に、西は加古川市、播磨町、稲美町と接し、南は明石海峡を隔てて淡路島を望む位置にあります。

また、市の東部を東経 135 度子午線が通っており、「日本標準時のまち」としても知られています。

市域の面積は49.42km²で、15.9kmの海岸線に沿った帯状の市域を形成しています。 内陸部への広がりは比較的少なく、南北の最長距離は9.4kmです。

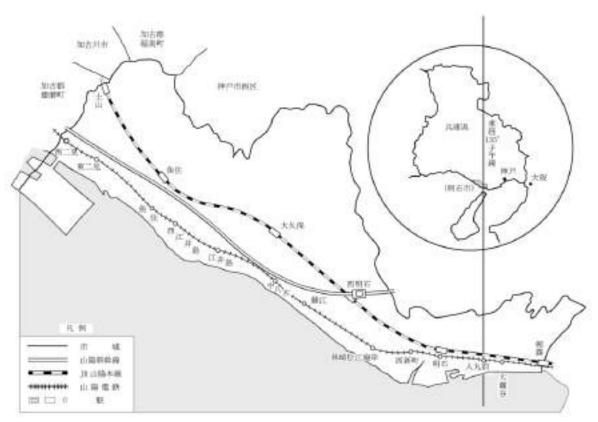


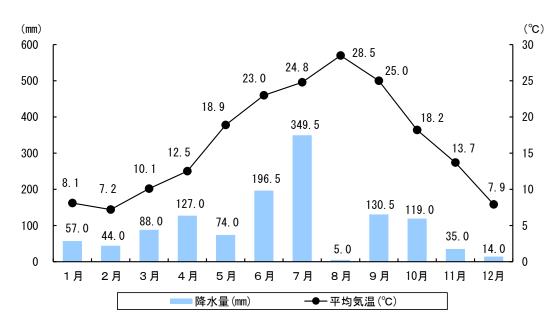
図1-3 位置図

(2) 地勢・気候

本市は地形的に、市域の大部分が平坦で起伏が少なく、最高地の標高は大久保町松 陰の94.6mです。

こうした地形のため、市内を流れる河川もほとんどが小規模河川です。このうち最も大きなものが明石川で、その東方に朝霧川、西方に谷八木川、赤根川、瀬戸川等の 小河川が市域を南北に流れ、明石海峡から播磨灘にそそいでいます。

気候は、瀬戸内海に面しているため気温の年較差が少なく温暖です。 本市の令和 2 (2020)年における気象を図 1-4 に示します。



備考) 令和 2 (2020)年

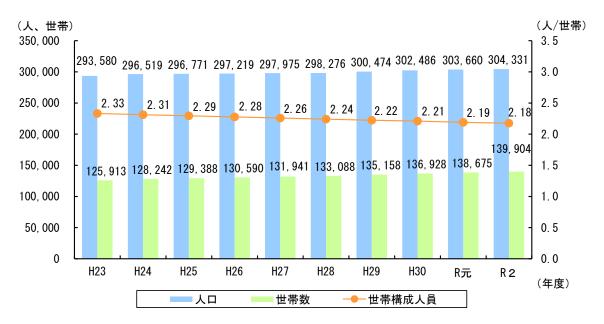
図1-4 平均気温及び降水量の推移

3-2. 人口

(1) 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数を図1-5に示します。

令和 2 (2020)年 10 月 1 日現在の人口は 304,331 人、世帯数は 139,904 世帯でした。 過去の推移を見ると、人口は微増傾向を、世帯数は増加傾向をそれぞれ辿っており、 世帯構成人員は減少傾向にあります。



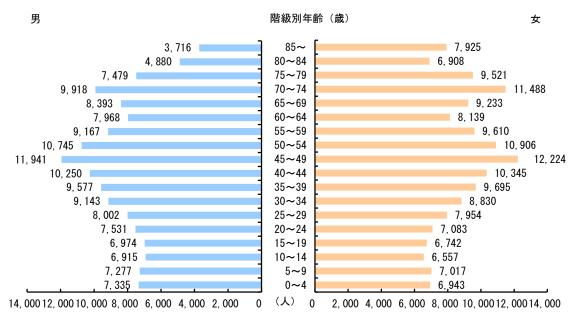
備考) 各年 10 月 1 日現在

図1-5 人口及び世帯数の推移

(2) 人口構造

本市の人口ピラミッドを図1-6に示します。

本市の年齢別の人口は、生産人口に当たる 15~64 歳までの人口が全体の約 60%を 占めており、65 歳以上の老年人口が約 26%を占めています。



備考) 令和2(2020)年10月1日現在

図1-6 人口ピラミッド

3-3. 産業及び土地利用

(1) 産業

本市の事業所数及び従業者数を表 1-1 に示します。平成 28 (2016) 年における第一次産業、第二次産業及び第三次産業の事業所数はそれぞれ 10 事業所、1,031 事業所及び5,736 事業所でした。また、第一次産業、第二次産業及び第三次産業の従業員数はそれぞれ 67 人、14,407 人及び 45,720 人でした。

表1-1 事業所数及び従業者数

		平成	21年	平成	24年	平成	28年
	区 分	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
		(事業所)	(人)	(事業所)	(人)	(事業所)	(人)
第	一次産業	10	73	9	72	10	67
		(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.1%)
	農林漁業	10	73	9	72	10	67
第	二次産業	1,267	27, 171	1, 195	26, 252	1,031	14, 407
		(13.2%)	(27.3%)	(13.2%)	(27.5%)	(15.2%)	(23.9%)
	鉱業	—	—	—	—	—	<u> </u>
	建設業	572	3, 759	526	3, 144	419	2, 267
	製造業	695	23, 412	669	23, 108	612	12, 140
第	三次産業	8, 383	72, 301	7, 843	69, 263	5, 736	45,720
		(86.8%)	(72.6%)	(86.7%)	(72.5%)	(84.6%)	(76.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	5	211	4	175	—	<u> </u>
	情報通信業	68	1, 309	63	1, 385	44	809
	運輸業,郵便業	154	5, 204	144	4, 041	125	1, 754
	卸売業, 小売業	2, 667	21, 190	2, 399	18, 694	1, 626	9, 579
	金融業,保険業	163	2, 614	170	2, 637	101	991
	不動産業,物品賃貸業	688	2, 274	633	2, 083	402	1, 254
	学術研究, 専門・技術サービス業	323	1, 973	303	1, 826	272	2, 034
	宿泊業,飲食サービス業	1, 574	11, 209	1, 469	10, 526	987	5, 365
	生活関連サービス業, 娯楽業	944	4, 462	886	4, 038	668	2, 172
	教育・学習支援業	371	1, 954	357	2, 196	261	1, 020
	医療・福祉	814	13, 136	833	15, 121	843	15, 556
	複合サービス業	44	448	38	408	10	134
	サービス業(外に分類されないもの)	568	6, 317	544	6, 133	397	5, 052
	合 計	9,660	99, 545	9,047	95, 587	6, 777	60, 194

資料:経済センサスー活動調査結果

(2) 土地利用

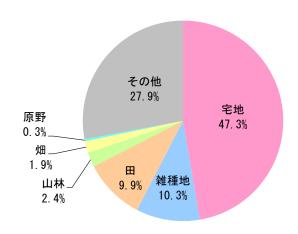
本市の土地利用状況を表 1-2 及び図 1-7 に示します。

平成 31(2019)年1月1日における土地利用状況は、宅地の割合が最も多く 47.3% を占め、次いでその他の 27.9%、雑種地の 10.3%となっています。

表1-2 地目別土地面積の状況

区分	総計	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積(千㎡)	49, 455	4, 905	928	23, 393	1, 163	167	5, 085	13, 814
構成比	_	9. 9%	1.9%	47. 3%	2.4%	0.3%	10. 3%	27. 9%

備考) 平成 31(2019)年1月1日現在



備考) 平成 31(2019)年1月1日現在

図1-7 地目別土地面積の状況

(3)都市計画

本市の都市計画状況を表 1-3 に示します。

平成 31(2019)年4月1日における都市計画区域のうち市街化区域は 78.7%、市街 化調整区域は 21.3%となっています。また、用途地域のうち第一種住居地域の割合が 最も多く 29.0%を占め、次いで第一種中高層住居専用地域の 25.8%、第一種低層住居 専用地域の 13.3%となっています。

表1-3 都市計画状況

	区分			面積	(ha)
		12	2)		構成比
都市計	画区	域		4, 942	100.0%
	市街们	:区:	域	3, 889	78. 7%
			第一種低層住居専用地域	516	13.3%
			第二種低層住居専用地域	_	_
			第一種中高層住居専用地域	1, 002	25.8%
			第二種中高層住居専用地域	56	1.4%
		用	第一種住居地域	1, 128	29.0%
		途	第二種住居地域	68	1. 7%
		地	準住居地域	95	2.4%
		域	近隣商業地域	198	5.1%
			商業地域	94	2.4%
			準工業地域	173	4. 4%
			工業地域	293	7. 5%
			工業専用地域	266	6.8%
	市街化	5調	整区域	1,053	21.3%

備考) 平成 31(2019)年4月1日現在

4 関連計画

4-1. 第四次循環型社会形成推進基本計画 (平成 30 (2018) 年 6 月閣議決定)

(1)計画の概要

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めています。循環型社会形成推進基本計画はおおむね5年ごとに見直しを行うものとされており、平成30(2018)年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画(以下、国の基本計画といいます。)が閣議決定されました。

国の基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として以下を掲げ、その実現に向けておおむね令和7(2025)年までに国が講ずべき施策を示しています。

- ①地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生

(2) 循環型社会の全体像を表す指標

指標	目標
資源生産性	2025 年度目標:約 49 万円/トン
=GDP/天然資源等投入量	(2000年度の約2倍)
入口側の循環利用率	2025 年度目標:約 18%
=循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量)	(2000 年度の約 1.8 倍)
出口側の循環利用率	2025 年度目標:約 47%
=循環利用量/廃棄物等発生量	(2000 年度の約 1.3 倍)
最終処分量	2025 年度目標:約 13 百万トン
=廃棄物の埋立量	(2000 年度から約 77%減)

(3)取り組みの進展に関する指標

指標	目標
循環型社会ビジネスの市場規模	2025 年度目標: 2000 年度の約2倍
家庭系食品ロス量	2030 年度目標: 2000 年度の半減
1人1日当たりのごみ排出量	2025 年度目標:約 850g/人/日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025 年度目標:約 440g/人/日
最終処分場の残余年数 [一廃]	2022 年度に 20 年分を維持
最終処分場の残余年数 [産廃]	2020 年度に 10 年分程度
都道府県の災害廃棄物処理計画策定率	2025 年度目標: 100%
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	2025 年度目標: 60%
電子マニフェストの普及率	2022 年度目標: 70%
具体的な3R行動の実施率	2025 年度目標: 2012 年度の世論調査 から約 20%上昇

4-2. 国の基本方針

廃棄物処理法に基づく国の基本方針における減量化等に関する主な目標は以下のと おりです。

	指標	目標		
	排出量	約 3800 万トン(2025 年度)		
	再生利用量の割合	約 28% (2025 年度)		
一般廃棄物	最終処分量	約 320 万トン(2025 年度)		
	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	約 440g/人/日(2025 年度)		
	排出量	約3億9000万トン(2025年度)		
産業廃棄物	再生利用量の割合	約 38% (2025 年度)		
	最終処分量	約 1000 万トン(2025 年度)		
食品ロスの割	合調査実施市町村数	200 市町村以上における実施を推進		
特定家庭用機 回収体制構築	器一般廃棄物の 市町村割合	100%の構築を推進		
使用済小型電	子機器等の回収実施市町村割合	80%以上の実施を推進		

4-3. 食品ロス削減推進法 (令和元(2019)年 10 月施行)

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことであり、平成 30(2018)年度の食品ロス推計量は約600万トンとなっており、これは、国民1人当たりに換算するとお茶碗約1杯分(約130g)の食べ物が毎日捨てられていることになります。

食品ロス削減推進法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし、令和元(2019)年10月に施行されました。また、令和2(2020)年3月には、同法第11条に基づき、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定されました。

食品ロス削減の目標として、家庭系については、国の基本計画(p11に記載)において、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量を半減させるとしています。事業系については、食品リサイクル法の基本方針(令和元(2019)年7月)、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量を半減させるとしています。

食品ロス削減推進法では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

4-4. プラスチック資源循環戦略 (令和元(2019)年5月策定)

プラスチックは、その機能の高度化を通じて食品ロスの削減やエネルギー効率の改善等に寄与し、社会的課題の解決に貢献してきました。一方で、金属等の他素材と比べて有効利用される割合は低く、また、不適正な処理のため陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が大量にあると推計されており、地球規模での環境汚染が懸念されています。プラスチック資源循環戦略は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略であり、国の基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とし、令和元(2019)年5月に策定されました。

プラスチック資源循環戦略を具体化するためのプラスチック資源循環促進法が令和 3年3月に閣議決定されました。プラスチック資源循環促進法は、多用な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取り組みを促進するための措置を講じようとするものです。

4-5. **兵庫県廃棄物処理計画** (平成 30(2018)年8月改定)

(1) 循環型社会の実現に向けた施策展開の方向

1) 循環型社会と低炭素社会の実現に向けた統合的な取組の推進

企業や県民一人一人が廃棄物の排出者責任を自覚し連携しながらそれぞれの役割を果たし、一層の廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用による物質循環の確保を図るとともに、持続可能な循環型社会の実現を目指し、循環型社会と低炭素社会に向けた統合的な取り組みを進める。

2) 適正処理の確保

排出される廃棄物については、原則として、その処理責任を負う市町又は排出者が 適正処理行う。

また、廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理に対しては、行政のみならず、 県民や事業者とも連携した効果的な不適正処理防止策を講じていく。

(2) 一般廃棄物の目標

		実	績	目標値					
	区分	平成 24 年度 (2012 年度) 【基準年度】	平成 27 年度 (2015 年度) 【現状】	平成 32 年度 (2020 年度) 【中間目標】	平成 37 年度 (2025 年度) 【最終目標】				
重点目標	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量*	525g/人日	507g/人日	483g/人日	463g/人日				
	目的加入目	070 7 1 5	234 千トン	198 チトン	185 千トン				
標	最終処分量 	273 千トン	<△14%>	<△28%>	<∆32%>				
	H-11 =	0.004 = 1.5	1,966 チトン	1, 789 チトン	1, 706 チトン				
	排出量	2,034 千トン	<△3%>	<△12%>	<△16%>				
	1人1日当たりの	(005 / 1 5)	Δ0.3%	△13%	△21%				
目標	事業系ごみ排出量※	(305g/人日)	(304g/人日)	(266g/人日)	(241g/人日)				
標 	再生利用率	16. 7%	16. 6%	20%	22%				
	デュ 交雨坐上	100 AAELW	105, 324kW	113, 074kW	118, 124kW				
	一ごみ発電能力 	102, 445kW	<+3%>	<+10%>	<+15%>				

※資源ごみは、除く

備考) <>括弧内は基準年度(平成24年度)比

4-6. あかしSDGs前期戦略計画※策定中

(1)計画の趣旨

本市では、市の最上位計画であり、まちづくりを総合的・計画的に推進するための指針となる計画、「あかしSDGs推進計画(第6次明石市長期総合計画)」((以下、「SDGs推進計画」といいます。))を策定しています。この計画は、SDGsの考え方を基軸とし、2030年における本市のあるべき姿「SDGs未来安心都市・明石~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~」を実現するための基本構想を定めたものです。

「あかしSDGs前期戦略計画」は、SDGs推進計画の令和7(2025)年度までの計画であり、基本構想を踏まえた各分野の施策を定めるものです。

2030年のあるべき姿に向け、まちづくり全体の推進状況を計る目標として、「住みやすいと思う人の割合100%」と「目標人口:30万人」の達成を目指すとともに、環境・社会・経済の三側面のまちづくりの方向性に基づいて目標値を設定し、具体的な施策を定めています。

(2) 三側面のまちづくりの目標

項目	目標値
環境 人にも自然にも地球にもやさしいまた	
温室効果ガス排出量	策定中
ごみの排出量(1人1日当たり)	策定中
社会 すべての人が助け合い安心して暮らせ	せるまち
住み続けたいと思う人の割合	策定中
転入超過数(2022~2025)	策定中
経済 にぎわいと活力が持続するまち	
就業者数	策定中
市内総生産(2022 年度からの増加率)	策定中

(3) 施策展開の5つの柱

【施策展開の5つの柱】

柱1 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める

柱2 笑顔あふれる共生社会(インクルーシブ社会)をつくる

柱3 こどもの育ちをまちのみんなで支える

柱 4 安全・安心を支える生活基盤を強化する

柱5 まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す

4-7. 第3次明石市環境基本計画※改定中

(1)計画の基本的事項

本市では、環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、『めざす環境像』、取り組み内容を示すとともに、市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、長期総合計画と連携して本市の望ましい環境像の実現をめざすためのマスタープランとして環境基本計画を策定しています。

(2) 明石市の『めざす環境像』

みんなでつくる 人にも自然にも地球にもやさしいまち・あかし

(3)基本理念

明石市の『めざす環境像』を実現するために、基本となる4つの考え方を基本理念とします。

- ①自分たちの命や暮らしが自然や地球の恩恵に支えられていることをいつも意識 します
- ②みんなで考え、ともに行動を変えていきます
- ③「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます
- ④環境に良い取り組みを通じ、社会・経済の発展につなげます

(4) 基本方針

上記の基本理念に基づき、次の4つの基本方針で取り組みを進めることにより、明 石市の『めざす環境像』の実現を目指します。

- ①脱炭素社会の実現
- ②自然共生社会の実現
- ③循環型社会の実現
- ④安全・安心社会の実現

II ごみの現状

1 ごみ排出量の動向

1-1. ごみ排出量

(1) ごみ排出量等の実績

本市の過去6年間のごみ排出量の実績及び1人1日あたり排出量等の実績をそれぞれ図2-1及び図2-2に示します。

ごみ排出量について、全体を見ると減少傾向を辿っており、令和 2(2020)年度には 約 100,100t/年となっています。

一方、1人1日あたり排出量等について、総ごみを見ると減少傾向を辿っており、令和2(2020)年度では約902g/人・日となっています。

さらに、ごみ排出量及び1人1日あたり排出量等について、排出別に見ると、家庭 系ごみは減少傾向を、産業廃棄物は増加傾向をそれぞれ辿り、事業系ごみは増加傾向 を示した後、減少に転じています。

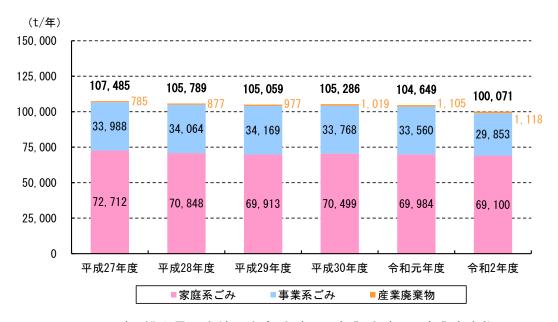


図2-1 ごみ排出量の実績(家庭系ごみ、事業系ごみ、産業廃棄物)

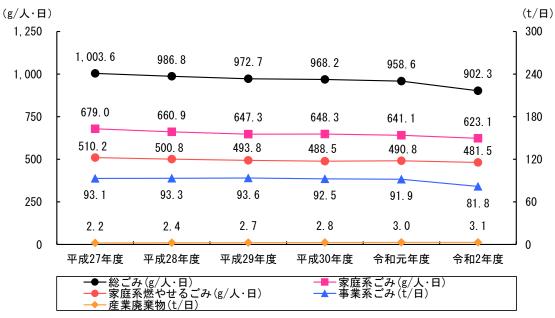


図2-2 1人1日あたり排出量等の実績

(2) 家庭系ごみ

1) 家庭系ごみの内訳

本市の過去6年間の家庭系ごみ排出量の実績を表2-1及び図2-3に示します。 また、令和2(2020)年度における家庭系ごみの内訳を図2-4に示します。

家庭系ごみについて、全体を見ると減少傾向を辿っており、令和 2 (2020) 年度では 約 69,100t/年となっています。

一方、分類別に見ると、燃やせるごみ、紙類・布類、一斉清掃ごみ及び集団回収は 減少傾向を辿り、燃やせないごみ、粗大ごみ、店頭回収、小型家電並びに廃食用油は 増加傾向を辿り、資源ごみは増減を繰り返しています。

また、家庭系ごみについては、7割以上を燃やせるごみが占めています。

ごみの種類\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やせるごみ	t /年	54, 637	53, 683	53, 330	53, 121	53, 584	53, 400
燃やせないごみ	t /年	3, 375	3, 443	3, 545	4, 515	4, 001	4, 328
資源ごみ	t /年	2, 877	2, 773	2, 730	2, 776	2, 755	2, 992
紙類・布類	t /年	2, 369	1, 926	1, 824	1, 849	1, 806	1, 924
粗大ごみ	t /年	584	570	586	647	707	769
一斉清掃ごみ	t /年	779	751	716	719	683	457
集団回収	t /年	7, 152	6, 704	6, 214	5, 688	5, 314	4, 465
店頭回収	t /年	883	939	904	1, 106	1, 051	676
小型家電	t /年	22	22	26	34	40	48
廃食用油	t /年	34	37	38	44	43	41
合計	t /年	72, 712	70. 848	69, 913	70, 499	69. 984	69. 100

表2-1 家庭系ごみ排出量の実績



図2-3 家庭系ごみ排出量の実績

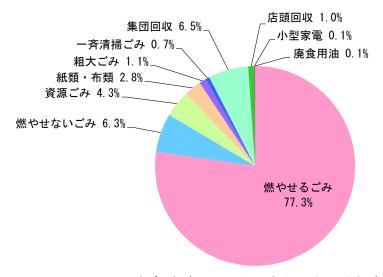


図2-4 家庭系ごみの内訳 (令和2(2020)年度)

2) 家庭系燃やせるごみ

本市の過去6年間の家庭系燃やせるごみ排出量及び1人1日あたり排出量の実績を図2-5に示します。

過去6年間の推移を見ると、減少傾向を辿っています。

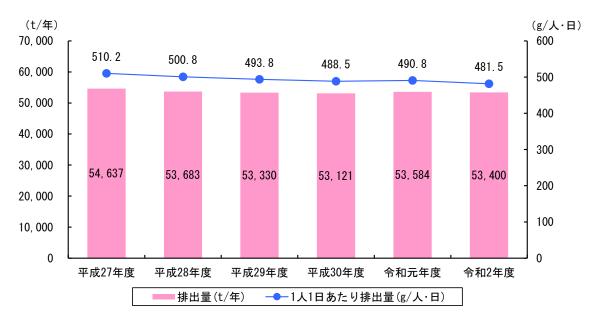


図2-5 家庭系燃やせるごみの実績

(3) 事業系ごみ及び産業廃棄物

本市の過去6年間の事業系ごみ及び産業廃棄物排出量の実績を図2-6に示します。 事業系の燃やせるごみ及び燃やせないごみは、許可業者による収集分及び事業者自 らの直接搬入分を示します。

過去6年間の推移を排出別に見ると、事業系ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ) は減少傾向を示し、産業廃棄物は増減を繰り返した傾向を示しています。

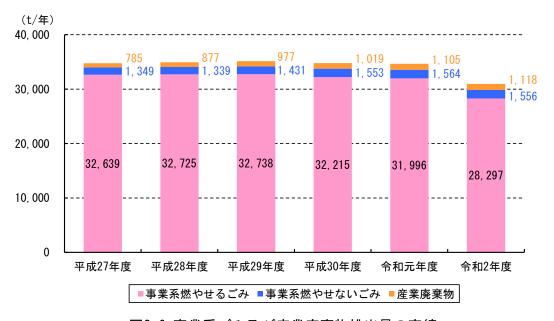


図2-6 事業系ごみ及び産業廃棄物排出量の実績

2 ごみ処理の現状

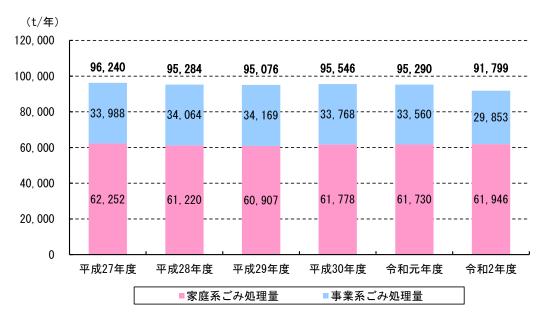
2-1. ごみ処理量

(1) ごみ処理量

本市の過去6年間のごみ処理量の実績を図2-7に示します。

ごみ処理量とは、明石クリーンセンター(以下、「クリーンセンター」といいます。) において処理するごみで直接焼却、破砕選別処理及び直接最終処分の対象となるものを併せたものです。過去6年間の推移では、全体を見ると減少傾向を辿っており、令和2(2020)年度では約91,800t/年となっています。

排出別に見ると、家庭系ごみ処理量、事業系ごみ処理量共に増減を繰り返した傾向を示しています。



備考)事業系ごみ処理量には産業廃棄物を含みません。

図2-7 ごみ処理量の実績

焼却処理量及び破砕選別処理量の実績を図2-8に示します。

焼却処理量については減少傾向を示し、令和 2 (2020) 年度では約 92, 100t/年となっています。

一方、破砕選別処理量については増加傾向を辿っており、令和 2(2020)年度では約 8,900t/年となっています。

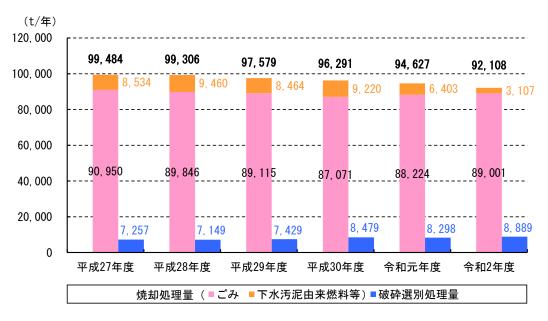


図2-8 焼却処理量及び破砕選別処理量の実績

(2) 資源化量

本市の過去6年間の資源化量の実績をそれぞれ図2-9に示します。

資源化量について、全体を見ると減少傾向を辿っており、令和 2(2020)年度では約 9,800t/年となっています。

一方、処理別に見ると、集団回収量は減少傾向を辿り、家庭系直接資源化量は減少 傾向を示した後、増加に転じており、中間処理後資源化量は増加傾向を辿っています。

資源化量については、紙類・布類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール等)が約6割を 占めています。

また、リサイクル率については、低下傾向を辿っており、令和 2 (2020) 年度は平成 27 (2015) 年度から-2.0 ポイントとなっています。

これについては、スマートフォン等の普及により情報の取得手段が大きく変化し、 新聞や雑誌等のペーパーレス化(電子化)が進んだことが主要因と考えられます。

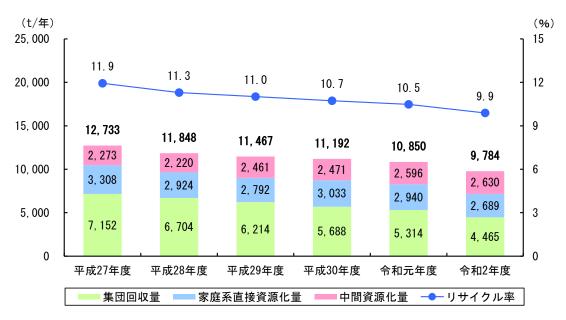


図2-9 資源化量の実績

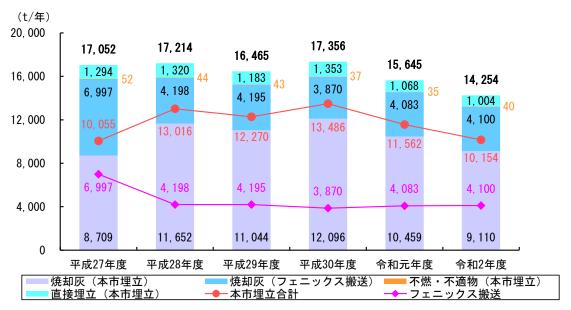
(3) 最終処分量

本市の過去6年間の最終処分量の実績を図2-10に示します。

最終処分量について、全体を見ると増減を繰り返しながら、概ね 16,000t/年で推移 しています。

一方、最終処分場別の最終処分量を見ると、本市保有の最終処分場での最終処分量 (本市埋立) は増加傾向を示した後、減少傾向を示しています。

また、大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分場(以下「フェニックス」といいます。)での最終処分量(フェニックス搬送)については、大阪湾広域臨海環境整備センターとの契約に基づいた最終処分を行っています。最終処分量については、9割以上を焼却灰が占めています。



備考)本市保有の最終処分場では、焼却灰、破砕選別処理後の不燃・不適物及び不燃ごみ(陶器等)の埋立処分を行っています。フェニックスでは、焼却灰の埋立処分を行っています。

図2-10 最終処分量の実績

2-2. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理主体

本市におけるごみ処理主体を表 2-2 に示します。

区分 収集・運搬 収集方法 中間処理 最終処分 燃やせるごみ 直営・委託 家 燃やせないごみ ステーション方式 直営・委託 庭 系 資源ごみ 直営・委託 粗大ごみ 戸別収集 直営 4 市、大阪湾広域臨海 紙類•布類 ステーション方式 委託 市 環境整備センター 許可業者 事 燃やせるごみ 業 直接搬入 排出者 (直接搬入) 系 又は許可業者 許可業者 燃やせないごみ H 直接搬入

表2-2 ごみ処理主体

(2) ごみ処理の流れ

本市におけるごみの排出から最終処分に至るごみ処理の流れを図 2-11 に示します。 家庭系ごみについて、集団回収、拠点回収及び店頭回収を除くものは本市で収集しています。

また、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、一斉清掃ごみ及び直接搬入ごみは、クリーンセンターで処理しています。

一方、事業系ごみについては、一般廃棄物のほかに一般廃棄物の処理に支障のない 範囲で産業廃棄物を受け入れており、一般廃棄物と産業廃棄物共に許可業者または排 出者(事業者)自らによる直接搬入となっています。

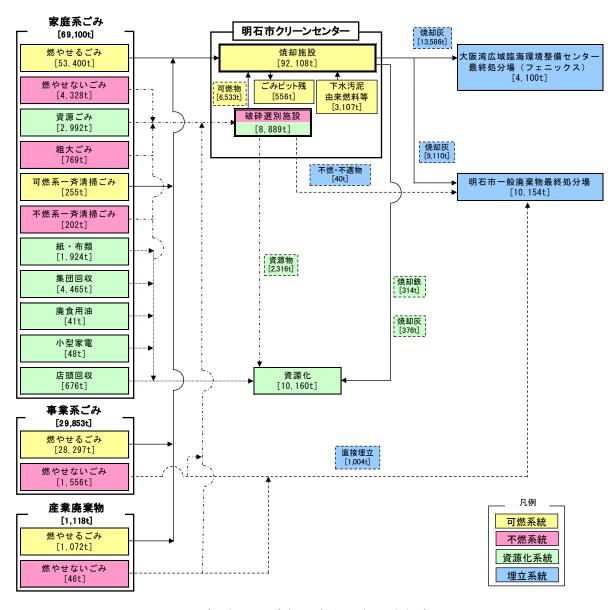


図2-11 ごみ処理の流れ(令和2(2020)年度)

2-3. 収集運搬の現状

(1) 分別区分及び排出方法

本市における家庭系ごみの分別区分及び排出方法を表 2-3 に示します。

本市のごみは"燃やせるごみ"、"燃やせないごみ"、"資源ごみ"、"紙類・布類(新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類)"、"粗大ごみ"及び"水銀使用廃製品"の6種10分別で収集をしています。

表2-3 分別区分及び排出方法 (令和4(2022)年現在)

	分別区分	収集回数	排出方法	対象になるもの
燃	さやせるごみ	浬2回	無色・半透明(ブルー 系)で450標準サイズ の袋を推奨	 ・台所ごみ (料理くず、卵のから、貝がらなど) ・プラスチック製品 歯ブラシ・歯みがきチューブ、CD、MD、DVD、ビデオテープ、容器(ソース・食用油・シャンプー・マヨネーズ・洗剤・バターなど)、発泡スチロール、ラップ、卵のパック、菓子袋、食品トレイ、スポンジ、
燃	やせないごみ	月2回 定日収集	無色・半透明(ブルー 系)で452標準サイズ の袋を推奨	・陶器・ガラス類
	資源ごみ	月2~3回 定日収集	無色・半透明(ブルー 系)で450標準サイズ の袋を推奨	・空き缶 飲料用、食品用の缶(ジュース、ビール、缶詰、お菓子、食用油、 ドッグフードなどの飲食物用の缶) ・空きびん 飲料用、食品用のびん(ジュース、ドリンク剤、食用油などの飲食用 のびん。ただし生きびん「リターナブルびん」は、販売店へ返却。) ・ペットボトル が表示されているペットボトルのみ。 (飲料用、しょうゆ、みりん、酒類などのペットボトル)
	新聞紙	月1回	ひもで縛って出す	新聞紙、新聞紙の折込ちらし
紙類	雑誌・雑がみ	月1回	ひもで縛って出す	ノート、教科書、週刊誌、月刊誌、書籍、パンフレット、通販の雑誌、ボール紙など
布	段ボール	月1回	ひもで縛って出す	みかん箱、家電製品の箱など
類	紙パック	月1回	ひもで縛って出す	牛乳、ジュースなどの飲料用の紙パック(内側の白いもの)
	布類	月1回	ポリ袋に入れて出す	古着、下着、シーツ、タオル、カーテン、毛布など
粗大ごみ随		随時	粗大ごみ受付センター に申し込み (粗大ごみ 処理券を貼り付ける)	・家具、建具類(たんす、机、本棚、ソファー) ・布団類、スプリング入りマットレス ・自転車 ・大型家庭用品(物干しさお、電子レンジなど) (451入りのポリ袋に入らない大きさ、または5キログラム以上の重さのもの)
水銀使用廃製品 随時 拠点回収		拠点回収	水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計	
	廃食用油	随時	拠点回収	てんぷら油など
小	型電子機器等	随時	拠点回収	ノートパソコン、携帯電話、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、 ビデオカメラ、電子辞書、アダプタ・コード類、リモコン、電卓など

(2) 収集量

本市における家庭系ごみの紙類・布類を除く収集量を図 2-12 に示します。 令和 2 (2020) 年度は、約 57,700t/年となっています。

過去6年間の推移を見ると、全体の収集量は増減を繰り返しています。

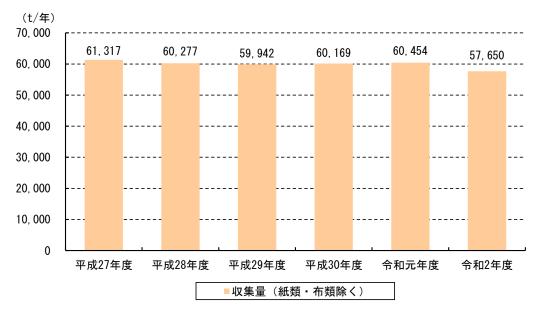


図2-12 収集量(紙類・布類除く)の実績

2-4. 中間処理の現状

(1)中間処理施設

本市では焼却施設及び破砕選別施設をそれぞれ 1 施設所有しており、焼却施設の概要を表 2-4 に破砕選別施設の概要を表 2-5 に示します。どちらもクリーンセンター内に立地しています。

表2-4 焼却施設の概要

明石クリーンセンター焼却施設
明石市大久保町松陰1131
全連続燃焼式焼却炉
480t/日(160t/24h×3炉)
有害ガス除去装置+バグフィルタ 触媒及び無触媒脱硝装置
焼却灰:埋立処理 飛 灰:薬剤及びセメントにより安定化・固化して埋立
場内で排水処理後、公共下水道に直接放流
蒸気タービンにより3炉運転で最大発電:8,000kW (通常2炉運転で平均5,000kW))
場内利用:給湯
約 8,070m ²
約 17,588m ²
69.5m×102m 高さ31m 地下5.5m 煙突59.0m
ばいじん量: 0.02g/m³N以下 硫黄酸化物: 20ppm以下 窒素酸化物: 50ppm以下 塩化水素 : 30ppm以下 ダイオキシン類: 0.5ng-TEQ/m3N以下
平成 8(1996)年1月
平成11(1999)年3月
住友重機械工業株式会社
21, 882, 889千円

表2-5 破砕選別施設の概要

① 施設名	明石クリーンセンター破砕選別施設
② 所在地	明石市大久保町松陰1131
③ 処理能力	92t/5h (破砕選別系統: 60t/5h、資源化選別系統: 32t/5h)
④ 破砕機形式	横型2軸せん断式破砕機(可燃性粗大ごみを破砕)及び 衝撃せん断併用回転式破砕機(不燃ごみ、不燃性粗大ごみを破砕)
⑤ 選別種別	<破砕系統> 鉄類・可燃物・不燃物 <資源化系統> スチール缶・アルミ缶・びん(透明・茶・その他)・ ペットボトル(すべて飲食物用)
⑥ 建築面積	約 2,519m ²
⑦ 延床面積	約 6,730m ²
⑧ 着工	平成 9(1997)年7月
9 竣工	平成11(1999)年3月
⑩ 設計・施工	川崎重工業株式会社
⑪ 総事業費	3, 946, 320千円

(2) 中間処理の実績

1) 焼却施設の実績

本市の焼却施設における処理の実績を表 2-6 及び図 2-13 に示します。 焼却処理量について過去 6 年間の推移を見ると、減少傾向を示しています。

	ごみの種類\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼刦	焼却処理量		99, 484	99, 306	97, 579	96, 291	94, 627	92, 108
	燃やせるごみ	t /年	88, 032	87, 263	87, 029	86, 336	86, 662	82, 769
	生活系	t /年	54, 637	53, 683	53, 330	53, 121	53, 584	53, 400
	事業系	t /年	32, 639	32, 725	32, 738	32, 215	31, 996	28, 297
	産業廃棄物	t /年	756	855	961	1, 000	1, 082	1, 072
	一斉清掃ごみ	t /年	442	429	412	397	367	255
	可燃物	t /年	5, 273	5, 191	5, 266	6, 340	5, 972	6, 533
	下水汚泥由来燃料等	t /年	8, 534	9, 460	8, 464	9, 220	6, 403	3, 107
	焼却施設ピット分	t /年	0	0	0	0	0	0
	未処理分(ごみピット残り)▲	t /年	2, 797	3, 037	3, 592	6, 002	4, 777	556
焼刦	印残渣	t /年	16, 047	16, 458	15, 956	16, 705	15, 223	13, 900
	焼却灰	t /年	15, 706	16, 152	15, 615	16, 336	14, 918	13, 586
	焼却鉄	t /年	341	306	341	369	305	314

表2-6 焼却施設の実績

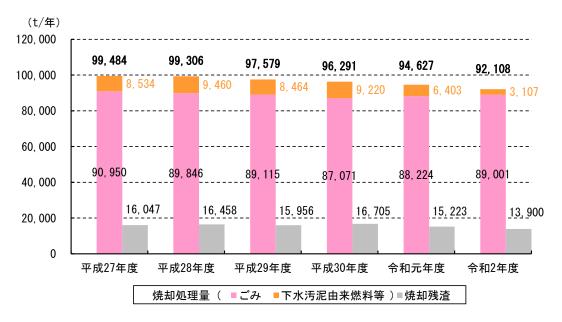


図2-13 焼却処理の実績

2) 発電等の実績

焼却量及び発電等の実績を表 2-7 及び図 2-14 に示します。

焼却施設においては、蒸気利用による発電を行い、発電した電力はクリーンセンター内などで使用し、余った電気は電力会社に売電しています。

過去6年間の売却電力量の推移を見ると、焼却量の減少、効果的な運転管理の推進等により変動しており、令和2 (2020) 年度は約24,900 千 kWh/年となっています。

表2-7 焼却量及び発電等の実績

項目\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却量	t/年	99, 484	99, 306	97, 579	96, 291	94, 627	92, 108
発電量	千kWh/年	41, 159	43, 472	41, 493	42, 442	42, 371	40, 927
受電電力量	千kWh/年	856	296	663	682	696	594
施設内使用電力量	千kWh/年	16, 830	17, 140	16, 915	16, 740	17, 038	16, 670
売却電力量	千kWh/年	25, 191	26, 634	25, 251	26, 392	26, 036	24, 851
売却電力料金	千円	492, 023	394, 870	363, 167	369, 809	157, 759	170, 850



図2-14 焼却量及び売却電力量の実績

3) 破砕選別処理の実績

本市の破砕選別施設における処理実績を表 2-8 及び図 2-15 に示します。

破砕選別施設では、資源ごみから空き缶・空きびん・ペットボトルを選別・回収し、 燃やせないごみ及び粗大ごみは破砕後、金属類(破砕鉄)を回収することで資源化を 図っています。

令和 2 (2020) 年度における破砕選別処理量は約 8,900t であり、資源物は約 2,300t でした。破砕選別処理量について過去 6 年間の推移を見ると増加傾向にあります。

表2-8 破砕選別処理の実績

	ごみの種類\年度		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	破砕選別処理量		t/年	7, 257	7, 149	7, 429	8, 479	8, 298	8, 889
搬		燃やせないごみ	t/年	3, 796	3, 806	4, 113	5, 056	4, 836	5, 128
入		粗大ごみ	t/年	584	570	586	647	707	769
		資源ごみ	t/年	2, 877	2, 773	2, 730	2, 776	2, 755	2, 992
16π.	可燃物(残渣含む)		t/年	5, 273	5, 191	5, 266	6, 340	5, 972	6, 533
搬出	資源	原物	t/年	1, 932	1, 914	2, 120	2, 102	2, 291	2, 316
ш	不燃・不適物		t/年	52	44	43	37	35	40



図2-15 破砕選別処理量の実績

2-5. 最終処分の現状

(1) 最終処分場

本市は最終処分場を1施設所有しており、最終処分場の概要を表 2-9 に示します。

表2-9 最終処分場の概要

① 名称	明石市一般廃棄物最終処分場(第3次最終処分場)				
② 所在地	明石市大久保町松陰地内				
③ 規模	総面積 91,000m ² 埋立面積 59,000m ² 埋立容積 420,000m ³				
④ 浸出汚水の処理	浸出水調整槽で流量調整後、公共下水道へ直接放流(下水道放流方式)				
⑤ 供用開始	平成19(2007)年5月28日~				
⑥ 埋立方式	セル方式準好気性埋立				
⑦ 設備の概要	遮水設備(電気式漏水検知システム)、雨水集排水設備、 地下水集排水設備、保有水等集排水設備、飛散防止設備、 発生ガス対策設備、防火設備、機械設備、電気設備				
⑧ 総事業費	2, 300, 815千円				

(2) 最終処分の実績

本市では本市所有の最終処分場とフェニックスの2つの最終処分場で埋立処分を行っており、それぞれにおける実績を表2-10及び図2-16に示します。

令和 2 (2020) 年度における最終処分量は約 14,300t であり、最終処分量の 9割以上を焼却灰が占めています。

最終処分量について、全体を見ると増減を繰り返しながらも減少傾向を示しています。

ごみの種類\年度 単位 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 焼却灰 t/年 8, 709 11,652 11,044 12,096 10, 459 9, 110 t/年 52 44 35 40 不燃 · 不適物 43 37 本市 1, 294 1, 320 1,004 直接埋立 t/年 1, 183 1, 353 1,068 t/年 10,055 13,016 12, 270 13, 486 11,562 10, 154 3, 870 4, 100 フェニックス 焼却灰 t/年 6,997 4, 198 4, 195 4,083 14, 254 合計 t/年 17, 052 17, 214 16, 465 17, 356 15, 645

表2-10 最終処分の実績

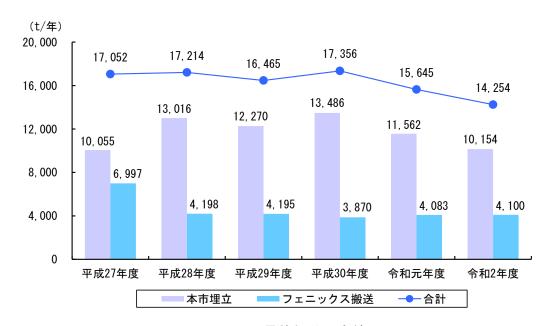


図2-16 最終処分の実績

2-6. ごみ減量・資源化の現状

(1)参画と協働のパートナーシップ

平成 16(2004) 年 10 月 1 日よりごみ減量推進員制度が実施され、28 小学校区から連合自治会長の推薦を受けた市民を、ごみ減量推進員として委嘱しています。

ごみ減量推進員は、校区(地区)連合におけるリーダー及び地域と行政をつなぐパイプ役として、次の活動を行うことが期待されています。

- 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- 資源物の再生利用の推進
- 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- 地域の清潔の保持
- その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力

また、ごみ減量推進協力員(令和2(2020)年度現在:950名)は、ごみ減量推進員に協力する立場で、単位自治会におけるリーダーとして、地域における指導的役割を担っています。

これまでの校区(地区)連合での具体的な活動例として、自治会の行事等で、ごみの減量及び資源化の周知徹底を図ったり、ごみを分類した大きな看板を作り、意識啓発を図っているほか、集団回収の推進等を呼びかけています。

(2) ごみ減量の取り組みの現状

令和 2 (2020)年度における前計画 (基本施策 1、2)の取り組み状況を表 2-11 及び表 2-12 に示します。

表2-11 ごみ減量の取り組み (令和2(2020)年度実施)(その1)

基本施策		推進項目	取り組み名	実施内容					
(1) 家	庭力	いら出るごみを減らす							
	1	家庭系指定袋制の導入	家庭系指定袋制の導入	2020 2019 ・家庭系指定袋制の導入に向けた協議 2018					
				2020 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため)					
			環境に配慮した行動の 推進	2019 - ごみ減量推進協力員研修会 10回 ・再生資源集団回収団体研修会 1回					
		2R型(リデュース・リ							
	2 ユース) のライフス イル・ビジネススタ		2	ユース)のライフスタ イル・ビジネススタイ	2 ユース) のライフスタ イル・ビジネススタイ	レジ袋削減協定の推進	2020 ・レジ袋削減率 94.7% 2019 ・レジ袋削減率 93.1% 2018 ・レジ袋削減率 88.3% 2018 ・レジ袋削減率 88.3%		
		ルへの転換		2020 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため)					
			グリーンコンシュー マーの推進	2019 ・ごみ減量推進協力員研修会 10回 ・再生資源集団回収団体研修会 1回					
			· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2018 ・ごみ減量推進協力員研修会 6回 ・再生資源集団回収団体研修会 1回					

表2-12 ごみ減量の取り組み (令和2(2020)年度実施)(その2)

基本施策		推進項目	取り組み名	実施内容
- 他 來	3	食品ロス削減の促進	食品ロスの普及啓発	2020 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) 2019 ・ごみ減量推進協力員研修会 10回 - 再生資源集団回収団体研修会 6回 2018 ・正み減量推進協力員研修会 1回 2018 ・再生資源集団回収団体研修会 1回
			エコクッキングの推進 の普及啓発	2020
				■啓発(紙媒体) ・ごみゼロの日記事(神戸新聞) 2020 ■研修会及び環境講座 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため)
	4	生ごみ減量化への取り 組みの推進	生ごみ減量化の推進	■啓発(紙媒体) ・ごみゼロの日記事(神戸新聞) ■研修会(勉強会) 2019 ・ごみ減量推進協力員研修会 10回 ・再生資源集団回収団体研修会 1回 ■環境講座 ・ごみ減量講座 5回
				■ 日本 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本
	5	家庭系ごみ有料化導入 の検討	家庭系ごみ有料化導入 の検討	2020 2019
(2) 事	業別	听などから出るごみを減	らす	
	6	分別の徹底に向けた事 業系指定袋制の導入	事業系指定袋制の導入	2020
	8	事業系一般廃棄物減量 計画書等の提出と指導		2020 廃棄物処理実績資源化率 56.09% 2019 廃棄物処理実績資源化率 56.58% 2018 廃棄物処理実績資源化率 58.34%
		ごみ減量マニュアルの 改訂	ごみ減量マニュアルの 推進	2020 2019 ・改訂に向けた取り組みを実施 2018
	9	事業系ごみ処理手数料 の適正化	事業系ごみ処理手数料の改正	2020 2019 ・近隣市及び本市の処理原価や料金の算定根拠を調査し、 2018 手数料見直しを検討

(3)集団回収の現状

本市では、平成3 (1991)年7月から地域の集団回収活動団体に対して助成金の交付を始め、平成4 (1992)年8月からは活動用具の交付を開始しています。

登録団体の状況を表 2-13 に示します。登録団体数は、全体を見ると緩やかな減少傾向を辿っており、令和 2 (2020)年度は 403 団体となっています。なお、子ども会についても少子化による活動中止等により減少傾向ではありますが、活動の地盤が自治会・町内会であることから、自治会等が引き継いで活動を継続するところもあります。

次に集団回収の実績を表 2-14 及び図 2-17 に示します。

過去 6 年間の推移では、全体を見ると減少傾向を辿っており、令和 2 (2020) 年度では約 4.500t/年となっています。

表2-13 登録団体の状況

団体の種類	平成27年度 (平成27年12月末)		平成28年度 (平成28年12月末)		平成29年度 (平成29年12月末)			平成30年度 (平成30年12月末)		令和1年度 (令和1年12月末)		令和2年度 (令和2年12月末)	
四种砂堆泵	団体数 (団体)	回収量 (t/年)	団体数 (団体)	回収量 (t/年)	団体数 (団体)	回収量 (t/年)	団体数 (団体)	回収量 (t/年)	団体数 (団体)	回収量 (t/年)	団体数 (団体)	回収量 (t/年)	
子ども会	131	3, 052	124	2, 823	120	2, 527	112	2, 266	107	2, 070	103	1, 649	
自治会	145	2, 528	148	2, 366	144	2, 193	145	2, 058	148	1, 911	145	1, 672	
PTA他学校関係	74	470	74	463	73	417	73	388	72	382	70	335	
高年クラブ	26	520	25	504	27	531	26	476	27	438	26	354	
マンション管理組合	44	439	44	417	48	433	47	407	49	412	50	370	
その他	13	143	12	131	12	113	9	93	9	101	9	85	
計	433	7, 152	427	6, 704	424	6, 214	412	5, 688	412	5, 314	403	4, 465	

表2-14 集団回収の実績

	ごみ	の種類\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		新聞紙	t/年	4, 141	3, 810	3, 450	3, 114	2, 799	2, 155
	古紙	雑誌・雑がみ	t/年	1, 522	1, 437	1, 365	1, 245	1, 208	1, 134
可	孤 類	段ボール	t/年	985	975	937	900	868	826
燃		計	t/年	6, 648	6, 222	5, 752	5, 259	4, 875	4, 115
系	古布	ī	t/年	269	248	235	223	238	195
	牛孚	しパック	t/年	22	20	20	19	17	16
		合計	t/年	6, 939	6, 490	6, 007	5, 501	5, 130	4, 326
	アルミ缶		t/年	132	132	127	113	110	100
	スチ	ール缶	t/年	14	13	15	13	11	8
不	その	他の金属	t/年	1	5	4	4	9	6
燃	び	生きびん	t/年	1	1	1	1	1	1
系	h	カレット	t/年	65	63	60	56	53	24
	類	計	t/年	66	64	61	57	54	25
		合計	t/年	213	214	207	187	184	139
	•	総計	t/年	7, 152	6, 704	6, 214	5, 688	5, 314	4, 465
助成	金		千円/年	25, 989	24, 440	22, 771	20, 881	19, 667	16, 838



図2-17 集団回収の実績

(4) 紙類・布類分別収集の現状

本市では平成 16(2004)年 11 月より紙類・布類の分別収集を実施しており、収集は市との契約により4業者(古紙問屋)が紙類・布類を分別収集し、自社の管理するストックヤードに直接搬入し、資源化しています。

紙類・布類分別収集量の実績を表 2-15 及び図 2-18 に示します。過去 6 年間の推移を見ると、減少傾向を辿っており、令和 2 (2020)年度では約 1,900t/年となっています。

ごみの種類\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新聞	t /年	1, 039	754	683	721	672	666
雑誌・雑がみ	t /年	706	588	585	569	551	596
段ボール	t /年	431	408	384	380	383	425
紙パック	t /年	5	6	3	3	3	5
布類	t /年	188	170	169	176	197	232
合計	t /年	2, 369	1, 926	1, 824	1, 849	1, 806	1, 924

表2-15 紙類・布類分別収集量の実績

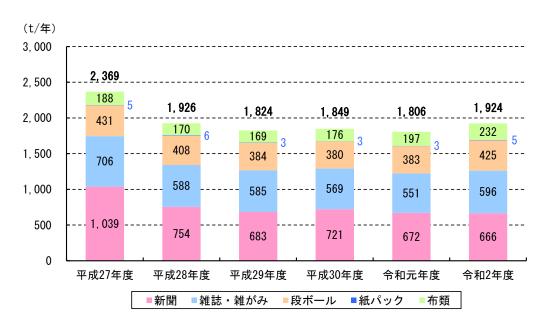


図2-18 紙類・布類分別収集量の実績

(5) 資源化等の取り組みの現状

令和 2 (2020) 年度における前計画 (基本施策 3) の取り組み状況を表 2-16 に示します。

表2-16 資源化等の取り組み (令和2(2020)年度実施)

基本施策	推進項目	取り組み名	実施内容
(3) =	ごみの再使用・再生利用への	誘導	
			・リサイクル家具提供数 91点 2020 ・リサイクル図書の提供中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため)
	7月日の再使用(リュース)の推進	リユースの推進	・リサイクル家具提供数 91点 2019 ・リサイクル図書の提供中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため)
			2018 ・リサイクル家具 105点 ・リサイクル図書 2,145冊
	小型家電や廃食用油等		2020 · 廃食用油回収量 45.2t · 小型家電回収量 48t
	11 の不田具再生利田 (山	小型電子機器及び廃食 用油等の資源化	2019 - 廃食用油回収量 47.3t - 小型家電回収量 40t
			2018 - 廃食用油回収量 48t - 小型家電回収量 34t - 活動団体数 403団体
			2020 ・再生資源集団回収団体研修会中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため)
	12 集団回収活動の拡充と 活動団体の育成	集団回収活動の推進	2019 · 活動団体数 412団体 - 再生資源集団回収団体研修会 1回
			2018 · 活動団体数 412団体 · 再生資源集団回収団体研修会 1回
			2020 · 紙類·布類収集量 1924 t · 集団回収量 4,464t
	13 紙類(資源化可能)の 資源化の推進	ごみ減量化の推進	2019 · 紙類·布類収集量 1,806 t - 集団回収量 5,315t
			2018 ・紙類・布類収集量 1,849t ・集団回収量 5,688t
	14 資源ごみの名称変更	ごみ減量化の推進	2019 — 2018
	15 公共施設での取り組み	ごみ減量化の推進	2020 : 庁内古紙回収量 134t 2019 : 庁内古紙回収量 123t
	1.6 資源ごみ等の持ち去り		2018 ・庁内古紙回収量 129t 2020 ・市内パトロールの実施 69回
	16 日	再生資源化の促進	2019 : 市内パトロールの実施 69回 2018 : 市内パトロールの実施 70回

2-7. 温室効果ガス排出量の現状

t-CO₂/年

収支

本市におけるごみ処理にかかる温室効果ガス排出量の実績を表 2-17 及び図 2-19 に示します。

令和 2 (2020) 年度における排出量(収支)は約 30,600t- CO_2 /年と推計されます。 また、各過程における排出量を見ると、中間処理過程での排出量が 99%以上を占めている状況にあります。

項目\年度 単位 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 t-CO₂/年 190 179 179 収集・運搬過程 178 181 168 45, 677 45, 092 49,031 42,064 中間処理過程 t-CO₂/年 43, 141 43, 309 出 最終処分過程 t-CO₂/年 42, 241 45, 873 43, 327 45, 279 49, 216 43.497 計 t-CO₂/年 売電による回避 t-CO₂/年 -14, 586 -15, 634 -12, 929 -13, 196 -12,706-11, 680

27,693

32, 350

36, 021

30, 792

30, 561

31, 287

表2-17 温室効果ガス排出量の実績

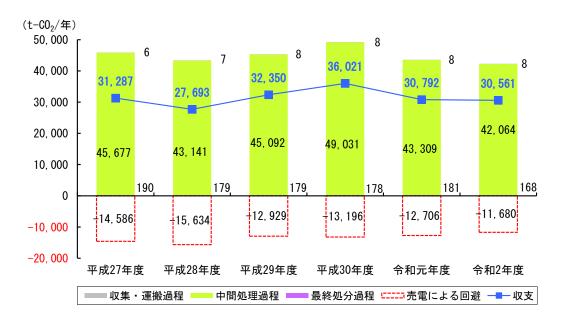


図2-19 温室効果ガス排出量の実績

3 ごみの性状

3-1. 燃やせるごみ

(1) 乾量ベースの性状

本市では燃やせるごみの性状を把握するため、クリーンセンターに搬入された燃やせるごみの組成分析(乾量ベース)を年4回行っており、過去6年間の結果を表2-18に示します。

また、組成割合の推移、三成分(水分・灰分・可燃分)及び低位発熱量の推移をそれぞれ図 2-20 及び 0 に示します。

令和 2 (2020) 年度における組成割合を見ると、紙・布類 (55.2%)、プラスチック類 (26.1%)、木・竹・わら類 (8.5%) の順に高い割合を占めています。一方、三成分 (水分・灰分・可燃分) は、可燃分がおおむね半分を占めています。

_									
	項目\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均值
	単位容積重量	${\rm kg/m^3}$	129.0	120.0	107. 0	118.0	118.0	113	118
اً ل	紙・布類	%	51.9	51.4	51.6	50.4	49.1	55. 2	51.6
み組	プラスチック類	%	25. 2	25. 4	28.8	29.5	27. 5	26. 1	27. 1
成	木・竹・わら類	%	6.5	7. 3	5. 6	7. 2	8.8	8. 5	7. 3
<u></u>	ちゅう芥類	%	11. 3	9.7	10.1	9.3	7.8	5.8	9.0
乾量	不燃物類	%	3. 0	4. 6	1.6	1.6	4. 8	3. 0	3. 1
*	その他	%	2. 1	1.6	2. 3	2. 0	2. 0	1.4	1.9
Ξ	水分	%	45.0	44. 8	45. 4	45.5	45. 7	44. 5	45. 2
成	灰分	%	6.0	6.6	4. 7	4.6	6.3	4. 6	5. 5
分	可燃分	%	49.0	48.6	49.9	49.9	48.0	50.9	49.4
	低位発熱量	KJ/kg	8, 101	8, 038	8, 263	8, 249	7, 885	8, 478	8, 169

表2-18 燃やせるごみの組成分析結果

備考) 各年度の値は年4回実施する調査の平均値のため、合計が100%にならない場合があります。

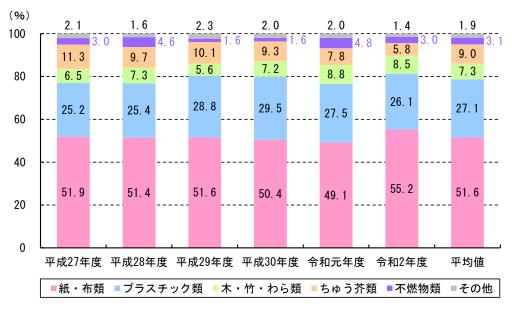


図2-20 組成割合の推移

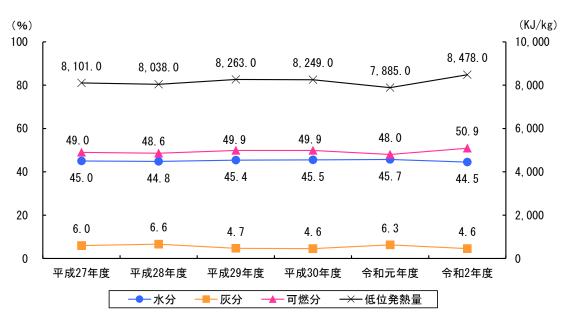


図2-21 三成分(水分・灰分・可燃分)及び低位発熱量の推移

(2) 湿量ベースの性状

前述の(1) 乾量ベースに加えて、本市では燃やせるごみの性状を把握するため、 家庭系及び事業系それぞれの組成分析(湿量ベース)を行っています。

1) 家庭系燃やせるごみ

本市の過去3年間の家庭系燃やせるごみの組成分析結果を表 2-19 及び図 2-22 に示します。

令和 2 (2020) 年度における組成割合を見ると、ちゅう芥類 (42.08%)、紙類 (25.52%)、合成樹脂 (24.23%) の順に高い割合を占めており、燃やせるごみの中には約 13%の資源化可能なものが含まれています。

また、ちゅう芥類は増加傾向を、紙類は減少傾向をそれぞれ辿っています。

表2-19 家庭系燃やせるごみの組成分析結果

		項目\年度	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均值
		紙パック	%	0.48	0. 91	0. 78	0.7
		段ボール	%	1.89	1. 42	1. 52	1.6
		新聞、折込広告	%	3. 35	5. 92	2. 77	4. 0
	紙類	雑誌、書籍	%	0.06	2. 36	2. 54	1.7
		雑がみ(リサイクル可能)		8. 42	3. 27	2. 89	4. 9
		雑がみ(リサイクル不可能)	%	13. 78	12. 67	15. 02	13.8
		小計	%	(27. 98)	(26. 55)	(25. 52)	(26. 7)
		古着、布類	%	1. 72	2. 55	1. 05	1.8
	布類	汚れた衣類など	%	5. 76	1. 78	2. 74	3.4
		小計	%	(7. 48)	(4. 33)	(3. 79)	(5. 2)
ڗ	木・竹・	わら類	%	2. 35	1. 40	2. 20	2. 0
H	ちゅう芥	類	%	31.64	35. 35	42. 08	36.4
組成	人子供 比	ペットボトル	%	0. 28	0.89	0. 90	0.7
八		プラスチック製容器包装(レジ袋)	%	1.66	1. 50	1. 88	1. 7
湿		プラスチック製容器包装(白色トレイ)	%	0.14	1. 79	0. 36	0.8
量	一合成倒脂	プラスチック製容器包装(その他)	%	13. 19	15. 14	11. 98	13.4
	・皮革	プラスチック製品	%	2. 86	1. 02	3. 02	2. 3
		紙おむつ	%	7. 44	7. 85	5. 59	7. 0
		その他(ゴム、皮革を含む)	%	0. 29	1. 55	0. 50	0.8
		小計	%	(25. 86)	(29. 74)	(24. 23)	(26.6)
		飲料用びん	%	0. 26	0. 05	0. 17	0. 2
		スチール缶・アルミ缶	%	0.12	0. 13	0. 18	0. 1
	その他	乾燥剤、ペットのフン等	%	3. 10	1. 01	0.80	1.6
	不燃物類	蛍光灯・水銀・乾電池	%	-	0. 02	0. 01	0.0
	7 7/11/2000	小型家電製品	%	-	0. 05	_	0. 1
		金属、ガラス、陶磁器	%	1. 21	1. 37	1. 02	1. 2
		小計	%	(4. 69)	(2. 63)	(2. 18)	(3. 2)
		合計	%	100.00	100.00	100.00	100.0
		資源化可能物	%	16. 58	17. 50	12. 80	15.6

備考)四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。 資源化可能物*は、ごみ組成中(緑色)の合計値です。

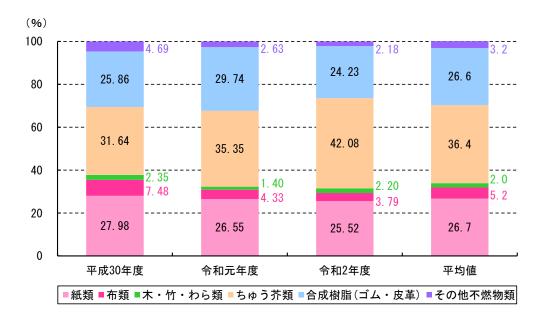


図2-22 組成割合の推移

2) 事業系燃やせるごみ

本市の過去3年間の事業系燃やせるごみの組成分析結果を表 2-20 及び図 2-23 に示します。

令和 2 (2020) 年度における組成割合を見ると、紙類 (31.77%)、合成樹脂・ゴム・皮革 (29.15%)、ちゅう芥類 (26.16%)、の順に高い割合を占めており、燃やせるごみの中には約 16%の資源化可能なものが含まれています。

ちゅう芥類やリサイクル不可能な雑がみ、紙パック、段ボール、紙おむつなど増加 傾向を示すものがある一方、リサイクル可能な雑紙や新聞、折込広告は減少傾向を示 しています。

表2-20 事業系燃やせるごみの組成分析結果

		項目\年度	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均值
		紙パック	%	0.17	0.49	2. 55	1.1
		段ボール	%	1. 29	1. 51	3. 48	2. 1
		新聞、折込広告	%	1.80	5. 99	0. 98	2. 9
	紙類	雑誌、書籍	%	0.17	0. 97	0.00	0.4
		雑がみ(リサイクル可能)	%	8.00	6. 24	3. 76	6.0
		雑がみ(リサイクル不可能)	%	14. 44	13. 61	21.00	16.4
		小計	%	(25. 87)	(28. 81)	(31.77)	(28.8)
		古着、布類	%	1.14	0.00	0. 00	0.4
	布類	汚れた衣類など	%	3. 87	1. 31	5. 36	3. 5
		小計	%	(5.01)	(1.31)	(5. 36)	(3.9)
ご	木・竹・	わら類	%	6. 12	0. 72	5. 85	4. 2
H	ちゅう芥	類	%	20.06	23. 03	26. 16	23. 1
組成		ペットボトル	%	0. 56	1. 61	3. 35	1.8
八		プラスチック製容器包装(レジ袋)	%	0. 46	1. 35	1. 65	1. 2
湿	V == 1+1 UP	プラスチック製容器包装(白色トレイ)	%	0. 02	0.87	0.80	0.6
量	合成樹脂・ゴム	プラスチック製容器包装(その他)	%	11. 47	15. 76	16. 75	14. 7
	・皮革	プラスチック製品	%	0. 96	4. 99	1. 75	2. 6
		紙おむつ	%	25. 13	18. 19	4. 23	15. 9
		その他(ゴム、皮革を含む)	%	3. 72	1. 03	0. 62	1.8
		小計	%	(42. 32)	(43. 80)	(29. 15)	(38. 4)
		飲料用びん	%	0.00	0. 38	0. 42	0.3
		スチール缶・アルミ缶	%	0.16	0. 25	0. 96	0. 5
	その他	乾燥剤、ペットのフン等	%	0. 20	0. 36	0. 26	0. 3
	不燃物類	蛍光灯・水銀・乾電池	%	0.00	0. 00	0. 05	0.0
	1 //// 1/3 /52	小型家電製品	%	0. 27	0.06	0. 05	0. 1
		金属、ガラス、陶磁器	%	0.00	1. 28	0.00	0.4
		小計	%	(0.63)	(2. 33)	(1.74)	(1.6)
		合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0
		資源化可能物	%	13. 3	17. 4	15. 5	15. 4

備考)四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。 資源化可能物*は、ごみ組成中(緑色)の合計値です。

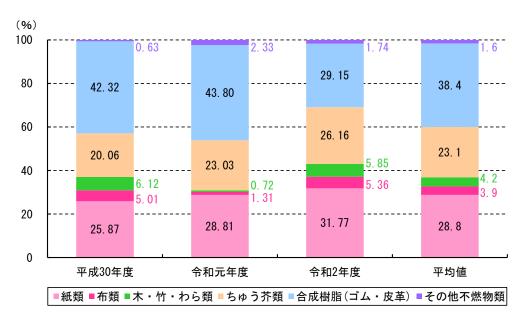


図2-23 組成割合の推移

3-2. 燃やせないごみ

(1) 乾量ベースの性状

本市では燃やせないごみの性状を把握するため、クリーンセンターに搬入された燃やせないごみの組成分析(乾量ベース)を年4回行っており、過去6年間の結果を表2-21に示します。また、組成割合の推移を図2-24に示します。

令和2(2020)年度における組成割合を見ると、金属(25.2%)、その他不燃物(24.3%)セメント・陶磁器くず(18.0%)の順に高い割合を占めています。また、過去6年間の推移は多少の増減があるものの、プラスチック類やガラスくずは減少傾向にあります。

	項	[目\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均值
単位	容利	責重量	kg/m^3	155	157	167	172	193	215	177
	プ	フィルム類	%	1.1	1.9	2. 0	1.1	0. 9	1. 2	1.0
	ラ	ペットボトル	%	0. 2	0.5	0.8	1.2	0. 5	0.6	1.0
	スチ	トレイ類	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 1	0.0	0.0
	ッ	発泡類	%	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
み	ク	その他	%	14. 4	13. 3	17. 0	13.6	14.5	13.0	14.0
組	類	小計	%	16.5	15. 7	19.8	15. 9	16.0	14.8	16.0
成	ガラ	うスくず	%	14. 6	11.7	13.8	14. 3	11.3	9.8	13.0
乾	セメ	ント・陶磁器くず	%	22. 3	11.6	11.1	9. 4	23. 3	18.0	16.0
量	_	アルミニウム	%	1.7	1.6	2. 1	2. 5	1.7	1.3	2. 0
$\overline{}$	金属	その他	%	15. 6	27. 9	21.0	18. 9	14. 9	23. 9	20.0
	冲	小計	%	17. 3	29. 5	23. 1	21.4	16.6	25. 2	22. 0
	その)他不燃物	%	20. 3	21.3	21.7	32. 1	22. 4	24. 3	24. 0
	可燃物		%	9.0	10. 2	10.5	6. 9	10. 4	7. 9	9.0
水分			%	0. 9	0. 7	1.0	1.1	1.1	1.1	1.0

表2-21 燃やせないごみの組成分析結果

備考) 各年度の値は年4回実施する調査の平均値のため、合計が100%にならない場合があります。



図2-24 組成割合の推移

(2) 湿量ベースの性状

前述の(1) 乾量ベースに加えて、本市では家庭系燃やせないごみの性状を把握するため、組成分析(湿量ベース)を行っています。

1) 家庭系燃やせないごみ

本市の過去3年間の家庭系燃やせないごみの組成分析結果を表 2-22 及び図 2-25 に示します。

令和 2 (2020) 年度における組成割合を見ると、その他不燃物類 (61.93%)、合成樹脂 (16.34%)、紙類 (16.34%) の順に高い割合を占めており、燃やせないごみの中には約 5.7%の資源化可能なものが含まれています。

また、紙類、木・竹・わら類は増加傾向を辿っています。

表2-22 家庭系燃やせないごみの組成分析結果

		項目\年度	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均值
		新聞、雑誌、雑がみ、段ボール	%	0. 38	0. 47	0. 84	0.6
	紙類	汚れた紙類(リサイクル不可能)	%	2. 10	0. 63	15. 50	6. 1
		小計	%	(2. 48)	(1. 10)	(16. 34)	(6. 6)
	布類	汚れのない衣類など	%	-	-	-	-
	木・竹・わら類	枝木、竹、わら、草、花、割り箸など	%	2. 56	3.44	5. 41	3.8
	ちゅう芥類	調理くず、食べ残しなど	%	-	0.03	-	0.0
		ペットボトル	%	-	0. 91	-	0.9
	人 + # 	プラスチック製容器包装	%	1. 42	0. 54	0. 17	0.7
	合成樹脂 ・ゴム・皮革	プラスチック製品	%	16. 68	9. 19	16. 17	14.0
		その他 (ゴム、皮革を含む)	%	2. 12	0.37	ı	1. 2
ت		小計	%	(20. 22)	(11.01)	(16. 34)	(15.9)
H		飲料用びん	%	5. 76	13. 40	4. 70	8. 0
組		スチール缶	%	2. 03	1. 68	0. 13	1.3
成		アルミ缶	%	-	0.40	0. 07	0. 2
湿		化粧品びん、薬品びん	%	3. 02	0. 22	0. 97	1.4
量)		ガラス食器	%	-	-	-	-
\cup		電球・豆電球	%	-	-	-	_
		食器、植木鉢など	%	6. 09	25. 14	8. 72	13.3
	その他不燃物類	土砂、乾燥剤など	%	-	-	2. 52	2. 5
	での他れた初類	小型家電製品	%	13. 83	4. 79	0. 07	6. 2
		傘	%	-	-	-	-
		その他金属(鍋、穴あきスプレー缶など)	%	42. 02	35. 34	43. 27	40. 2
		穴なしスプレー缶など	%	0. 20	0.88	0. 20	0.4
		蛍光灯	%	-	0.30	0. 74	0.5
		乾電池	%	1. 13	2. 27	0. 54	1.3
		その他可燃(5mm目ふるい下、分類不能など)	%	0.66	-	-	0.7
		小計	%	(74. 74)	(84. 42)	(61.93)	(73.7)
		合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0
		資源化可能物	%	22. 0	21. 7	5. 7	16.5

備考)四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。 資源化可能物*は、ごみ組成中(緑色)の合計値です。

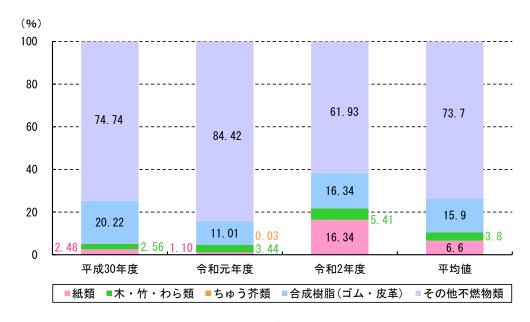


図2-25 組成割合の推移

4 ごみ処理経費の現状

4-1. 収集経費の現状

(1) 収集経費

本市の家庭系ごみ(紙類・布類を除く)の収集にかかる経費の実績を表 2-23 及び図 2-26 に示します。

令和 2 (2020) 年度における収集量は約 60,600t/年であり、収集経費は約 10 億 9,600万円/年でした。また、収集単価は約 18,100円/t でした。

過去6年間の推移を見ると、収集量は横ばい傾向にあり、収集経費は微増傾向、収 集単価については、増減を繰り返しています。

ごみの種類\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集量	t/年	61, 317	60, 275	59, 942	60, 169	60, 453	60, 642
収集経費	千円/年	1, 044, 500	1, 057, 261	1, 058, 380	1, 110, 039	1, 075, 578	1, 095, 747
収集単価	円/ t	17, 034	17, 541	17, 657	18, 449	17, 792	18, 069

表2-23 収集経費の実績

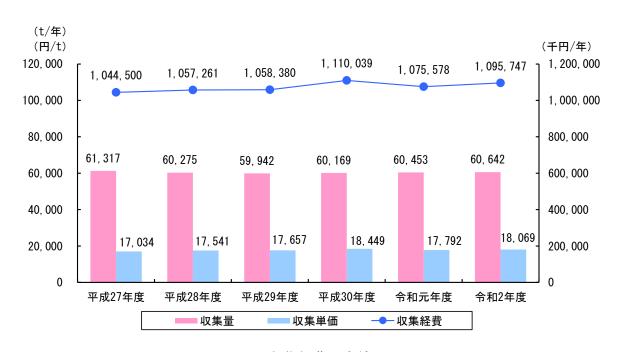


図2-26 収集経費の実績

(2)内訳

本市の家庭系ごみ(紙類・布類を除く)の収集にかかる経費の内訳を表 2-24 及び図 2-27 に示します。収集経費内訳について令和 2 (2020)年度を見ると、委託費 (47.6%)、人件費 (44.4%)、その他 (4.1%)、車両関係費 (3.8%)の順に高い割合を占めています。人件費と委託費で収集経費の 9 割以上を占めています。

表2-24 収集経費の内訳

ĩ	みの種類\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人作	上費	千円/年	563, 911	543, 362	524, 519	511, 588	502, 443	486, 894
車	車両購入費	千円/年	5, 719	12, 731	5, 913	13, 695	12, 804	13, 156
両	燃料費	千円/年	10, 117	8, 418	8, 394	9, 331	9, 310	7, 782
関	車検・修理代	千円/年	18, 000	18, 162	21, 819	17, 043	12, 040	18, 063
係	保険・重量税	千円/年	3, 356	3, 418	3, 067	3, 073	3, 035	2, 894
費	合計	千円/年	37, 192	42, 729	39, 193	43, 142	37, 189	41, 895
委託	E費	千円/年	402, 659	432, 419	459, 820	478, 142	494, 683	521, 514
その他		千円/年	40, 738	38, 751	34, 848	77, 167	41, 263	45, 444
	合計	千円/年	1, 044, 500	1, 057, 261	1, 058, 380	1, 110, 039	1, 075, 578	1, 095, 747

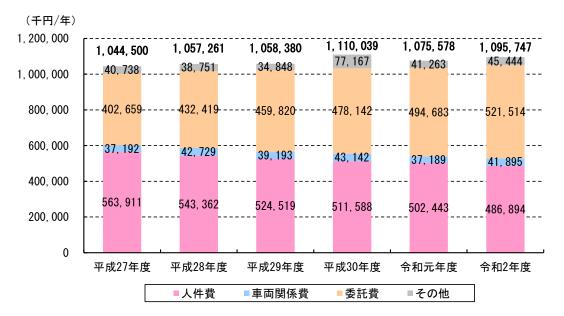


図2-27 収集経費の内訳

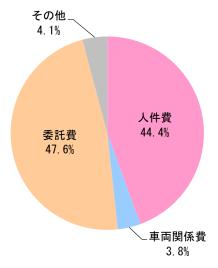


図2-28 収集経費の内訳 (令和 2 (2020)年度)

4-2. ごみ処分経費の現状

(1) ごみ処分経費

本市の焼却処理、破砕選別処理及び最終処分にかかる経費の実績を表 2-25 及び図 2-29 に示します。

令和 2 (2020)年度における処理・処分量は約 92,900t/年であり、処理・処分経費は約 21 億 5,700 万円/年でした。また、処理・処分単価は約 23,200 円/t でした。過去6年間の推移を見ると処理・処分量は減少傾向にありますが、処理・処分経費及び処理・処分単価は平成 30 (2018)年度まで増加し、令和元 (2019)年度に減少した後、令和 2 (2020)年度に再び増加に転じています。

ごみの種類\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処理・処分量	t/年	97, 025	96, 161	96, 053	96, 565	96, 395	92, 917
処理・処分経費	千円/年	1, 882, 039	2, 052, 441	2, 146, 568	2, 236, 847	2, 020, 117	2, 156, 725
処理・処分単価	円/ t	19, 397	21, 344	22, 348	23, 164	20, 957	23, 211

表2-25 処理・処分経費の実績

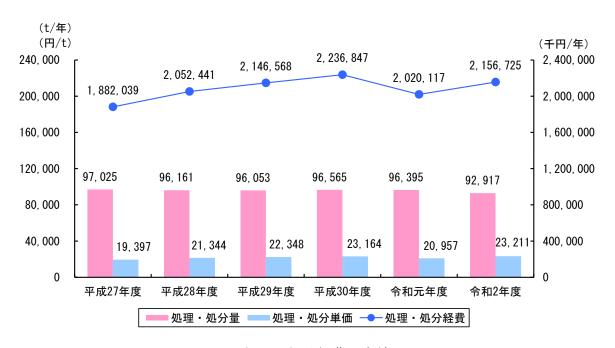


図2-29 処理・処分経費の実績

(2)内訳

本市の焼却処理、破砕選別処理及び最終処分にかかる経費の内訳を表 2-26 及び図 2-30 に示します。処理・処分経費内訳について令和 2 (2020)年度を見ると、委託料 (51.9%)、工事費 (40.2%)、人件費 (6.2%)、その他 (0.9%) の順に高い割合を占めています。

表2-26 処理・処分経費の内訳

ごみの種	類\年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費		千円/年	132, 069	134, 236	138, 117	130, 381	119, 698	134, 528
消耗品等	修繕料	千円/年	11, 803	10, 996	11, 819	10, 613	11, 542	12, 426
光熱水費	電気	千円/年	2, 012	1, 885	2, 518	1, 647	1, 440	1, 512
及び燃料	その他	千円/年	849	840	1,056	1, 127	2, 048	1, 777
委託費		千円/年	1, 143, 487	1, 134, 594	1, 127, 763	1, 139, 405	1, 112, 752	1, 119, 616
工事費		千円/年	548, 730	720, 543	821, 832	908, 171	736, 783	866, 628
その他		千円/年	43, 089	49, 347	43, 463	45, 503	35, 854	20, 238
合	計	千円/年	1, 882, 039	2, 052, 441	2, 146, 568	2, 236, 847	2, 020, 117	2, 156, 725

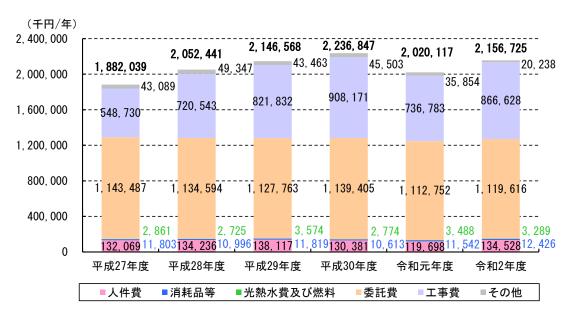


図2-30 処理・処分経費の内訳

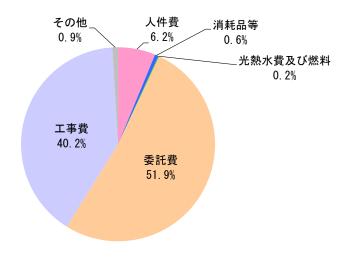


図2-31 処理・処分経費の内訳 (令和 2 (2020)年度)

III 現況評価と課題の整理

1 現況評価

1-1. 前計画の評価

(1)目標値の達成状況

本市では、平成28(2016)年5月に策定した前計画において、ごみの減量や資源化等に関する目標値を掲げ、目標達成のための各種施策に取り組んできました。

前計画においては、目標年度である令和7(2025)年度に加え、中間年度となる令和2(2020)年度)についても進捗状況を把握するための推計値を設定し、計画の進捗管理を図っています。

それぞれの年度の設定値と中間年度である令和 2 (2020) 年度の達成状況は表 3-1 のとおりです。

目標値を設定している、市ごみ処理量、家庭系燃やせるごみ1人1日あたり排出量、 事業系市ごみ処理量、最終処分量及びリサイクル率について、事業系市ごみ処理量を 除き未達成となっています。

また、家庭系燃やせるごみ中に資源物だけでなく、調理くずや食べ残しなどのちゅう芥類が約4割含まれており、要因としては、食品ロス削減の取り組みや分別排出の徹底が十分に浸透していないことや、新型コロナウイルス感染症による一部のごみの増加、指定袋制の導入が実現できていないことも一因と考えられます。

なお、事業系市ごみ処理量の減少についても、新型コロナウイルス感染症による事業活動の縮小、景気の停滞が影響しているものと考えられます。

		実績		目標	\+ _b		
項目	単位	平成 26 年度 (基準年度)	令和2年度	令和2年度 令和7年度 (中間年度) (目標年度)		達成 状況	
市ごみ処理量	t/年	97, 025	91, 799	82, 924	80, 000	未達成	
家庭系燃やせるご み1人1日あたり 排出量	g/人·日	510. 2	481. 5	437. 5	425. 0	未達成	
事業系 市ごみ処理量	t/年	35, 041	29, 853	30, 239	30, 000	達成	
最終処分量	t/年	16, 392	14, 254	11, 562	10, 000	未達成	
リサイクル率	%	12. 6	9. 9	17. 7	19. 2	未達成	

表3-1 目標値等の達成状況

備考)「市ごみ処理量」及び「事業系市ごみ処理量」は、産業廃棄物を除いた値です。 「家庭系燃やせるごみ1人1日あたり排出量」の計算には、住民基本台帳人口を使用しています。

(2) 施策の達成状況

本市では、前計画の3つの基本方針に基づき、ごみ減量や資源化等に向けて35の施策を掲げ、施策を実施していますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、見合わせた施策もあります。計画より遅れている施策及び未実施の施策を表3-2に、各施策の進捗状況を表3-3~表3-7に示します。

2施策が計画より遅れ、4施策が実施できていない状況にあります。

表3-2 計画より遅れている施策及び未実施の施策一覧

計画より遅れて いる施策	8. ごみ減量マニュアルの改訂、33. 広域的連携の強化
未実施の施策	1. 家庭系指定袋制の導入、5. 家庭系ごみ有料化導入の検討、 6. 事業系指定袋制導入の検討、14. 資源ごみの名称変更

表3-3 施策の点検評価 (その1)

基本 施策		推進項目	取り組み名	実施報告	点検 評価						
(1) 家	庭	いら出るごみを減り	らす								
	1	家庭系指定袋制 の導入	家庭系指定袋制 の導入	<u>2020</u> <u>2019</u> ・家庭系指定袋制の導入に向けた協議 <u>2018</u>	С						
	2R型(リデュー	環境に配慮した 行動の推進	2020 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) 2019 ・ごみ減量推進協力員研修会 10回 再生資源集団回収団体研修会 1回 2018 ・ごみ減量推進協力員研修会 6回 再生資源集団回収団体研修会 1回	A							
	2	ス・リユース) のライフスタイ ル・ビジネススタ イルへの転換	のライフスタイ	のライフスタイ	のライフスタイ	のライフスタイ	のライフスタイ	2 のライフスタイル・ビジネススタ	レジ袋削減協定 の推進	2020 ・レジ袋削減率 94.7% 2019 ・レジ袋削減率 93.1% 2018 ・レジ袋削減率 88.3%	A
			グリーンコン シューマーの推 進	2020 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) 2019 ・ごみ減量推進協力員研修会 10回 : 再生資源集団回収団体研修会 1回 2018 ・ごみ減量推進協力員研修会 6回 : 再生資源集団回収団体研修会 1回	A						
	3	食品ロス削減の 促進	食品ロスの普及啓発	2020 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) 2019 ・ごみ減量推進協力員研修会 10回 ・再生資源集団回収団体研修会 1回 2018 ・ごみ減量推進協力員研修会 6回 ・再生資源集団回収団体研修会 1回	A						
			エコクッキング の推進の普及啓 発	2020 2019 ・明石市すこやか食育推進会議 各年1回 2018	A						

備考) S:達成率 110%以上(計画を上回る成果)

A:達成率 80%以上 110%未満(良好)

B:達成率 60%以上 80%未満 (可)

C: 達成率 60%未満

-: 実施できていないことに理由があるもの(評価対象外)

表3-4 施策の点検評価 (その2)

基本 施策		推進項目	取り組み名	実施報告	点検 評価
(1) 家	で庭れ だんしょうしん	いら出るごみを減り	らす		
				■啓発(紙媒体) ・ごみゼロの日記事(神戸新聞) 2020 ■研修会及び環境講座 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため)	
	4	生ごみ減量化へ の取り組みの推 進	生ごみ減量化の推進	■ 啓発(紙媒体) ・ごみゼロの日記事(神戸新聞) ■ 研修会(勉強会) 2019 ・ごみ減量推進協力員研修会 10回 ・再生資源集団回収団体研修会 1回 ■環境講座 ・ごみ減量講座 5回	A
				■啓発(紙媒体) - ごみゼロの日記事(神戸新聞) ■研修会 2018 - ごみ減量推進協力員研修会 6回 - 再生資源集団回収団体研修会 1回 ■環境講座 - ごみ減量講座 6回	
	5	1	家庭系ごみ有料 化導入の検討	2020 2019 2018	ı
(2) 事	業別	听などから出るごa	みを減らす		
		分別の徹底に向 けた事業系指定 袋制の導入	事業系指定袋制 の導入	2020	_
			大規模事業所への 減量及び適正処理 に関する事務事業	2020 - 廃棄物処理実績資源化率 56.09%	A
	8	ごみ減量マニュ アルの改訂	ごみ減量マニュ アルの推進	<u>2020</u> <u>2019</u> - 改訂に向けた取り組みを実施 <u>2018</u>	В
	9	事業系ごみ処理 手数料の適正化	事業系ごみ処理 手数料の改正	2020 ・近隣市及び本市の処理原価や料金の算定根拠を 調査し、 手数料見直しを検討	A
(3)	ごみ	の再使用・再生利	用への誘導		
	10	不用品の再使用 (リユース)の 推進	リユースの推進	- リサイクル家具提供数 91点 2020 ・リサイクル図書の提供中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) - リサイクル家具提供数 91点 2019 ・リサイクル図書の提供中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) 2018 ・リサイクル家具 105点 - リサイクル図書 2,145冊	A
	11	小型家電や廃食 用油等の不用品 再生利用(リサ イクル)の推進	小型電子機器及 び廃食用油等の 資源化	2020 - 廃食用油回収量 45.2t - 小型家電回収量 48t - 外型家電回収量 47.3t - 小型家電回収量 40t - 廃食用油回収量 48t - 小型家電回収量 34t - 小型家電回収量 - 小型家電回収	A
	12	集団回収活動の 拡充と活動団体 の育成	集団回収活動の 推進	- 活動団体数 403団体 2020 - 再生資源集団回収団体研修会中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) 2019 - 活動団体数 412団体 - 再生資源集団回収団体研修会 1回 2018 - 活動団体数 412団体 - 再生資源集団回収団体研修会 1回	A

表3-5 施策の点検評価 (その3)

基本 施策		推進項目	取り組み名	実施報告	点検 評価
(3)	ごみ	の再使用・再生利	用への誘導		
	13	紙類(資源化可能)の資源化の 推進	ごみ減量化の推 進	2020 - 紙類・布類収集量 1924 t - 集団回収量 4.464t 2019 - 紙類・布類収集量 1,806 t - 集団回収量 5.315t 2018 - 紙類・布類収集量 1,849t - 集団回収量 5.688t	A
	14	資源ごみの名称 変更	ごみ減量化の推進	2020 2019 2018	-
	15	公共施設での取 り組み	ごみ減量化の推 進	2020 - 庁内古紙回収量 134t	A
	16	資源ごみ等の持 ち去りへの対策 の検討	再生資源化の促 進	2020 ・市内パトロールの実施 69回 2019 ・市内パトロールの実施 69回 2018 ・市内パトロールの実施 70回 70回	A
(4)	情報	の共有化			
	17		循環型社会の意 識啓発	■情報の公理集績領理書書 (日本	A
	18	(循環型社会の意 識啓発	2020 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため)	A
	19	(循環型社会の意 識啓発	2020 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) 2019 ・ごみ減量推進協力員研修会 10回 ・再生資源集団回収団体研修会 1回 2018 ・ごみ減量推進協力員研修会 6回 ・再生資源集団回収団体研修会 1回	A

表3-6 施策の点検評価 (その4)

基本 施策		推進項目	取り組み名	実施報告	点検 評価
(5) {	参画	と協働のネットワ	ークづくり		
	20	ごみ減量推進員 等の活動支援	ごみ減量推進 員・協力員制度 事務	2020 ・研修会等中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) 2019 ・ごみ減量推進員会議 1回 ・ごみ減量推進協力員研修会 10回 2018 ・ごみ減量推進員会議 4回 ・ごみ減量推進協力員研修会 6回	A
	21	環境学習の推進	環境学習の推進	2020 ・施設見学中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため) 2019 ・明石クリーンセンター施設見学 3,032人 2018 ・明石クリーンセンター施設見学 2,976人	A
		一般廃棄物収集 運搬許可業者と の連携	許可業者との連 携強化	2020 許可業者を通じて分別排出の徹底を図るととも 2019 に、情報共有を行い連携の強化に努めた。 2018	A
	23	レジ袋削減の協 定締結事業者等 との連携	レジ袋削減の協 定締結事業者と の連携体制の維 持	2020 プラスチック製買物袋有料化をきっかけとした周知・普及啓発を実施 レジ袋無料配布中止の取り組みを支援し、市民にマイバッグ等の持参を呼びかけた レジ袋無料配布中止の取り組みを支援し、市民にマイバッグ等の持参を呼びかけた	A
(6) I	環境	負荷を低減した適	正処理の推進		
	24	分別排出の徹底 と啓発の強化	分別排出の徹底 と啓発の強化	2020 に	A
	25	不法投棄対策の 強化	不法投棄対策の 強化	2020 不法投棄については、地元自治会や明石警察署と 2019 も連携しつつ、不法投棄を許さない、という毅然 2018 とした姿勢で取り組んだ。	A
		ごみ収集運搬車 両の低公害車の 導入	計画的な車両の 更新	2020 財務部門とも調整しながら計画的に、燃費効率の 2019 低い旧式車両について新規車両への更新を実施し 2018 た。	A

表3-7 施策の点検評価 (その5)

基本施策		推進項目	取り組み名	実施報告	点検 評価
(6) 段	環境	負荷を低減した適	正処理の推進		
	27	焼却灰の資源化 の推進	焼却灰の資源化	2020 焼却灰の資源化 376t 2019 焼却灰の資源化 376t 2018 焼却灰の資源化 370t	A
		蛍光管等の有害 物質を含むごみ の回収	水銀使用廃製品 の回収	2020	A
	/ Y	搬入物検査や指 導	搬入物の検査及 び監督指導の徹 底	2020 搬入物展開検査 683回 2019 搬入物展開検査 531回 2018 搬入物展開検査 563回	A
		災害廃棄物処理 対策	災害廃棄物の適 正処理に関する 検討	環境室の災害廃棄物検討部会を開催し、災害廃棄物処理計画に基づく防災行動マニュアル見直し作業を実施するとともに、平時の取組の進捗状況の確認を行った。 環境室の災害廃棄物検討部会において、災害廃棄 物処理計画に基づく防災行動マニュアル見直し作業を実施 2018 災害廃棄物処理計画を策定	. А
(7)糸	圣営	感覚にもとづく施	策の推進		
	31	ごみ処理経費の 抑制	収集業務の民間 委託	2020 直営職員の減員に対応し、ごみ収集業務について 2019 一部を民間に委託した。	A
	32	ごみ処理事業に おける行政サー ビスの向上	ふれあい収集の 実施	2020 ごみ収集について戸別に配慮する必要がある要援 2019 護者について、ふれあい収集を実施した。	A
_	33		広域的連携に関 する会議出席	2020 全国都市清掃会議、兵庫県都市清掃会議 2019 全国都市清掃会議、兵庫県都市清掃会議 広域的連携に関する会議の出席 ・全国都市清掃会議 ・兵庫県都市清掃会議 ・東播磨地域循環型社会づくり推進会議	A
(8) 4	今あ	る施設を最大限活	·用		
		ごみ処理施設の	ごみ処理施設の 適正な管理	2020 2019 包括管理業務に係る協議 各年12回(月1回開催) 2018	A
		適正な管理と施 設整備(計画の 具体化)	次期ごみ処理施 設建設の検討	新型コロナウイルスの影響により、庁内検討会、 2020 技術支援会議の開催ができていないものの、策定 に向けた調査研究を実施 2019 処理施設整備基本計画等の策定 2018 生活環境影響調査実施	A
	35	最終処分場の安 定的利用と延命 化	最終処分場の延 命化	2020 最終処分量 10,154t/年 2019 最終処分量 11,562t/年 2018 最終処分量 13,486t/年	A

1-2. 一般廃棄物処理システム評価

本市において『市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 令和元年度実績版 (環境省)(以下、「一般廃棄物処理システム評価」といいます。)』を用いて評価を行った結果を表 3-10 及び図 3-1 に示します。また、評価するにあたっての条件等を表 3-8 及び表 3-9 に示します。

本市の「1人あたり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は非常に良い と評価できます。

一方、「1人1日あたりごみ総排出量」は平均よりやや良く、「廃棄物からの資源回収率」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は悪い(低い)と評価できます。

Manage of the state of the stat							
項目	明石市	類似都市					
人口	303, 660 人						
都市形態	中核市	中核市					
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率:98.9%Ⅲ次人口比率 :71.9%	_					

表3-8 類似(比較対象)都市の条件

+ ^ ^	NOT IN	/II + + + 1 / - - \	400 44	/F0 +\
表3-9	類似	(比較対象)	都市	(58 市)

都市	人口(人)	都市	人口(人)	都市	人口(人)
北海道函館市	256, 178	富山県富山市	416, 175	奈良県奈良市	356, 079
北海道旭川市	334, 696	石川県金沢市	452, 289	和歌山県和歌山市	367, 234
青森県青森市	281, 667	福井県福井市	263, 311	鳥取県鳥取市	187, 140
青森県八戸市	228, 240	山梨県甲府市	187, 913	島根県松江市	202, 159
岩手県盛岡市	288, 618	長野県長野市	376, 104	岡山県倉敷市	482, 308
秋田県秋田市	307, 919	岐阜県岐阜市	401, 342	広島県呉市	222, 366
山形県山形市	243, 864	愛知県豊橋市	377, 274	広島県福山市	468, 812
福島県福島市	277, 516	愛知県岡崎市	387, 879	山口県下関市	261, 403
福島県郡山市	323, 204	愛知県豊田市	426, 142	香川県高松市	427, 301
福島県いわき市	340, 205	滋賀県大津市	343, 563	愛媛県松山市	511, 537
栃木県宇都宮市	521, 905	大阪府豊中市	408, 110	高知県高知市	328, 040
群馬県前橋市	336, 284	大阪府高槻市	351, 642	福岡県久留米市	305, 070
群馬県高崎市	373, 185	大阪府枚方市	401, 559	長崎県長崎市	417, 381
埼玉県川越市	353, 371	大阪府八尾市	266, 569	長崎県佐世保市	249, 996
埼玉県川口市	606, 340	大阪府寝屋川市	232, 050	大分県大分市	478, 559
埼玉県越谷市	344, 088	大阪府東大阪市	487, 772	宮崎県宮崎市	401, 968
千葉県船橋市	642, 383	兵庫県姫路市	530, 363	鹿児島県鹿児島市	602, 735
千葉県柏市	423, 903	兵庫県尼崎市	463, 230	沖縄県那覇市	321, 729
東京都八王子市	562, 828	兵庫県明石市	303, 660		
神奈川県横須賀市	393, 894	兵庫県西宮市	486, 799		

[※]人口は、住民基本台帳に基づく数値。

表3-10 評価指標と比較

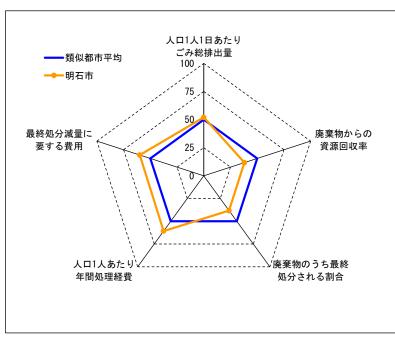
指標	人口1人1日 あたりごみ 総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される 割合	人口1人あたり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(g/人·日)	(%)	(%)	(円/人·年)	(円/t)
平均	952	17. 3	8.9	10, 895	32, 444
最大	1, 197	46.0	21.4	27, 875	69, 386
最小	772	6.8	0.0	6, 456	17, 676
標準偏差	0.088	0.065	0.048	3, 038	8, 287
明石市実績	934	9. 5	14.5	7, 625	24, 202
偏差値	52.0	38.0	38.3	60.8	59.9

備考) 実績の見方【低い方が良い項目】: 1人1日あたりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、 1人あたり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用

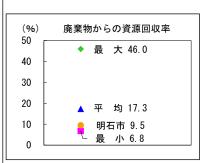
【高い方が良い項目】: 廃棄物からの資源回収率

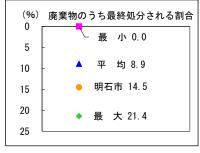
偏差値:平均を 50 とした場合の比率で示しており、結果がよいほど偏差値が大きくなります。

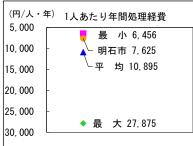
実績値の結果が平均より良い場合は、50より大きい値となります。











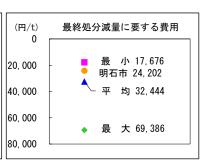


図3-1 一般廃棄物処理システム評価 (令和元年度実績)

1-3. 近隣市との比較

(1) 近隣市

本市と近隣市のごみの排出量やリサイクル率等について比較を実施しました。

なお、比較に際して、近隣市の値は環境省実態調査(令和元(2019)年度実績)、本市の値は本市が把握する実績値に基づき実施しました。

比較対象とする近隣市は表 3-11 の 21 市とします。本市の人口規模は、22 市中 16 番目となります。

表3-11 近隣市(比較対象)

政令指定都市	神戸市、京都市、大阪市、堺市
中核市	姫路市、西宮市、尼崎市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、
	八尾市、寝屋川市、東大阪市、奈良市、和歌山市
施行時特例市*	加古川市、宝塚市、茨木市、岸和田市

[※]施行時特例市とは、中核市制度と特例市制度の統合による特例市制度廃止後、中核市に移行せず、特例 市としての事務を引き続き行っている自治体。

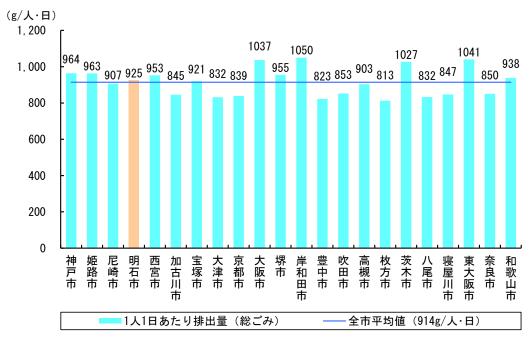
(2) 総ごみの1人1日あたり排出量(家庭系及び事業系)

令和元(2019)年度における総ごみの1人1日あたり排出量を図3-2に、総ごみの1人1日あたり排出量における優良市との比較を表3-12に、本市における総ごみの1人1日あたり排出量の推移を図3-3にそれぞれ示します。

本市の1人1日あたり排出量は 925g/人・日であり、近隣全市の平均値 914g/人・日と比べると多い状況にあります。

また、1人1日あたり排出量が比較的少ない8自治体はいずれも850g/人・日以下、最も少ない枚方市は813g/人・日と、本市と比べ約110g/人・日少ない状況にあります。

なお、本市における1人1日あたり排出量について過去6年間の推移を見ると減少 傾向となっています。



※他市との比較のため、店頭回収量を除いています。

図3-2 総ごみの1人1日あたり排出量

順位 近隣市 1人1日あたり排出量(g/人·日) 1 枚方市 813 2 豊中市 823 3 832 大津市 4 832 八尾市 5 839 京都市 13 925 明石市

表3-12 総ごみの1人1日あたり排出量における優良市

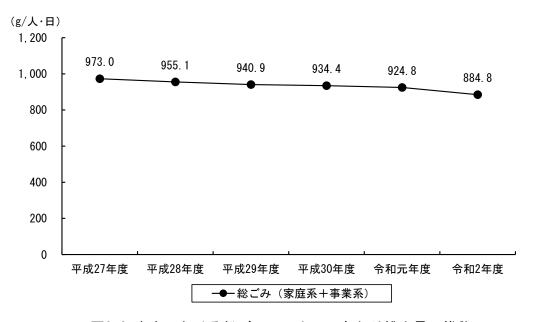


図3-3 本市における総ごみの1人1日あたり排出量の推移

(3) 家庭系・事業系ごみの1人1日あたり排出量

令和元(2019)年度における家庭系・事業系ごみの1人1日あたり排出量を図3-4に、家庭系・事業系ごみの1人1日あたり排出量における優良市との比較を表3-13に、本市における家庭系・事業系ごみの1人1日あたり排出量の推移を図3-5にそれぞれ示します。

本市の家庭系・事業系ごみの1人1日あたり排出量は、それぞれ622g/人・日、303g/人・日であり、近隣全市の平均値594g/人・日、320g/人・日と比べると、家庭系ごみは多く、事業系ごみは少ない状況にあります。

また、家庭系ごみの 1 人 1 日あたり排出量が少ない上位 2 市は 500g/人・日を下回っているほか、約半数の 10 市が 600g/人・日以下であり、10 市の平均(553g/人・日)と本市を比べると約 80g/人・日の差があります。

事業系ごみの1人1日あたり排出量が少ない上位4市は250g/人・日を下回っており、300g/人・日以下の市は半数の11市です。11市の平均(250g/人・日)と本市を比べると約55g/人・日の差があります。

一方、本市における1人1日あたり排出量等について過去6年間の推移を見ると、 家庭系ごみ、事業系ごみはともに減少傾向を示しています。一方、産業廃棄物(1日 あたり)は増加傾向を示しています。

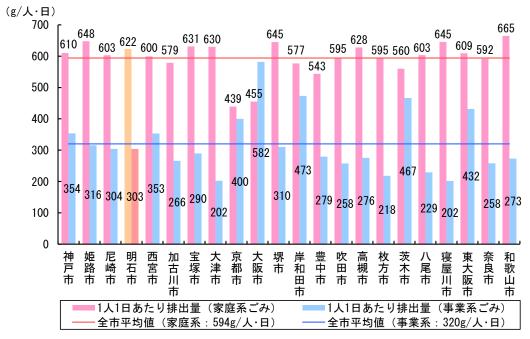


図3-4 家庭系・事業系ごみの1人1日あたり排出量

表3-13 家庭系・事業系ごみの1人1日あたり排出量における優良市

	家庭	系	事業系			
順位	近隣市 1人1日あたり排出量 (g/人·日)		順位	近隣市	1 人 1 日あたり排出量 (g/人·日)	
1	京都市	439. 3	1	寝屋川市	202. 0	
2	大阪市	455. 0	2	大津市	202. 4	
3	豊中市	543. 4	3	枚方市	218. 3	
4	茨木市	560. 1	4	八尾市	229. 3	
5	岸和田市	576. 7	5	吹田市	257. 6	
15	明石市	622. 0	12	明石市	302. 8	

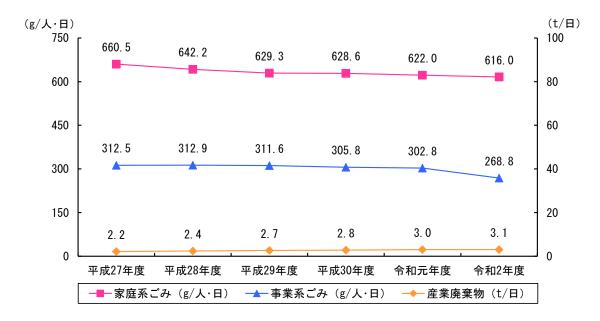


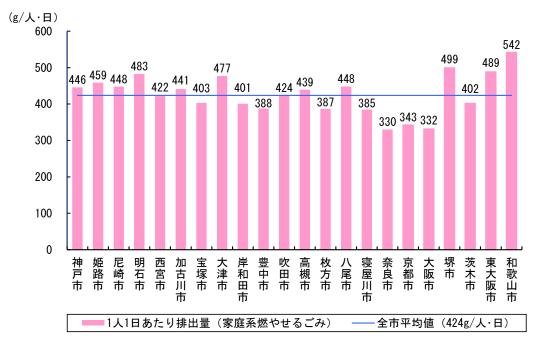
図3-5 本市における家庭系・事業系ごみの1人1日あたり排出量等の推移

(4) 家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量(収集ごみ)

令和元(2019)年度における家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量を図3-6に、家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量における優良市との比較を表3-14に、本市における家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量等の推移を図3-7にそれぞれ示します。

本市の家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量は、483g/人・日であり、近隣全市の平均値424g/人・日と比べると多い状況にあります。

また、400g/人・日を下回っている市は6市あり、上位3市については350g/人・日以下と、本市の1人1日あたり排出量と比べると130g/人・日以上少ない状況にあります。 一方、本市における1人1日あたり排出量等について過去6年間の推移を見ると、 令和元年度に微増しましたが、全体としては減少しています。



備考) 京都市、大阪市、堺市、茨木市、東大阪市及び和歌山市は混合ごみとして収集しているため、 参考値とします。

全市平均値には、混合ごみとして収集している近隣市の値を含みません。

図3-6 家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量

順位	近隣市	1人1日あたり排出量(g/人·日)
1	奈良市	330
2	寝屋川市	385
3	枚方市	387
4	豊中市	388
5	岸和田市	401
16	明石市	483

表3-14 家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量における優良市

備考)混合ごみとして収集している6市を除いた16市で比較を行いました。

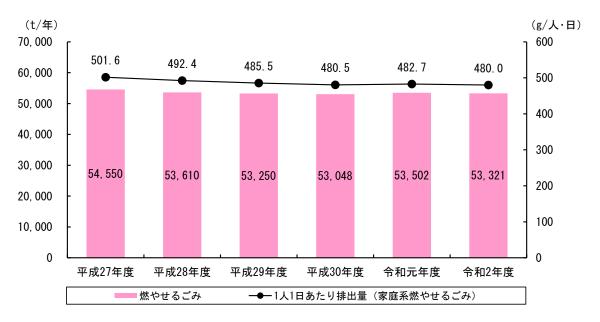


図3-7 本市における家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量等の推移

(5) リサイクル率及び最終処分率

令和元(2019)年度におけるリサイクル率及び最終処分率を図 3-8 に、リサイクル率における優良市との比較を表 3-15 に、最終処分率における優良市との比較を表 3-16 に、本市におけるリサイクル率及び最終処分率の推移を図 3-9 にそれぞれ示します。

令和元(2019)年度における本市のリサイクル率及び最終処分率は、それぞれ 10.8%、14.9%であり、近隣全市の平均値 15.6%、11.0%と比べると、リサイクル率は低く、最終処分率は高い状況にあります。

また、リサイクル率の高い上位5市は20%を上回っており、本市のリサイクル率と 比べると9ポイント以上高い状況にあります。

最終処分率が少ない上位 6 市は 10%を下回っており、本市の最終処分率と比べると約 5 ポイント高い状況にあります。

一方、本市におけるリサイクル率及び最終処分率について過去6年間の推移を見る と、リサイクル率は減少傾向を、最終処分率は増減を繰り返しながら減少傾向をそれ ぞれ辿っています。

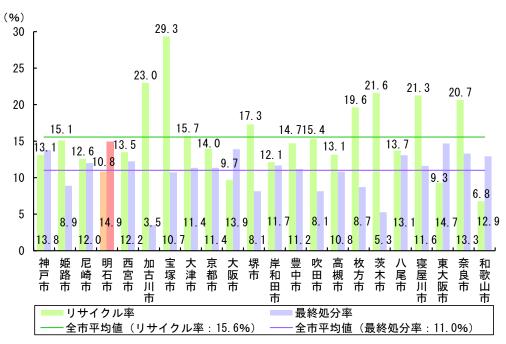


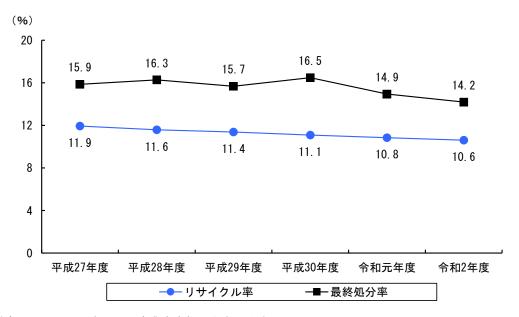
図3-8 リサイクル率及び最終処分率

表3-15 リサイクル率における優良市との比較

順位	近隣市	リサイクル率(%)	備考
1	宝塚市	29. 3	植木ごみのチップ化、プラ製容器包装の 資源化
2	加古川市	23. 0	事業所等の機密書類を無料処理、焼却飛 灰のセメント原料化、剪定枝の資源化、資源(紙類)回収ボックス設置
3	茨木市	21. 6	溶融スラグの資源化(溶融処理)、古紙・ 小型家電等の回収箱設置
4	寝屋川市	21. 3	プラ製容器包装の資源化
5	奈良市	20. 7	プラ製容器包装の資源化、し尿・浄化槽汚 泥の堆肥化(メタン発酵)
19	明石市	10. 8	小型家電・廃食用油のリサイクル リサイクル家具

表3-16 最終処分率における優良市との比較

順位	近隣市	最終処分率(%)	備考
1	加古川市	3. 5	焼却飛灰のセメント原料化
2	茨木市	5. 3	溶融スラグの資源化(溶融処理)
3	吹田市	8. 1	溶融スラグの資源化(灰溶融)
4	堺市	8. 1	溶融スラグの資源化(溶融処理)
5	枚方市	8. 7	溶融スラグの資源化(灰溶融)
22	明石市	14. 9	焼却灰のセメント原料化



備考) リサイクル率には、産業廃棄物分を含みます。 最終処分率には、産業廃棄物及び下水汚泥由来燃料等を含みます。

図3-9 本市におけるリサイクル率及び最終処分率の推移

(6) ごみ処理経費

令和元(2019)年度におけるごみ処理経費を図 3-10 に、ごみ量あたりの処理経費における優良市との比較を表 3-17 に、1人あたりの処理経費における優良市との比較を表 3-18 に、本市におけるごみ処理経費の推移を図 3-11 にそれぞれ示します。

本市のごみ量あたりの処理経費及び1人あたりの処理経費は、それぞれ22,961円/t、7,750円/人であり、近隣全市の平均値29,791円/t、9,872円/人と比べると、低い状況にあります。(ごみ処理経費については、ごみ処理施設の建設・改良費を除きます。)

また、本市のごみ量あたりの処理経費及び1人あたりの処理経費は、それぞれ近隣市中5位と6位であり、近隣市と比べて低い状況にあります。

一方、本市におけるごみ量あたりの処理経費及び1人あたりの処理経費について過去6年間の推移を見ると、ごみ量あたりの処理経費は緩やかな増加傾向でしたが、令和元年度に減少しており、1人あたりの処理経費は減少傾向を示しています。

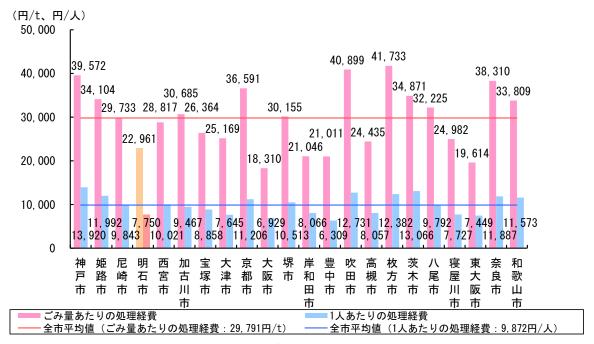


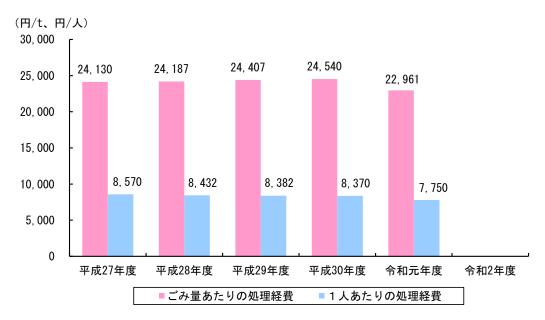
図3-10 ごみ処理経費

表3-17 ごみ量あたりの処理経費における優良市

順位	近隣市	ごみ量あたりの処理経費(円/t)
1	大阪市	18, 310
2	東大阪市	19, 614
3	豊中市	21, 011
4	岸和田市	21, 046
5	明石市	22, 961

表3-18 1人あたりの処理経費における優良市

順位	近隣市	1人あたりの処理経費(円/人)
1	豊中市	6, 309
2	大阪市	6, 929
3	東大阪市	7, 449
4	大津市	7, 645
5	寝屋川市	7, 727
6	明石市	7, 750



備考) ごみ処理経費には、産業廃棄物分を含み、ごみ処理施設の建設・改良費を除きます。 図3-11 本市におけるごみ処理経費の推移

1-4. 上位計画との比較

国においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「廃棄物の減量その 他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」 の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定・見直しされた「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成25(2013)年5月閣議決定)では、取組指標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定しています。

一方、兵庫県においては、「ひょうご循環社会ビジョン」の実施計画となる「兵庫県廃棄物処理計画(改定版)」の改定により、「兵庫県廃棄物処理計画~循環型社会を目指して~」を平成25(2013)年3月に策定し、一般廃棄物の減量化の目標等を定めています。

国等の目標値を表 3-19 に示します。

表3-19 国等の目標

		_	• - •	— 177			
		明石市 実績値	国の目標 (循環)* ¹	国の目標 (方針)* ²	兵庫県の目標*3		
		令和2年度	令和7年度	令和2年度	令和2年度	令和7年度	
		(2020)	(2025)	(2020) ~	(2020)	(2025)	
	ごみ総排出量 (g/人·日)	894. 2*4	約 850*5	_		_	
原単	家庭系ごみ排出量 (g/人·日)	519. 0* ⁶	約 440* ⁷	500	483* ⁹	463* ⁹	
位	事業系ごみ排出量 (g/人・日)	268. 8	_	_	266* ⁹ (平成 24 年度比 13%減)	241* ⁹ (平成 24 年度比 21%減)	
	・ 業系ごみ排出量 :/年)	29, 853	_	_	_	_	
ごみ総排出量 (t/年)		99, 329*4	3, 800 万	約 12%削減 (平成 24 年度比)	1, 789 千 (平成 24 年度比 12%削減)	1,706 千 (平成 24 年度比 16%削減)	
リサイクル率 (%)		10. 6	約 28* ¹⁰	約 27	20. 0	22. 0	
最終処分量 (t/年)		14, 254* ⁸	約 320 万	約 14%削減 (平成 24 年度比)	198 千 (平成 24 年度比 28%削減)	185 千 (平成 24 年度比 32%削減)	
ごみ発電能力 (kW)		_	_	_	113, 074 (平成 24 年度比 10%増加)	118, 124 (平成 24 年度比 15%増加)	

- *1 国の目標(循環)は、第四次循環型社会形成推進基本計画の目標を示します。
- *2 国の目標(方針)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の目標値を示します。
- *3 兵庫県の目標は、兵庫県廃棄物処理計画(平成30年8月)の目標を示します。
- *4 本市実績値のごみ総排出量は、産業廃棄物を除きます。
- *5 国の目標(循環)のごみ総排出量は、計画収集量、直接搬入量、集団回収量、事業系ごみを含む一般廃棄物の排出量を示します。
- *6 本市実績値の家庭系ごみ排出量は、資源ごみ、紙類・布類、集団回収、店頭回収、小型家電及び廃食用油を除きます。
- *7 国の目標(循環)の家庭系ごみ排出量は、集団回収量、資源ごみ等を除きます。
- *8 本市実績値の最終処分量は、フェニックス搬送量を含みます。
- *9 兵庫県の原単位目標(家庭系、事業系ごみ排出量)は、資源ごみを除きます。
- *10 一般廃棄物の出口側の循環利用率

2 課題の整理

2-1. 排出抑制

前計画における市ごみ処理量及び家庭系燃やせるごみ1人1日あたり排出量等の削減目標に関する進捗状況については、令和2(2020)年度時点において事業系市ごみ処理量を除いて未達成であり、過去6年間の推移や近年の社会状況を考慮すると令和7(2025)年度の目標達成に向けてはさらなる取り組みが必要です。

目標達成が厳しくなっている要因としては、指定袋制の導入が遅れていることや、ご みの排出抑制に関する取り組み及び家庭系燃やせるごみ中の雑がみをはじめとする資 源の分別徹底がまだ十分に浸透していないことのほか、新型コロナウイルス感染症によ る影響もあると考えられます。

また、令和3(2021)年6月に行った市民アンケート調査(以下、市民アンケート調査)では、市が実施している減量化・資源化の取り組みについて「知っている施策はない」との回答が31%あり、市の取り組み等について広く周知啓発する必要があります。

さらに、一般廃棄物処理システム評価、近隣市との比較及び上位計画を見ると、1人 1日あたりごみ総排出量は、多い状態にあることが分かります。

特に、1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、近隣市平均の594g/人・日に対し、本市は622g/人・日と多く、5年前に比べ削減したものの、近隣22市中15番目となっています。

さらに、家庭系燃やせるごみの組成分析結果(湿量ベース)を見ると、「ちゅう芥類」 及び「紙類」が6割以上を占めている状況にあります。

以上を踏まえ、ごみの排出抑制を図るには、「ちゅう芥類」及び「紙類」の削減を進める必要があり、そのためには、家庭における生ごみや紙類の削減に向けた周知徹底等を、積極的に取り組んでいく必要があります。

2-2. 資源化

前計画におけるリサイクル率の目標に関する進捗状況については、令和2(2020)年度時点において未達成であり、過去6年間の推移を考慮すると令和7(2025)年度においても目標の達成は困難と考えられます。

さらに、一般廃棄物処理システム評価及び近隣市との比較を見ると、本市のリサイク ル率は平均を下回っており、過去6年間の推移では減少傾向が続いています。

一方、燃やせるごみの組成分析結果(湿量ベース)を見ると、年度により幅はありますが、家庭系ごみは約18%、事業系ごみは約22%、資源化可能なものを含んでいる状況にあります。また、市民アンケート調査をみると、紙類(新聞紙、段ボール、雑がみ)の排出方法に関する質問では、「燃やせるごみとして排出している」割合が、新聞紙では7%、段ボールでは19%、雑がみでは12%となっています。

そうしたことからも、燃やせるごみ等として排出されている資源化可能物の混入防止 や資源ごみや紙・布類の回収がより一層進むよう、資源化に対する市民意識の高揚や分 別排出の徹底について、継続的な促進に取り組んでいく必要があります。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に向け、プラス チック資源循環の取り組みを促進する必要があります。

2-3. 収集運搬

市民アンケート調査より、分別の種類について「分かりやすい」との回答が大半(89%)を占めていることから、現状の分別区分については概ね問題ないものと考えられます。しかし、紙類(新聞、ダンボール、雑誌、雑がみ)を可燃ごみとして捨てている人が一定数確認されているため、紙類(新聞紙、段ボール、雑がみ)の分別排出の徹底に向けた継続的な促進や排出機会増加の検討等について取り組んでいく必要があります。

また、市民アンケート調査では、「小型家電」「電池」「スプレー缶、カセットボンベ」 等についても市での分別収集を要望する声があります。排出量の変化や社会動向を踏ま え、できる限り資源化を行うことを目指し、必要に応じて収集品目を見直す必要があり ます。

2-4. 中間処理

燃やせるごみ、一斉清掃ごみ(可燃性)及び破砕選別処理施設からの可燃物については、明石クリーンセンターの焼却施設において焼却処理を行っています。

燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ等については、明石クリーンセンターの破砕選 別施設において破砕選別処理を行っています。

焼却施設、破砕選別施設ともに、平成11(1999)年に供用開始してから22年目を迎え、 経年劣化が進んでいることから、引き続き良好な生活環境を維持していくため、新ごみ 処理施設整備に向け、最適な施設規模や処理方式等について検討を進めています。

2-5. 最終処分

前計画における最終処分量の削減目標に関する進捗状況については、令和 2 (2021)年度時点において未達成であり、過去 6 年間の推移を考慮すると令和 7 (2025)年度に削減目標を達成するためにはさらなる取り組みが必要と考えられます。

また、一般廃棄物処理システム評価及び近隣市との比較において最終処分率は、平均より高い状況ですが、過去6年間の推移では増減を繰り返しながら徐々に減少しています。

本市が利用している最終処分場は、本市保有の最終処分場と大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分場(以下、「フェニックス」といいます。)の2つがあり、本市保有の最終処分場については、平成19(2007)年5月から埋立を開始し、令和7(2025)年度までの埋立期間を予定していますが、現在の埋立状況を踏まえると、当初予定より10年以上は継続使用が可能と考えられます。

しかし、市域が狭い本市では現在の最終処分場が最後の処分場となることが予想されるため、今後、一般廃棄物の更なる資源化や焼却灰の資源化など最終処分量の削減に向

けた取り組みをより一層推進し、できるだけ現在の最終処分場を長期間利用する必要があります。

一方、フェニックスについても、埋立可能量は有限であるため、受入可能量の抑制* や搬入手数料の値上げ(令和元(2020)年度10月)が行われています。

* 大阪湾広域処理場整備促進協議会では、大阪湾フェニックス事業の対象圏域全体としての目標を設けています。

2-6. その他

(1) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費について、一般廃棄物処理システム評価及び近隣市との比較を見ると、本市のごみ処理経費はいずれも平均より低い状況にあり、過去6年間の推移では、ごみ量あたりの処理経費は令和2(2021)年度に減少したものの、全体としては緩やかな増加傾向、1人あたりの処理経費は微減傾向を示しています。

したがって、今後もごみ処理の合理化や効率化を図り、ごみ処理経費の抑制に継続 して取り組むことが重要です。

(2) ごみ処理手数料

事業系ごみについては、廃棄物処理法に基づき事業者自ら処理することを基本としていますが、自ら処理できない場合に限り、明石クリーンセンターに搬入することを認めています。

そのため、搬入の際には手数料として搬入量に応じて一定料金を徴収しており、燃やせるごみについては 70 円/10kg、不燃ごみは 80 円/10kg、埋立ごみは 100 円/10kg と設定しています。

今後については、処理原価及び近隣市との料金バランスを図ったごみ処理手数料の 検討が必要です。

IV ごみ処理基本計画

1 ごみ処理基本方針

1-1. 基本理念

明石市環境基本計画では、『めざす環境像』を実現するため、基本理念に基づき、次の4つの基本方針「1 脱炭素社会の実現、2 自然共生社会の実現、3 循環型社会の実現、4 安全・安心社会の実現」で取り組みを進めています。

本計画の基本理念は、第3次明石市環境基本計画の基本方針に基づき、前計画の基本 理念である「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」を引き継ぐこと とします。

また、本計画から「Renewable(再生可能資源への代替・持続可能な循環型社会への取り組み)」の要素を加え、より一層の循環型社会づくりの取り組みと、廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの削減を進めます。

基本理念

環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし

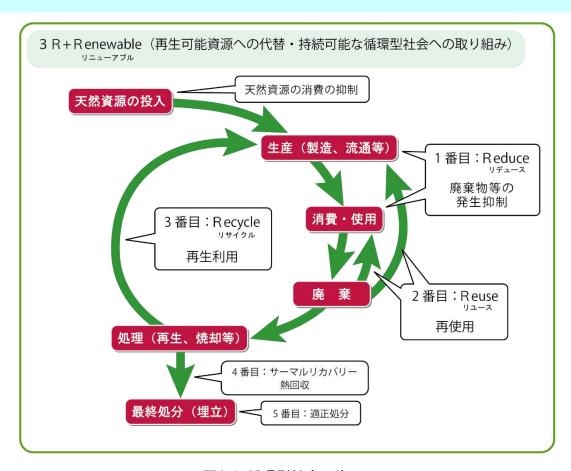


図4-1 循環型社会の姿

1-2. 基本方針

基本理念の実現を図るためには、Renewable(再生可能資源への代替・持続可能な循環型社会への取り組み)の要素を加え、3R(リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再使用〕、リサイクル〔再生利用〕)を中心とする「減量・資源化」の推進等のごみ処理に関する様々な施策(推進項目)が必要になります。

そのため、前計画と同様、基本的な方針を以下のように定め、様々な施策を推進していきます。

基本方針

基本方針1 ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

私たちが生活する上で、ごみは必ず発生しますが、「無駄なものは買わない」、「ものを大切に使う」など生活の中で考え、実践することでごみを確実に減らすことができます。

また、ごみ処理に関する施策としては、ごみの発生抑制が環境負荷の低減やご み処理経費の削減に最も効果的であり、どうしても発生するごみについては環境 への影響や資源としての価値等を考慮しながら再使用・再利用を行うことが重要 です。

本市では、市民一人ひとりが心がけ一つで実践できる、ごみの発生抑制を最優 先とした施策を推進していきます。

基本方針2 パートナーシップによる取り組みの強化

ごみを出すのが私たちであれば、ごみを減らせるのも私たちです。循環型社会の実現を図るためには、それにふさわしい人の存在が不可欠です。市民、NPO、地域にある企業など、それぞれの人が相互に手を取り合って環境問題やごみ問題に真剣に取り組むことが重要です。

これらの人々が、行政と目標を共有し、適切な役割分担のもとに、それぞれの 能力を発揮していくことが『循環型のまち・あかし』への原動力であるため、パートナーシップによる取り組みを強化していきます。

基本方針3 ごみの安全・安心な適正処理

ごみの処理は、市民が快適に安心して暮らすために必要な行政サービスのひとつであり、ごみを適正に処理することは環境への負荷を低減するためにも必須です。

しかし、ごみを収集し処理・処分するためには多額の費用がかかるため、本市では、効率的かつ合理的なごみ処理を推進するとともに、安全性や環境への影響を十分に考慮した、持続可能な循環型社会を目指します。

2 予測と目標

2-1. 将来人口の推計

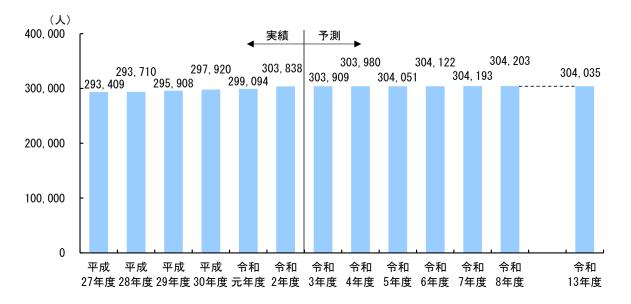
現在、本市の人口は、平成 27(2015)年 12 月に策定した「明石市人口ビジョン」(旧人口ビジョン)や、令和 2(2021)年 3 月に策定した「SDG s推進計画」に示されている人口推計値よりも増加傾向となっています。

そのため、本計画における将来人口については、「SDGs推進計画」で定められた 人口推計値をベースに、令和2(2021)年度実績値での補正を行った値を用いることとし ます。

本市における、将来人口の推計を図4-2に示します。

備考)今回の計画策定にあたり、上位計画である「SDGs推進計画」で定める人口に合わせ、国勢調査 人口を採用します。

採用する国勢調査人口については、令和元(2020)年の国勢調査の結果を踏まえ、改めて将来人口推計を行った上で設定します。(令和3(2021)年11月頃)



備考) 各年 10 月 1 日人口

図4-2 将来人口の推計

2-2. ごみ排出量等の予測手法

ごみ排出量の将来推計値については、過去6年間におけるごみ排出量や、1人1日あたり排出量の実績値及び将来人口の推計値を基に、予測式にて算出しています。

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法を図 4-3 に示します。

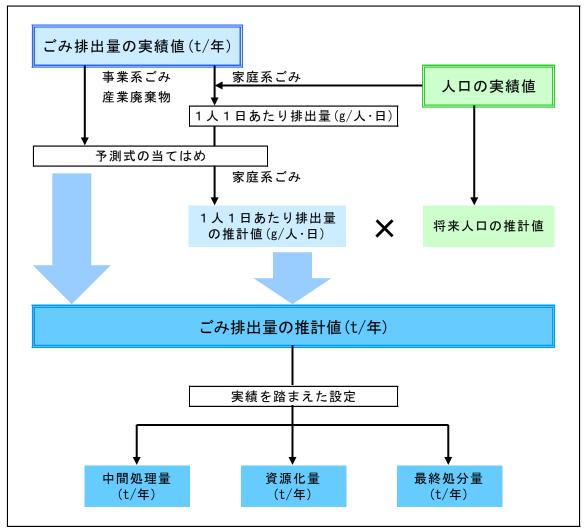


図4-3 将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法

2-3. ごみ排出量の将来推計(現行体制を維持)

(1) ごみ量

1) 総ごみ量

総ごみ量の将来推計を図4-4に示します。

令和3 (2021)年度以降の総ごみ量は減少傾向が続き、令和 13 (2031)年度には約 102,300t/年になると推測されます。

排出別に見ると、「家庭系ごみ」及び「事業系ごみ」は減少傾向、「産業廃棄物」は やや増加すると推測されます。

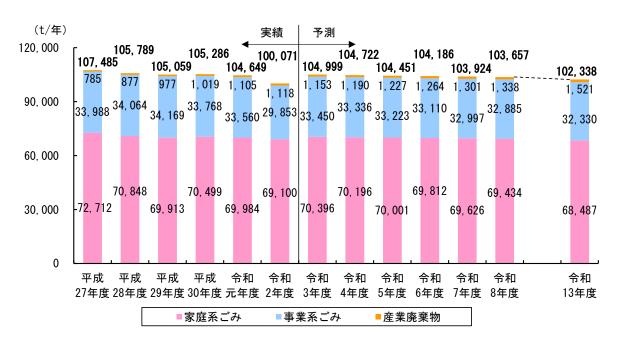


図4-4 総ごみ量の将来推計 (現行体制)

2) 市ごみ処理量

市ごみ処理量の将来推計を図4-5に示します。

令和3(2021)年度以降の市ごみ処理量は微減傾向となり、令和13(2031)年度には約94,100t/年になると推測されます。

排出別に見ると、「家庭系ごみ」は微増した後ゆるやかに減少し、「事業系ごみ」は 令和2(2020)年度からは増加するものの、令和2(2020)年度以前に比べ微減傾向に なると推測されます。

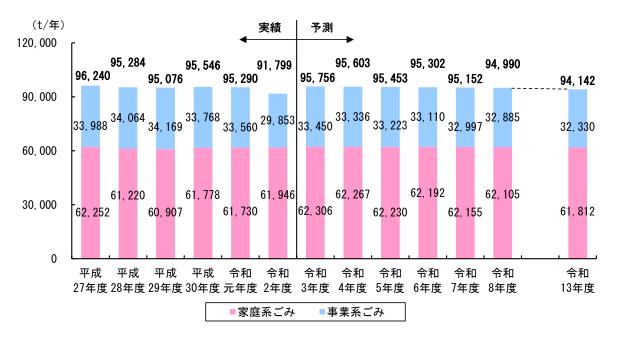


図4-5 市ごみ処理量の将来推計(現行体制)

(2) 家庭系ごみ

1) 家庭系燃やせるごみ

家庭系燃やせるごみの将来推計を図4-6に示します。

令和3(2021)年度以降の家庭系燃やせるごみについては、減少傾向になると推測 されます。

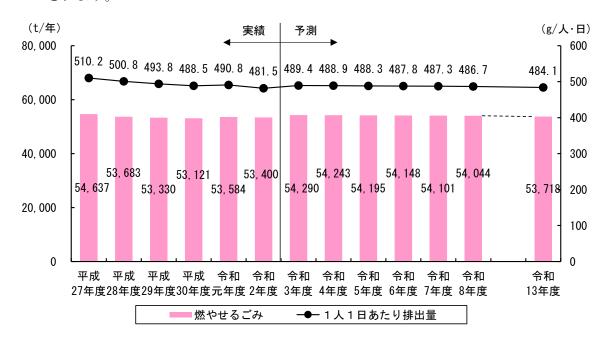


図4-6 家庭系燃やせるごみの将来推計(現行体制)

2) 家庭系ごみ(燃やせるごみ以外)の内訳

家庭系ごみ(燃やせるごみ以外)の将来推計を図 4-7 に示します。

令和 3 (2021)年度以降の家庭系ごみ (燃やせるごみ以外)の将来推計について、全体を見ると減少傾向となり、令和 13 (2031)年度では約 15,000t/年を下回ると推測されます。

排出別に見ると、「資源ごみ」及び「紙類・布類」、「集団回収」は減少傾向となりますが、「燃やせないごみ」は微増が推測されます。また、「店頭回収」、「小型電子機器等」、「廃食用油」は大きく変動しないと推測されます。

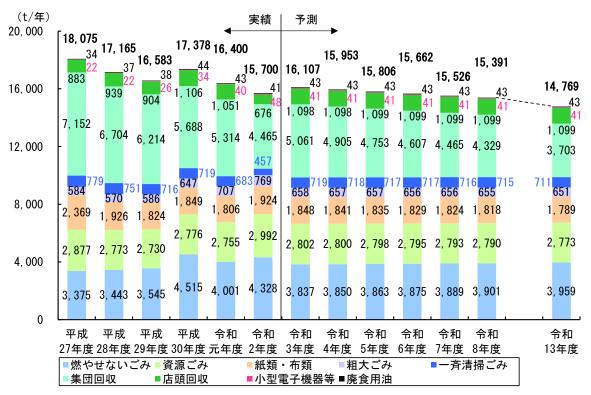


図4-7 家庭系ごみ(燃やせるごみ以外)の将来推計(現行体制)

(3) 事業系ごみ及び産業廃棄物

事業系ごみ及び産業廃棄物の将来推計を図4-8に示します。

令和3(2021)年度以降の事業系ごみ及び産業廃棄物の将来推計については、事業系 ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみはともに減少し、「産業廃棄物」は微増が続くと 推測されます。

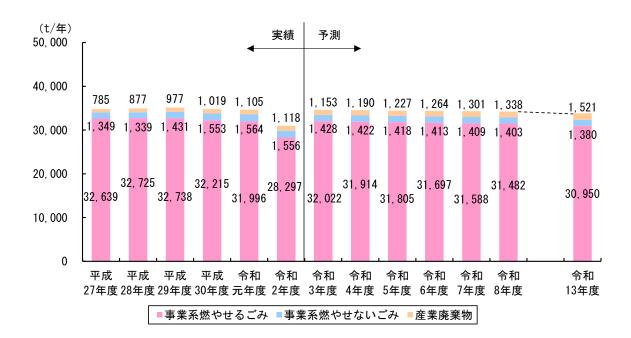


図4-8 事業系ごみ及び産業廃棄物の将来推計(現行体制)

(4) 排出量原単位(1人1日あたり排出量)

排出量原単位(1人1日あたり排出量)の将来推計を図4-9に示します。

令和3(2021)年度以降の排出量原単位(1人1日あたり排出量)の将来推計について、全体を見ると減少傾向にあり、令和13(2031)年度では約922g/人・日と推測されます。

排出別に見ると、「家庭系ごみ」は減少傾向、「事業系ごみ」は微減傾向、「産業廃棄物」は微増傾向が続くものと推測されます。

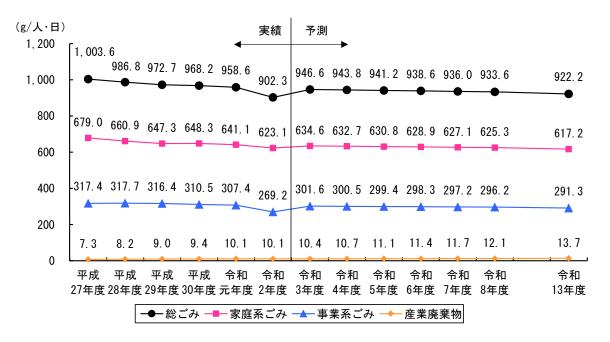


図4-9 排出量原単位(1人1日当たり排出量)の将来推計(現行体制)

(5) リサイクル率

リサイクル率の将来推計を図 4-10 に示します。

令和3(2021)年度以降のリサイクル率の将来推計については、徐々に減少していき、 令和13(2031)年度では9.0%と推測されます。

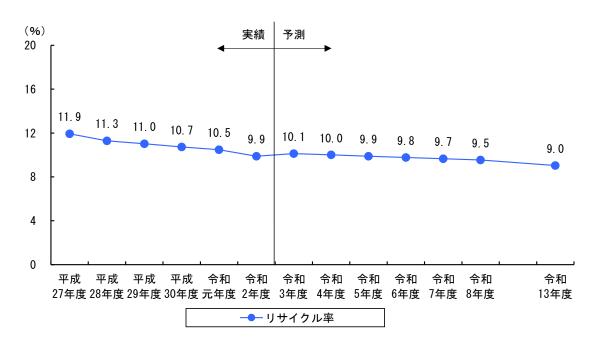


図4-10 リサイクル率の将来推計(現行体制)

(6) 最終処分量

最終処分量の将来推計を図 4-11 に示します。

令和3 (2021)年度以降の最終処分量について、全体を見ると大きな変動はなく、令和13 (2031)年度では約15,800t/年と推測されます。

なお、最終処分量については、9割以上を焼却灰が占めています。

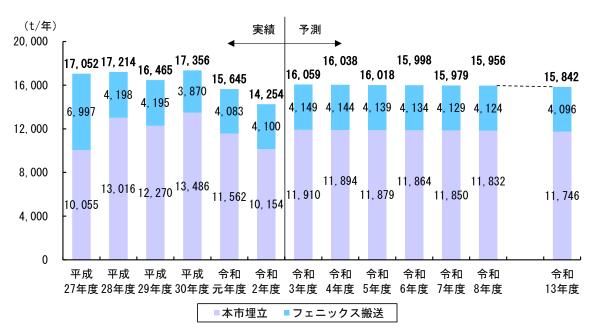


図4-11 最終処分量の将来推計(現行体制)

2-4. 目標値の設定

(1)目標値の設定

課題を踏まえ、循環型社会を実現するための目標値を以下のように定めます。

本計画において目標値として掲げる項目は、市ごみ処理量、ごみ排出量(燃やせる ごみ及び燃やせないごみ)、家庭系燃やせるごみ (1人1日あたり排出量)、事業系市 ごみ処理量、最終処分量及びリサイクル率とします。

また、目標値については、計画目標年度(令和13(2031)年度)における値とし、ご み減量や再資源化などの進捗状況を把握するための指標とします。

目標1 ごみ処理量の削減

市ごみ処理量を平成30(2018)年度の95,546t/年から81,000t/年に削減します。

目標値 81,000t/年

⇒ 削減量 約 14,600t/年

クリーンセンターで処理するごみ量 (市ごみ処理量 $^{(\pm 1)}$) を計画目標年度 (令和 13(2031)年度) において、平成 30(2018)年度の 95,546t/年から約 14,600t/年削減します。

(注1)市ごみ処理量=直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量産業廃棄物は除きます。

ごみ排出量 (燃やせるごみ及び燃やせないごみ) を平成 30(2018)年度の 91,404t/年から 77,000t/年に削減します。

目標値 77,000t/年 |

⇒ 削減量 約14,500t/年

燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出量を計画目標年度(令和13(2031)年度)において、平成30(2018)年度の91,404t/年から約14,500t/年削減します。

家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量を平成30(2018)年度の488g/人・日から<math>411g/人・日に削減します。

目標値 411g/人·日

⇒ 削減量 77g/人·日

家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量を計画目標年度(令和13(2031)年度)において、平成30(2018)年度の488g/人・日から77g/人・日削減します。

事業系市ごみ処理量を平成30(2018)年度の33,768t/年から27,500t/年に削減します。

目標値 27,500t/年

⇒ 削減量 約6,300t/年

事業系市ごみ処理量^(注2)を計画目標年度(令和 13(2031)年度)において、平成 30(2018)年度の 33,768t/年から約 6,300t/年削減します。

(注2)産業廃棄物は除きます。

目標2 最終処分量の削減

最終処分量を平成30(2018)年度の17,356t/年から13,500t/年に削減します。

目標値 13,500t/年

⇒ 削減量 約3,900t/年

本市所有の最終処分場への埋立量及びフェニックスへの搬送量を含めた最終処分量を計画目標年度(令和 13(2031)年度)において平成 30(2018)年度の17,356t/年から約3,900t/年削減します。

目標3 リサイクル率の維持

リサイクル率を平成 30(2018)年度の 10.7%から資源物の回収を向上させ、10.4%への減少にとどめます。

目標値 1

10.4%

⇒ 減少率 0.3 ポイント

新聞・雑誌など購読量の減量やその他ペーパーレス化による紙類の排出抑制により令和13年度にはリサイクル率(注3)は9.0%になると推測されます。

このため、ごみの中に含まれている資源物の回収を向上させ、計画目標年度 (令和 13(2031)年度) において、平成 30(2018)年度の 10.7%から 0.3 ポイント の減少にとどめます。

(注3)リサイクル率の算出方法

リサイクル率 = 資源化量合計 + 集団回収量 × 100

ディー・パー ごみ処理量 + 集団回収量 (新類・布類、店頭回収、小型家電、廃食用油)

+ 中間処理に伴う資源化量

ごみ処理量 = 直接焼却量 + 直接最終処分量 + 焼却以外の中間処理

+ 家庭系直接資源化量

表4-1 目標値一覧

	W / I	前計画			本計画		
項目		基準年度	基準年度	中間年度		目標	年度
	単位	平成 26 年度	平成 30 年度	令和8年度		令和 13 年度	
		実績	実績	推計値	増減 ^(注1)	目標値	増減 ^(注1)
市ごみ処理量	t/年	97, 025	95, 546	91, 035	4.7% 削減	81, 000	15. 2% 削減
ごみ 排出量 ^(注2)	t/年	_	91, 404	86, 888	4. 9% 削減	77, 000	15.8% 削減
家庭系 燃やせるごみ 1人1日 あたり排出量	g/人·日	510	488	468	4.1% 削減	411	15. 7% 削減
事業系 市ごみ処理量	t/年	35, 041	33, 768	31, 031	8.1% 削減	27, 500	18.6% 削減
最終処分量	t/年	16, 392	17, 356	15, 066	13.2% 増加	13, 500	22. 2% 削減
リサイクル率	%	12. 6	10. 7	10. 0	0.7 ポイント 減少	10. 4	0.3 ポイント 減少

備考)市ごみ処理量及びごみ排出量、事業系市ごみ処理量は、産業廃棄物を除いた値です。

⁽注 1) 平成 30 年度に対する値です。 (注 2) 燃やせるごみ及び燃やせないごみのごみ排出量の値です。

2-5. 目標達成に向けた発生抑制及び資源化に関する取り組みと推計

本市における今後の予測において、現在のごみ処理体制や推進項目について現行体制の維持だけでは、目標を達成することは困難であり、目標達成に向けた発生抑制対策や 資源化可能物の回収量の向上を図った対策が不可欠です。

ここでは、目標達成に向けた取り組みと効果を想定し、まとめたものを次に示します。

発生抑制に関する取り組みと推計(家庭系)

■生ごみの水切りの推進

●R13 年度の厨芥類原単位: 188.4g 燃やせるごみの組成分析調査の結果より推計され た厨芥類原単位に対し、2.9%(5.4g)を家庭での取り組みにより減量化を図ることを目標に設定。 【目標年度(令和13年度)】 1人1日あたり排出量 家庭系燃やせるごみ:-5.4g

■生ごみ堆肥化の普及啓発(段ボールコンポスト)

●R13 年度の厨芥類原単位: 188.4g 燃やせるごみの組成分析調査の結果より推計された厨芥類原単位に対し、0.15%(0.28g)を家庭での取り組みにより減量化を図ることを目標に設定。

【目標年度(令和13年度)】 1人1日あたり排出量:-0.28g

■食品ロスの削減

●R13 年度の手つかず食品の原単位:15.0g 燃やせるごみの組成分析調査の結果より推計され た手つかず食品の原単位に対し、40%(6.0g)を普 及啓発により減量化を図ることを目標に設定。

【目標年度(令和13年度)】 1人1日あたり排出量:-6.0g

家屋系指定袋制の導入

庭 家庭系指定袋制の導入により、家庭系燃やせるご みに対し、11.6% (54.4g) の減量化を図ることを目 **系** 標に設定。 【目標年度(令和 13 年度)】 1 人 1 日あたり排出量:-54.4g

■直接搬入手数料の改定

直接搬入手数料の改定により、家庭系直接搬入燃やせるごみに対し、10.6% (0.07g) の減量化を図ることを目標に設定。

【目標年度(令和13年度)】 1人1日あたり排出量 家庭系燃やせるごみ:-0.07g

■啓発による収集ごみ量の削減

啓発による収集ごみ量の削減により、家庭系燃やせるごみ、燃やせないごみをそれぞれ、2.0gの減量化を図ることを目標に設定。

【目標年度(令和13年度)】 1人1日あたり排出量 家庭系燃やせるごみ:-2.0g 家庭系燃やせないごみ:-2.0g

■グリーンコンシューマー運動の推進 (簡易包装の推進)

●R13 年度の紙類原単位:14.0g

燃やせるごみの組成分析調査の結果より推計された紙類原単位に対し、30%(4.2g)を簡易包装等の推進により減量化を図ることを目標に設定。

【目標年度 (令和 13 年度)】 1人1日あたり排出量:-4.2g

発生抑制に関する取り組みと推計(事業系)

■食品ロスの削減

●R13 年度の厨芥類原単位:63.4g 燃やせるごみの組成分析調査の結果より推計され た厨芥類原単位に対し、30%(19.0g)を普及啓発に よりにより減量化を図ることを目標に設定。

【目標年度(令和13年度)】 1人1日あたり排出量 事業系燃やせるごみ :-19.0g

■紙類(資源)の独自処理推進

●R13 年度の紙類原単位: 26.1g 燃やせるごみの組成分析調査の結果より推計され

【目標年度(令和13年度)】 1人1日あたり排出量:-7.8g

事 た紙類原単位に対し、30% (7.8g) を事業所での取 り組みにより減量化を図ることを目標に設定。 業

■事業系指定袋制の導入 系

事業系指定袋制の導入により、事業系燃やせるご みに対し、7.5% (16.2g) の減量化を図ることを目 標に設定。

【目標年度(令和13年度)】 1人1日あたり排出量:-16.2g

■直接搬入手数料の改定

直接搬入手数料の改定により、事業系直接搬入燃 やせるごみ、燃やせないごみに対し、それぞれ、8.0% (2.9g)、8.0% (0.48g) の減量化を図ることを目標 に設定。

【目標年度(令和13年度)】 1人1日あたり排出量 家庭系燃やせるごみ : −2.9g 家庭系燃やせないごみ:-0.48g

2-6. 目標値の比較

(1) 市ごみ処理量(施策実施)

発生抑制対策や資源化可能物の回収量の向上を図った対策を実施した場合の市ご み処理量の比較を図4-12に示します。

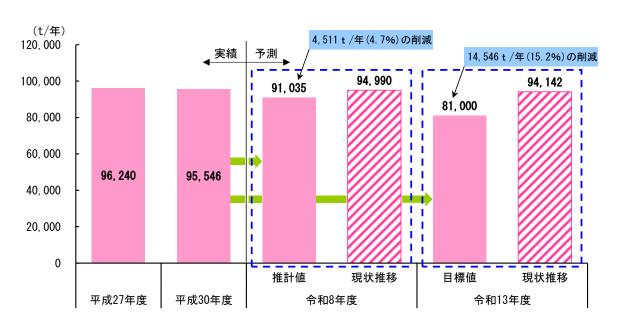


図4-12 市ごみ処理量(施策実施)の比較

(2) 燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出量(施策実施)

発生抑制対策や資源化可能物の回収量の向上を図った対策を実施した場合の燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出量の比較を図 4-13 に示します。

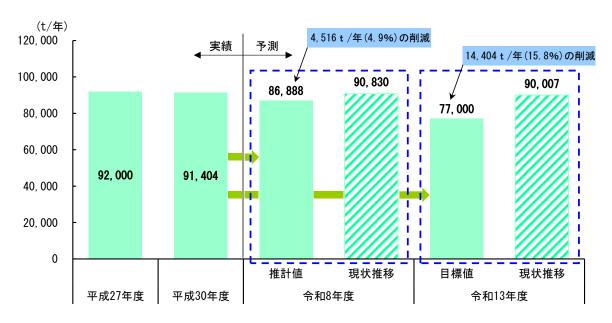


図4-13 燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出量(施策実施)の比較

(3) 家庭系燃やせるごみ1人1日あたり排出量(施策実施)

発生抑制対策や資源化可能物の回収量の向上を図った対策を実施した場合の家庭 系燃やせるごみ1人1日あたり排出量の比較を図4-14に示します。

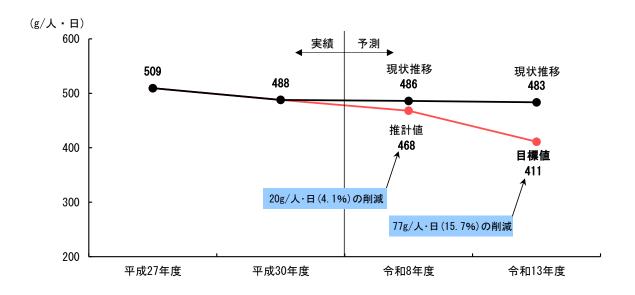


図4-14 家庭系燃やせるごみ1人1日あたり排出量(施策実施)の比較

(4) 事業系市ごみ処理量(施策実施)

発生抑制対策や資源化可能物の回収量の向上を図った対策を実施した場合の事業 系市ごみ処理量の比較を図 4-15 に示します。

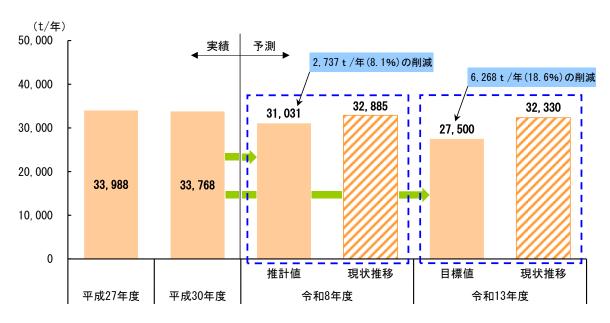


図4-15 事業系市ごみ処理量(施策実施)の比較

(5) 最終処分量(施策実施)

発生抑制対策や資源化可能物の回収量の向上を図った対策を実施した場合の最終 処分量の比較を図 4-16 に示します。

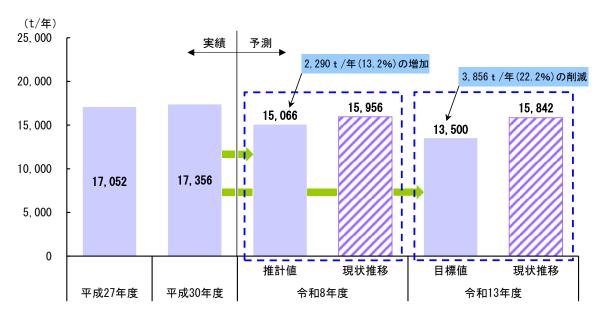


図4-16 最終処分量(施策実施)の比較

(6) リサイクル率 (施策実施)

発生抑制対策や資源化可能物の回収量の向上を図った対策を実施した場合のリサイクル率の比較を図 4-17 に示します。

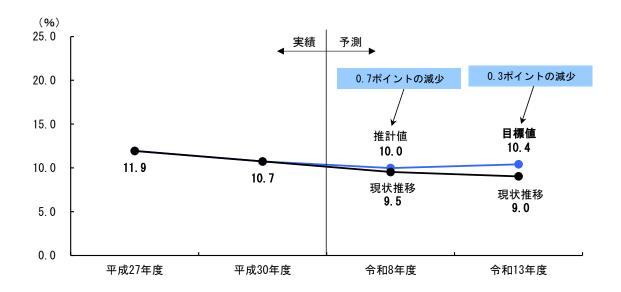


図4-17 リサイクル率 (施策実施) の比較

3 ごみ処理基本施策

3-1. 基本施策

(1) 基本方針及び基本施策

基本理念の実現を図るため、本市が取り組む施策の主軸となるものを基本施策とし、 3つの基本方針に対して8つの基本施策を設定します。

さらに、基本施策に関する具体的な取り組み内容として、推進項目を定め、各施策の展開を図ることとします。

基本施策 基本方針1 ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用 基本施策1 家庭から出るごみを減らす 基本施策2 事業者などから出るごみを減らす 基本施策3 ごみの再使用・再生利用への誘導 基本方針2 パートナーシップによる取り組みの強化 基本施策4 情報の共有化 基本施策5 参画と協働のネットワークづくり 基本方針3 ごみの安全・安心な適正処理 基本施策6 環境負荷を低減した適正処理の推進 基本施策7 経営感覚にもとづく施策の推進 基本施策8 今ある施設を最大限活用

(2) 施策の体系図

本計画における新たな施策の体系図を図4-18に示します。

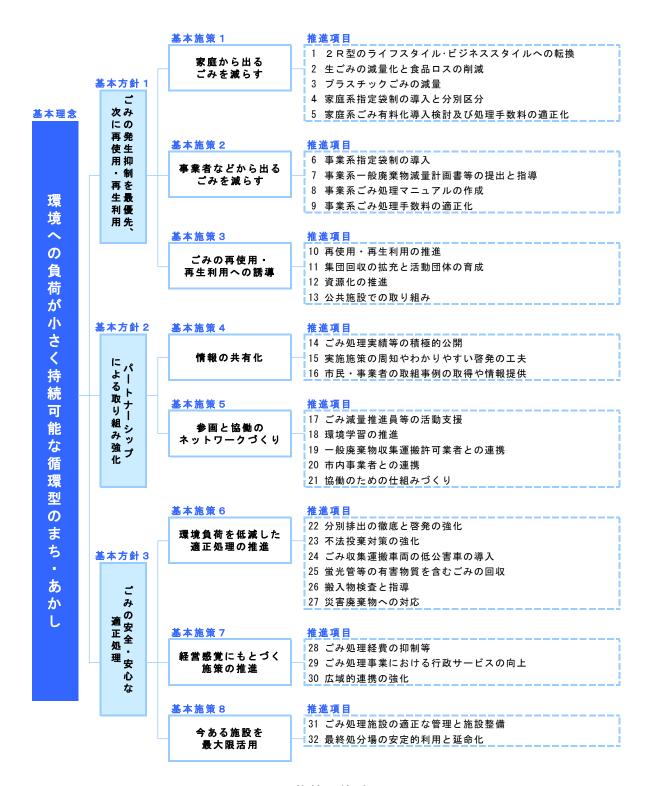


図4-18 施策の体系図

3-2. 推進項目

基本施策に関する具体的な取り組み内容として、以下の推進項目(32項目)を設定します。

基本施策 1 家庭から出るごみを減らす

(1) 2 R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

- ・環境に配慮した行動を市民や事業者に浸透させる。
- ・グリーンコンシューマー(緑の消費者)運動を推進する。

(2) 生ごみの減量化と食品ロスの削減

- ・生ごみの水切りの推進と堆肥化の普及啓発をする。
- ・『もったいない』を意識した行動を推進する。
- ・食品ロスを削減するための方策について普及啓発を図る。
- ・環境に配慮した「買い物」、「料理」を行うエコクッキングについて関係機関と 連携し推進する。

(3) プラスチックごみの減量

- ・使い捨てプラスチックの使用の削減に向けた啓発を行う。
- ・マイバッグ、マイボトル等の利用を促進する。
- ・海洋プラスチック等のプラスチック問題に関する意識を向上させる。

(4) 家庭系指定袋制の導入と分別区分

- ・近隣他都市の状況等を調査するとともに、袋の仕様について検討を進める。
- ・指定袋の実施に合わせて名称変更するとともに、分別区分についても検討する。
- ・指定袋へのバイオプラスチック等の導入を検討する。

(5) 家庭系ごみの有料化導入検討及び処理手数料の適正化

- ・更なるごみの減量化やごみ処理経費の負担の公平化などが必要となる場合は、 近隣他都市の状況も勘案し有料化導入について検討する。
- ・処理原価及び近隣市との料金バランスを図るため、搬入手数料の適正化を適 時・適切に実施する。

基本施策2 事業者などから出るごみを減らす

(6) 事業系指定袋制の導入

- ・指定袋による排出へと排出方法の変更に取り組み、ごみの排出抑制、不適正 排出の防止を図る。
- ・一般廃棄物処理業許可業者へ説明を十分に行い、制度の導入が円滑に進むよ う配慮する。
- ・指定袋へのバイオプラスチック等の導入を検討する。

(7) 事業系一般廃棄物減量計画書等の提出と指導

- ・大規模な建築物の所有者等に対し、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出と 廃棄物管理責任者の選任を求める。
- ・必要に応じて事業者への立入検査を行い、ごみの適正排出や減量化に向けた 指導等の取り組みを実施する。
- ・事業者における生ごみの資源化(食品リサイクル)に向けた自主的な取り組みを促進する。

(8) 事業系ごみ処理マニュアルの作成

・事業系ごみの処理マニュアルを作成し、事業活動によって発生したごみの適 正処理を図り、引き続き廃棄物等の3Rの取り組みにより事業系ごみの減量 を推進する。

(9) 事業系ごみ処理手数料の適正化

・ 処理原価及び近隣他都市との料金バランスを図るため、搬入手数料の適正化 を適時・適切に実施する。

基本施策3 ごみの再使用・再生利用への誘導

(10) 再使用・再生利用の推進

- ・家具の再使用を推進する。(リサイクル家具)
- ・市民が気軽に参加できる取り組み(リサイクル図書の無料提供)を継続する。
- ・小型家電及び廃食用油の再生利用を推進する。
- ・再使用や再生利用の取り組みについて、他都市及び民間技術の動向を調査し ながら、効果的な事業について検討する。

(11)集団回収の拡充と活動団体の育成

- ・地域のリーダーの育成や支援体制を充実させ、地域のコミュニティやネット ワークの強化を図り、地域での取り組みの活性化を促す。
- ・地域の活動団体を支援するため実施団体の登録・相談、助成金の交付、回収業 者への協力等を行う。
- ・優秀な団体に対し、その功績を称え表彰する。
- ・集団回収の実施・未実施地域など現状把握に努め、市内の未実施地域の解消 を目指す。

(12) 資源化の推進

- ・ 資源化可能な紙類がリサイクルルートへ適正に排出されるよう、分かりやすい情報発信に努める。
- ・雑がみの分別に関する情報発信を強化する。
- ・プラスチック類等の再資源化について調査・研究を進める。

(13)公共施設での取り組み

- ・グリーン購入(環境への負荷が出来るだけ少ない製品やサービスを選ぶ)な ど、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。
- ・施設見学や小学校の社会見学など環境教育を推進する。
- ・庁内で発生する古紙のリサイクルを推進する。
- ・学校給食のリサイクルを推進する。
- ・公園・街路樹等の剪定枝の有効利用を検討する。

基本施策4 情報の共有化

(14) ごみ処理実績等の積極的公開

- ・本計画の目標値の周知徹底、達成状況や進捗状況の情報発信により、一人ひ とりが目標意識をもってごみの減量やリサイクルに取り組めるように努める。
- ・ごみの減量・資源化の推進を図るため、情報媒体の特性を活かしながら、効果 的な情報を発信する。

(15) 実施施策の周知やわかりやすい啓発の工夫

- ・市民や事業者にとってわかりやすい広報・啓発の工夫に努める。
- ・若者や高齢者、外国人、中小規模の事業者などこれまで情報が届きにくかった人たちに対して、積極的な情報発信に努める。

(16) 市民・事業者の取り組み事例の取得や情報提供

・ごみの分別及び再生利用の先進事例等について継続的な情報収集に努め、家 庭や事業者で実践している効果的な取り組みについて情報を発信する。

基本施策5 参画と協働のネットワークづくり

(17) ごみ減量推進員等の活動支援

- ・市民とのパートナーシップの強化に取り組み、ごみの減量化や再資源化を促進するための活動支援を行う。
- ・市民の理解を得つつ多角的な啓発促進事業の展開を目指す。

(18)環境学習の推進

・施設見学、環境講座、各種イベントの実施など、さまざまな環境学習の機会を 提供し、ごみの適正処理に必要な知識や見識を深め、循環型社会の構築を推 進する。

(19) 一般廃棄物収集運搬許可業者との連携

- ・許可業者を通じて事業系ごみの適正排出に向けた助言・指導を行う。
- ・事業系ごみの減量・資源化の推進を図るため、情報交換など連携強化に努める。

(20) 市内事業者との連携

・食品ロスやプラスチック類等、ごみの減量やリサイクルに向けた取り組みを 行う事業者について幅広く情報収集するとともに支援を検討する。

(21)協働のための仕組みづくり

・市民・事業者・行政が一体となって廃棄物の発生抑制等に取り組める仕組み を検討する。

基本施策6 環境負荷を低減した適正処理の推進

(22)分別排出の徹底と啓発の強化

- ・市民や転入者に対するごみハンドブックやごみ分別カレンダーの配布を行う。
- ・ごみステーションにおいてシールによる警告・注意喚起を行うなど、ごみの 出し方や分別ルールの徹底を図る。

(23) 不法投棄対策の強化

- ・家電リサイクル法に係る家電製品だけでなく、それ以外の不法投棄に対する 取り組みについても関係機関(国・県・警察等)との連携強化を図る。
- ・市民、事業者と連携した不法投棄の発見と通報及び防止活動の普及啓発に努 める。

(24) ごみ収集運搬車両の低公害車の導入

- ・収集運搬車両の形態及び台数について継続して見直しを行う。
- ・老朽化等による車両の更新の際には、低公害車の計画的導入を図る。

(25) 蛍光管等の有害物質を含むごみの回収

・焼却炉停止の原因となる水銀、ごみ収集運搬車両や中間処理施設の火災の原因となるカセットボンベやリチウムイオン電池等の危険物や有害物質のごみへの混入を防止するため、これらの危険性や適切な処理方法について周知・ 啓発を行い、適正処理を推進する。

(26) 搬入物展開検査と指導

・処理困難物の搬入防止や分別状況を把握するため、ごみの適正な搬入検査と 指導を行う。

(27)災害廃棄物への対応

- ・迅速かつ的確に対応していくため、平時から災害廃棄物処理体制を整備する。
- ・平時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行う。

基本施策7 経営感覚にもとづく施策の推進

(28) ごみ処理経費の抑制等

・安全性や環境への影響を十分に考慮しつつ、ごみ処理体制及び業務の委託に ついて効率化を図り、経費の抑制等に努める。

(29) ごみ処理事業における行政サービスの向上

・超高齢化社会の到来や大規模災害への対応など、社会状況の変化に伴う市民 ニーズはますます多様化・複雑化しており、ごみに関する施策の効果や課題・ 留意点等の確認・検討等を行い、市民に対する行政サービスの向上に努める。

(30) 広域的連携の強化

- ・周辺自治体と協力し、ごみ減量やリサイクルに関する取り組みを効果的・効率的に行う。
- ・災害時の自己及び広域処理に対応できる処理施設の確保も必要となるため「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、他自治体や関係団体との総合的な支援連携を進める。

基本施策8 今ある施設を最大限活用

(31) ごみ処理施設の適正な管理と施設整備

- ・ごみ処理施設の適正な管理を行い、安定的な稼働に努める。
- ・次期ごみ処理施設は、環境負荷の低減や大規模災害に対する強靭な処理システムの構築が図られ、多くの市民に利用される多機能型施設となるよう検討を進める。

(32) 最終処分場の安定的な利用と延命化

- ・最終処分場の埋立物の安定化に向け、適正な管理を行う。
- ・一般廃棄物の更なる減量化や資源化など最終処分量の削減に向けた取り組み を推進する。
- ・焼却灰の安定かつ継続的な処理・処分を確保し、ごみの再生利用や最終処分場 の延命化を図るため、焼却灰の資源化を進める。

4 収集·運搬計画

4-1. 収集区域

計画目標年度(令和 13(2031)年度)における収集区域は、本市の行政区域内全域と します。

4-2. 収集・運搬体制

(1)分別区分

計画目標年度(令和13(2031)年度)において、分別して収集する家庭系ごみの種類 及び分別の区分を表 4-2 に示します。

表4-2 収集対象物

		衣4-2 以集刈家物
	区分	種類
	燃やせるごみ	 ・台所ごみ(料理くず、卵のから、貝がらなど) ・プラスチック製品 「歯ブラシ・歯みがきチューブ、CD、MD、DVD、ビデオテープ、 容器 (ソース・食用油・シャンプー・マヨネーズ・洗剤・バターなど)、 発泡スチロール、ラップ、卵のパック、菓子袋、食品トレイ、スポンジ、プラスチック製のおもちゃなど・皮革製品(革ぐつ、かばん、グローブ、ベルトなど) ・ゴム製品(ゴムひも、運動ぐつ、ゴムぞうり、長ぐつなど) ・その他(座布団、まくら、ぬいぐるみなど)
	燃やせないごみ	・陶器・ガラス類
家庭系ごみ	資源ごみ	・空き缶 飲料用、食品用の缶(ジュース、ビール、缶詰、お菓子、食用油、ドッグフードなどの 飲食物用の缶) ・空きびん 飲料用、食品用のびん(ジュース、ドリンク剤、食用油などの飲食用のびん。 ただし生きびん「リターナブルびん」は、販売店へ返却。) ・ペットボトル が表示されているペットボトルのみ。 (飲料用、しょうゆ、みりん、酒類などのペットボトル)
	紙類・布類	・新聞紙(新聞紙、新聞紙の折込ちらし) ・雑誌・雑がみ(ノート、教科書、週刊誌、月刊誌、書籍、パンフレット、通販の雑誌、ボール紙など) ・段ボール(みかん箱、家電製品の箱など) ・紙パック(牛乳、ジュースなどの飲料用の紙パック(内側の白いもの)) ・布類(古着、下着、シーツ、タオル、カーテン、毛布など)
	粗大ごみ	・家具、建具類(たんす、机、本棚、ソファー) ・布団類、スプリング入りマットレス ・自転車 ・大型家庭用品(物干しさお、電子レンジなど) (450入りのポリ袋に入らない大きさ、または5キログラム以上の重さのもの)
	水銀使用廃製品	水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計
	廃食用油	てんぷら油など
	小型電子機器等	ノートパソコン、携帯電話、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、 ビデオカメラ、電子辞書、アダプタ・コード類、リモコン、電卓など

(2) 収集·運搬体制

計画目標年度 (令和 13 (2031) 年度) における家庭系ごみの収集・運搬体制を表 4-3 に示します。

表4-3 収集・運搬体制

区分	排出方法	収集回数	収集方法	収集主体	
燃やせるごみ	指定袋に入れて出す	週2回	ステーション	直営・委託	
燃やせないごみ	指定袋に入れて出す	月2回	ステーション	直営・委託	
資源ごみ	指定袋に入れて出す	月2~3回	ステーション	直営・委託	
紙類・布類	ひもで縛って出す ※布類:ポリ袋に入れて出す	月1回	ステーション	委託	
粗大ごみ	粗大ごみ処理券を貼って出す	随時	戸別有料収集	直営	
水銀使用廃製品	_	随時	拠点回収	直営	
廃食用油	ペットボトル等に入れて出す	月1回、随時	拠点回収	直営	
小型電子機器等	_	月1回、随時	拠点回収	直営	

(3) 事業系ごみ

事業系ごみは、許可業者または事業者自らによるクリーンセンターへの直接搬入を 継続します。

4-3. 収集•運搬量

中間年度 (令和8 (2026)年度) 及び計画目標年度 (令和13 (2031)年度) における家庭系ごみの収集・運搬量の見込みを表 4-4 及び図 4-19 に示します。

表4-4 収集・運搬量の見込み

			前計画		本計画	
│ ごみの種類\年度 │		単位	基準年度	基準年度	中間年度	目標年度
_	のの性短へ平及	甲世	平成26年度	平成30年度	令和8年度	令和13年度
			実績	実績	推	計
燃ヤ	bせるごみ	t /年	55, 350	53, 048	51, 964	45, 616
燃ヤ	bせないごみ	t /年	2, 479	2, 979	2, 741	2, 613
資源ごみ		t /年	2, 816	2, 776	2, 790	2, 715
紙	新聞紙	t /年	1, 323	721	593	500
類	雑誌・雑がみ	t /年	781	569	501	437
	段ボール	t /年	444	380	382	344
布	紙パック	t /年	6	3	3	3
類	布類	t /年	175	176	168	158
粗ブ	こごみ	t /年	575	647	658	658
一達	F清掃ごみ	t /年	764	719	699	680
廃飠	廃食用油 t		31	44	47	52
小型電子機器等		t /年	24	34	39	37
	合計	t /年	64, 768	62, 096	60, 585	53, 813

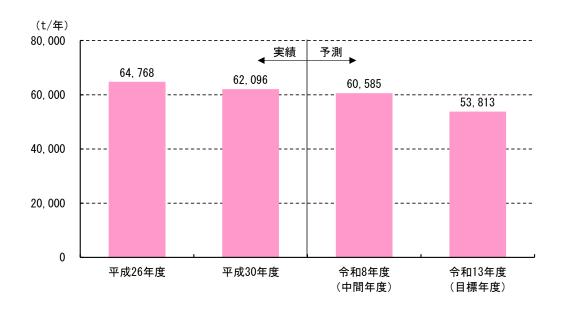


図4-19 収集・運搬量の見込み

5 中間処理計画

5-1. 中間処理方法

(1)中間処理方法

計画目標年度(令和13(2031)年度)における中間処理方法を表 4-5 に示します。 中間処理については、既存のクリーンセンター焼却施設及び破砕選別施設での処理 及び平成28(2016)年度から実施している焼却灰の資源化を継続します。

なお、紙類・布類(新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類)については、現状どおり直接資源化を継続します。

現在稼働中の明石クリーンセンターは、供用開始から20年以上が経過し、経年劣化が進んでいることから、新ごみ処理施設に向けた取り組みを進めています。令和元(2019)年に生活環境影響調査に係る現況調査等を完了しており、今後は新ごみ処理施設整備基本計画の策定等、早期建設・稼働に向けてさらに取り組んでいきます。

	ブュの番粕	中間処理ス	処理施設	処理主体	
ごみの種類 		一次処理 二次処理		处垤肔臤	处理工体
	燃やせるごみ	焼却	焼却灰:埋立、再資源化 焼却鉄:再資源化	焼却施設	委託
家庭系ごみ	燃やせないごみ	破砕・選別	可燃物:焼却 破砕鉄:再資源化 不燃・不適物:埋立	破砕選別 施設	委託
	資源ごみ	空き缶:選別・圧縮 空きびん:選別 ペットボトル:選別・圧縮・梱包	可燃物:焼却 資源物:再資源化 不燃・不適物:埋立	破砕選別 施設	委託
	粗大ごみ	燃ヤ	•		
事業系	燃やせるごみ	家庭系	感燃やせるごみと同様		
ごみ	燃やせないごみ	家庭系	燃やせないごみと同様		

表4-5 中間処理方法

(2) ごみ処理の流れ

計画目標年度(令和13(2031)年度)におけるごみの排出から最終処分に至るごみ処理の流れを図4-20に示します。

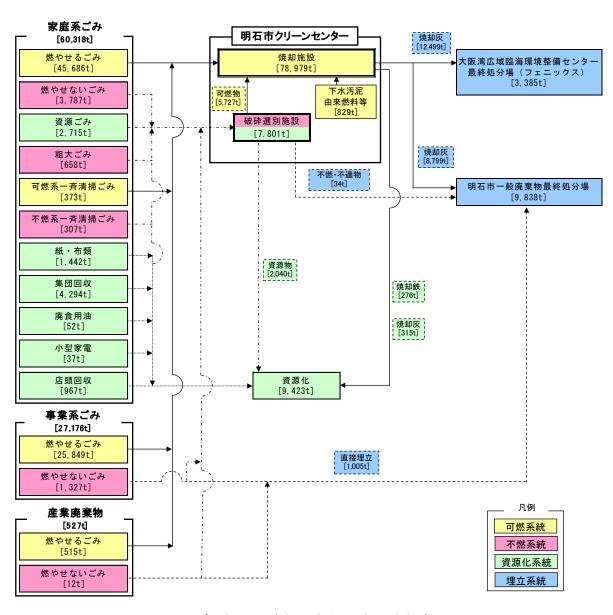


図4-20 ごみ処理の流れ (令和 13(2031)年度)

5-2. 中間処理量

(1) 焼却処理量

焼却灰

焼却鉄

中間年度(令和8(2026)年度)及び計画目標年度(令和13(2031)年度)における焼 却処理量の見込みを表 4-6 及び図 4-21 に示します。

前計画 本計画 中間年度 基準年度 基準年度 目標年度 ごみの種類\年度 単位 平成26年度 令和8年度 | 令和13年度 平成30年度 推計 実績 実績 焼却処理量 t /年 101, 458 96, 291 90, 573 78,979 燃やせるごみ t /年 89, 223 86, 336 82, 499 72,050 55, 350 53, 121 52,042 家庭系 t /年 45,686 t /年 32,964 32, 215 25,849 事業系 29,637 909 1,000 820 515 産業廃棄物 t /年 - 斉清掃ごみ(可燃) 462 397 384 373 t /年 可燃物 t /年 4,804 6, 340 5,826 5, 727 9.409 9, 220 1,864 829 下水汚泥由来燃料等 t /年 未処理分(ごみピット残り)▲ 6,002 0 t /年 2, 440 焼却残渣 t /年 15, 508 16, 705 14,651 12,775

15, 171

337

16, 336

369

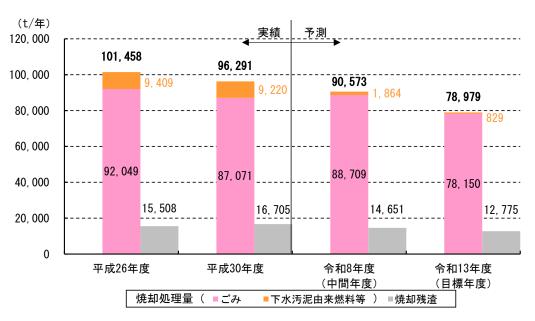
14, 335

316

12, 499

276

表4-6 焼却処理量の見込み



t /年

t /年

図4-21 焼却処理量の見込み

(2) 破砕選別処理量

中間年度(令和8(2026)年度)及び計画目標年度(令和13(2031)年度)における破砕選別処理量の見込みを表 4-7 及び図 4-22 に示します。

表4-7 破砕選別処理量の見込み

	ごみの種類\年度			前計画		本計画	
				基準年度	基準年度	中間年度	目標年度
		このの性類へ干皮	単位	平成26年度	平成30年度	令和8年度	令和13年度
			実績	実績	推	計	
	破砕選別処理量		t /年	7, 108	8, 479	7, 936	7, 801
搬		燃やせないごみ	t /年	3, 717	5, 056	4, 488	4, 428
入		粗大ごみ	t /年	575	647	658	658
		資源ごみ	t /年	2, 816	2, 776	2, 790	2, 715
16Л.	可燃物(残渣含む)		t /年	4, 804	6, 340	5, 826	5, 727
搬出	資源	資源物		2, 251	2, 102	2, 075	2, 040
	不燃・不適物		t /年	53	37	35	34

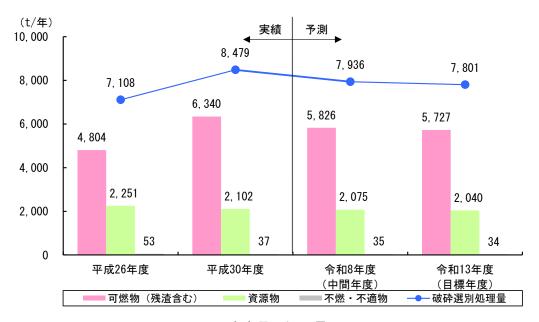


図4-22 破砕選別処理量の見込み

6 最終処分計画

6-1. 最終処分方法

計画目標年度(令和13(2031)年度)における最終処分方法を表 4-8 に示します。 焼却灰の処理・処分方法については、本市最終処分場及びフェニックスでの埋立処分 を継続しつつ、焼却灰の資源化を進めていきます。不燃・不適物及び直接埋立物につい ては本市最終処分場での埋立処分を継続します。

なお、フェニックスについては、受入側との調整を図りつつ継続的に利用し、最終処分場の安定的確保に努めます。

ごみの種類	排出元	処分施設	処理主体
焼却灰	焼却施設	本市最終処分場及び フェニックス	委託
不燃・不適物	破砕選別施設	本市最終処分場	委託
直接埋立物	燃やせないごみの一部	本市最終処分場	委託

表4-8 最終処分方法

6-2. 最終処分量

中間年度 (令和8 (2026)年度) 及び計画目標年度 (令和13 (2031)年度) における最終 処分量の見込みを表 4-9 及び図 4-23 に示します。

			前計画		本計画	
_	1.の話粉〉左曲	単位	基準年度	基準年度	中間年度	目標年度
ごみの種類\年度		中世	平成26年度	平成30年度	令和8年度	令和13年度
			実績	実績	推	計
	焼却灰	t /年	8, 174	12, 096	10, 092	8, 799
本市	不燃・不適物	t /年	53	37	35	34
本川	直接埋立	t /年	1, 168	1, 353	1, 057	1, 005
	計	t /年	9, 395	13, 486	11, 184	9, 838
フェニックス 焼却灰		t /年	6, 997	3, 870	3, 882	3, 385
	合計		16, 392	17, 356	15, 066	13, 223

表4-9 最終処分量の見込み

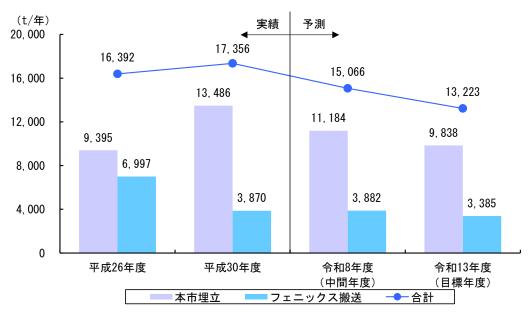


図4-23 最終処分量の見込み

7 計画の推進

7-1. スケジュール

本計画の推進項目とそのスケジュールを表 4-10 及び表 4-11 に示します。 なお、推進項目の実施時期については、数値目標の進捗状況や各推進項目の実施状況

なお、推進項目の実施時期については、数値目標の進捗状況や各推進項目の実施状況 等を考慮し、適宜見直すこととします。

基本施策		推進項目	前期	後期
本 平 心 束		在 连 模 日	令和4~8年度	令和9~13年度
	1	2 R型のライフスタイル·ビジネススタイルへの 転換	 	続
	2	生ごみの減量化と食品ロスの削減	継	! 続 !
家庭から出る ごみを減らす	3	プラスチックごみの減量	調整	· 実施
	4	家庭系指定袋制の導入と分別区分	調整・準備	実施
	5	家庭系ごみ有料化導入検討及び 処理手数料の適正化	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ː 討
	6	事業系指定袋制の導入	調整・準備	実施
事業所などから出る	7	事業系一般廃棄物減量計画書等の提出と指導		続
ごみを減らす	8	事業系ごみ処理マニュアルの作成	 	続
	9	事業系ごみ処理手数料の適正化	調整・準備	実施

表4-10 スケジュール(その1)

表4-11 スケジュール(その2)

基本施策		推進項目	前期	後期
本 本心束		推進項目	令和4~8年度	令和9~13年度
	10	再使用・再生利用の推進		続
ごみの再使用	11	集団回収の拡充と活動団体の育成		続
・再生利用への誘導	12	資源化の推進		。 続
	13	公共施設での取り組み	 	。 続
	14	ごみ処理実績等の積極的公開	継	続
情報の共有化	15	実施施策の周知やわかりやすい啓発の工夫	継	続
	16	市民・事業者の取組事例の取得や情報提供	継	続
	17	ごみ減量推進員等の活動支援	継	続
	18	環境学習の推進	**************************************	続
参画と協働の ネットワークづくり	19	一般廃棄物収集運搬許可業者との連携	継	続
	20	市内事業者との連携	継	(続
	21	協働のための仕組みづくり	調整	実施
	22	分別排出の徹底と啓発の強化		続
	23	不法投棄対策の強化	継	続
環境負荷を低減した	24	ごみ収集運搬車両の低公害車の導入		続
適正処理の推進	25	蛍光管等の有害物質を含むごみの回収	 	。 続
	26	搬入物検査と指導	継	続
	27	災害廃棄物への対応	調整	実施
	28	ごみ処理経費の抑制等	 	続
経営感覚にもとづく 施策の推進	29	ごみ処理事業における行政サービスの向上	·····································	続
	30	広域的連携の強化	 継	続
今ある施設を	31	ごみ処理施設の適正な管理と施設整備	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	続
最大限活用	32	最終処分場の安定的利用と延命化	 	続

7-2. 進行管理

(1) 進行管理

計画の進行管理については、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより、本計画で定めた基本施策の実施状況を把握し、点検・評価することにより改善を行い、次の展開を図っていく必要があります。

そのためにも、明石市環境マネジメントシステムを活用した進行管理を行います。 基本施策の実施状況に関する活動結果については、環境基本計画の年次報告(明石

基本 施東の 美施状况に関する活動結果については、環境基本計画の年次報告(明石市環境レポート)に記載し、循環型社会に向けた取り組みの報告内容を充実していきます。活動の評価については明石市環境審議会が関わっていくこととします。

なお、基本施策の実施状況については、明石市環境レポートにとりまとめ、明石市 環境審議会からの意見を踏まえ、ホームページなどを通じて公表します。

また、公表した明石市環境レポートに対しても、市民等から意見を求め、更なる推 進項目の推進・改善を図ります。

本計画に関する進行管理(イメージ)を図4-24に示します。

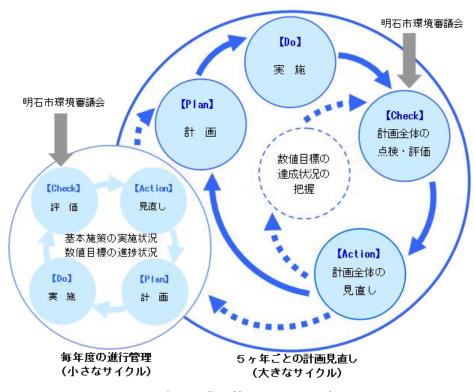


図4-24 計画の進行管理 (イメージ)

(2) 計画の見直し [石津1]

この計画の[石津2]見直しは令和8 (2026)年度

なお、社会経済情勢が大きく変化した場合など、計画見直しの必要性が生じた際には、明石市環境審議会に諮問し、見直すこととします。

【生活排水処理編】

I 策定にあたって

1 基本方針

わたしたちのまち明石は、穏やかな瀬戸内海を望む美しい海岸線をはじめ、ため池 群や田園地帯、里山林など、多様な生物を育む多くの自然に恵まれたまちです。

このような恵まれた環境やまちの魅力を次世代のこどもたちに引き継いでいくためには、公共用水域の水質保全は重要な課題です。

そのため、下水道人口普及率を 100%に近づけていくことを目標に公共下水道の整備を進めながら、し尿・浄化槽汚泥等については現在の収集運搬体制と下水道の終末処理施設での処理を維持していくとともに、浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導により「公共用水域の水質保全による安全で快適なうるおいのあるまち・あかし」を目指します。

2 目標年次

2-1. 目標年次

(1) 本計画における目標年度と計画期間

本計画における目標年度は、令和13(2031)年度とします。

また、計画期間は、令和 4 (2022) 年度から令和 13 (2031) 年度までの 10 年間とします。

計画の目標年度 令和 13 (2031) 年度

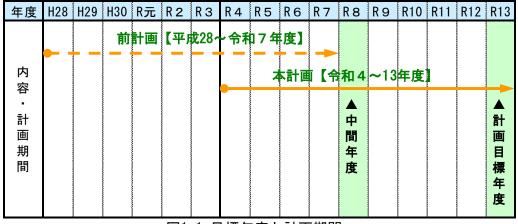


図1-1 目標年度と計画期間

(2) 計画の見直し

計画の諸条件が大きく変化した場合は、適宜見直しを行います。

3 一般廃棄物の排出の状況

3-1. 生活排水の排出状況

生活排水は、し尿と生活雑排水(し尿以外の排水で台所排水、洗濯排水、風呂排水等)の2つに大きく分類されます。本市では市全域を下水道全体計画区域に定め公共下水道の整備事業を推進しているため、生活排水の大半は公共下水道へ排出されており、わずかに残る下水道未接続世帯等からのし尿は浄化槽等を介して公共用水域へ排出されるか、汲み取り便槽に貯留されます。その後、し尿及び浄化槽汚泥等は下水道の終末処理場まで収集運搬され、下水とともに処理されます。

生活排水処理全体の概要は図 1-2 のとおりです。

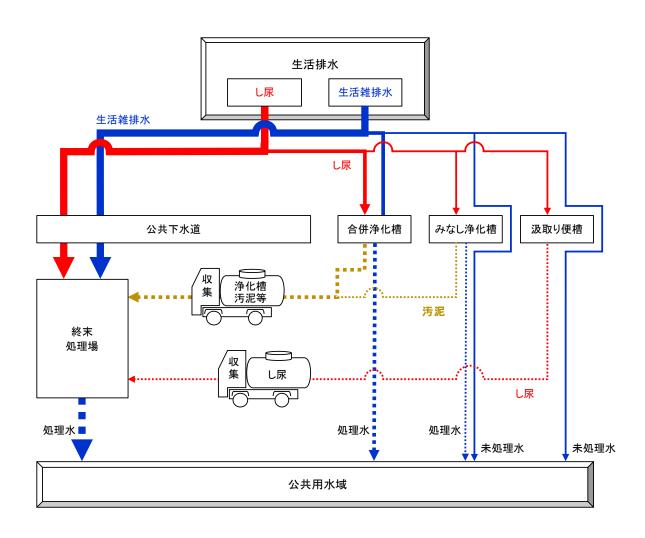


図1-2 本市における生活排水処理全体の概要

3-2. 生活排水の処理形態の推移

本市の生活排水の処理形態については、令和3 (2021) 年3月末で公共下水道が98.7%を占めており、し尿汲取り便槽及び浄化槽等の利用者数は減少傾向を辿っています。

生活排水処理形態の推移を表 1-1 に示します。

表1-1 生活排水の処理形態の推移

項目\年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公共下水道水洗化戸数	133, 271	135, 137	136, 659	138, 303	139, 396
公共下水道水流化户数	(97. 1%)	(97. 1%)	(98. 2%)	(98.6%)	(98. 7%)
合併浄化槽基数	253	242	227	222	214
みなし浄化槽基数	1, 343	1, 261	1, 150	1, 072	1, 026
し尿汲取り便槽基数	1, 018	895	770	719	655

4 一般廃棄物の処理主体

4-1. 一般廃棄物の処理

下水道未水洗化の家庭、事業所等から発生したし尿及び浄化槽汚泥等については、公共下水道の整備が進み汚泥量が減少したため、平成23(2011)年4月からし尿処理施設を廃止し、公共下水道の終末処理施設である二見浄化センターで処理を行っています。 し尿の収集運搬については、本市全域を2社による委託で行っています。

また、浄化槽汚泥等の収集運搬については、許可業者により対処しています。

5 生活排水処理基本計画

5-1. 生活排水の処理計画

(1) 今後の推移

今後、公共下水道整備の進捗とともに、し尿汲取り便槽及び浄化槽等の設置件数は、減少していくことが見込まれ、「明石市公共下水道事業計画」の処理目標に基づき策定された、「明石市生活排水処理計画」では生活排水の処理人口を以下の様に推計しています。

表1-2 生活排水の処理人口将来推計(明石市生活排水処理計画より)

項目\年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共下水道処理人口	304, 072	304, 996	305, 968	306, 954
し尿汲及び浄化槽等人口	940	867	809	766

(2) 処理の目標

本市では、下水道人口普及率を100%に近づけていくことを目指します。

現状でも生活排水の大半は公共下水道へ排出されている状況ですが、下水道への接続が困難な世帯や工事現場の仮設トイレ等が残ることから、当面の間は現在の収集運搬体制と下水道終末処理場での処理を継続します。また、浄化槽については、浄化槽管理者に対して、法定検査の受検や定期的な保守点検、清掃について啓発、指導等を行い、適切な維持管理を促すとともに、下水道処理区域外における単独処理浄化槽については合併処理浄化槽への転換を勧め、生活排水の適切な処理を推進します。

生活文化常任委員会資料 2021年(令和3年)12月9日 市民生活局環境室あかし動物センター

明石まちねこプロジェクトの進捗状況について

1 概要

あかし動物センターでは、地域が抱える飼い主のいない猫に関する課題の解決を目指し、今年度よりあらたな取り組みとして、「明石まちねこプロジェクト」を推進しています。モデル地区の選定や、ボランティア団体との協力体制など、これまでの取り組み状況について報告いたします。

2 モデル地区

- (1) 協力自治会 西明石南町自治会
- (2) 選定理由

西明石南町自治会では、これまでに自治会で去勢・避妊手術の実績があり、猫の 世話をしている方を把握でき、プロジェクトへの理解が得やすいなどにより、協力を 依頼いたしました。

3 ボランティア団体

- (1) 協力ボランティア団体 「一般社団法人 with CAT」
- (2) 依頼理由

「一般社団法人 with CAT」は、主に明石の地域猫 TNR・保護・譲渡を行なっており、あかし動物センター登録ボランティア団体であり、市内の去勢・避妊手術を地域の合意形成についても配慮しながら、多くの市内自治会で実施してきた実績があります。

4 プロジェクトの進め方

(1) イメージ図



(2) スケジュール

【令和3年度】

- ・モデル地域の選定
- ・自治会、ボランティ ア等への協力依頼
- ・プロジェクト活動の 事前準備

【令和4年度】

- ・モデル地域でのエ サやトイレ等の適切 な管理
- ・地域や関係団体からの意見や課題等抽出

【令和5年度以降】

- ・モデル地域での効果検証
- ・プロジェクトを他地 域へ拡充
- ・明石モデルの確立

- (3) 令和3年度の取り組み
 - ① プロジェクトの取り組みを市内で周知するため、明石市連合まちづくり協議会 理事会に出席し説明を行いました。
 - ② 地域の理解と協力を得るため、自治会役員会に出席させていただき、プロジェクトの説明を行い、住民への説明用リーフレット、飼い主のいない猫に関する事前アンケート(別紙)を配布し、地域内に活動周知の看板設置などを行いました。
 - ③ ボランティア団体と連携しながら、モデル地区内における猫の数を把握し、地域で猫の世話している方への、プロジェクトの協力を依頼し、活動用ビブスの着用、専用えさ容器を使用してもらい、えさや糞尿の片付けなど、適切な管理をお願いしています。







(活動用ビブス)

5 今後の取り組み

今後の取り組みにつきましても、地域の理解を得ながら、関係団体等からのご意 見や課題等を整理し、地域と協働しながらプロジェクトを進めてまいります

アンケートにご協力ください



FEF 88 (A)
質 問 ① ————————————— あなたの年齢を教えてください。
□10代 □20代 □30代 □40代 □50代 □60代 □70代以上
質 問 ② ——————————————————————————————————
ご近所でのら猫を見かけますか?
□よく見かける □時々見かける □ほとんど見かけない
□見かけない
質問③
ご近所ののら猫をどう思いますか?
□迷惑 □かわいい □無関心
一 質 問 ④ ————
ご近所でのら猫は増えたと思いますか?
□増えた □減った □わからない
質問⑤
現在、あなたはのら猫で困ったことがありますか?
□ある □多少はある □ほとんどない □ない
_ 質 問 ⑥
⑤でどのようなことで困ったことがありましたか?
□ふん尿 □敷地内への侵入 □ゴミあさり □鳴き声
□車への被害 □その他()



ご協力ありがとうございました 明石まちねこプロジェクト 西明石南町自治会・あかし動物センター